

予算決算委員会会議録

1. 開催年月日

平成24年 9月19日 開会 11時30分 閉会 11時50分

2. 開催場所

全員協議会室

3. 出席委員名

川上 泉	佐藤 豊	坊野 公治	藤原 浩司
上野 安是	竇戸 利昭	西田 久志	馬越 宏芳
三輪 順治	大鳴 二郎	水野 忠範	川上 武徳
井口 勇	森下 金三	河合 建志	鳥越 孝太郎
高田 正弘	藤原 清和	森本 典夫	藤原 正己
乗藤 俊紀			

4. 欠席委員名

なし

5. その他の会議出席者

(1) 議長 宮地 俊則

(2) 説明員

副市長	三宅 生一	総務部長	長野 隆
市民生活部長	国末 博之	健康福祉部長	大元 一高
建設経済部長	高村 俊二	病院事務部長	北村 宗則
総務部次長	佐藤 文則	市民生活部次長	笠行 真太郎
健康福祉部次長	大月 仁志	健康福祉部参与	三宅 道雄
建設経済部次長	田邊 義博	企画課長	大舌 黙
財政課長	山田 正人	農林課長	谷 昌彦
保健センター所長	山本 高史	病院庶務課長	猪原 忠教
総務課長補佐	山下 浩道	財政課財政係長	久安 伸明
教育長	片山 正樹	教育次長	初崎 默
スポーツ課長	三宅 孝一	図書館長	山室 日出夫

(3) 事務局職員

事務局長 川上勝三 事務局次長 渡辺聰司

6. 傍聴者

(1) 一般 0名

(2) 報道 2名

7. 発言の概要

委員長（川上 泉君） それでは、本会議に引き続きご苦労さまです。

ただいまから予算決算委員会を開会いたします。

初めに、副市長のごあいさつをお願いします。

副市長（三宅生一君） 皆様に、改めましておはようございます。

もう、昼にも近いので、ちょっと間抜けたごあいさつでございますが、本会議の決算審議に引き続きまして予算決算委員会ということで、皆様方にはいろいろこうわざらわせる案件を出しておりますが、一つよろしくお願ひしたいというふうにも思っております。さて、非常に暑い夏が、本当にこの間までそういった感じであったわけですが、今日からはいよいよ彼岸の入りということであります。昔の人がよく言ったもので、暑さ寒さもということで言われておりますが、本当にそういった感じ、季節の移ろいを感じる、そんなところであります。また、昭和33年、当時の巨人軍の長嶋茂雄がホームランを打って一塁ベースを踏み忘れて幻のホームランだったというのがどうも昭和33年のきょうだというふうにも思っております。本日の議案の3本、予算につきましては着実な事務を私どもは進めておりますので、慎重審議あるいは適切なご決定を賜りたいというふうに思っております。

以上であいさつとさせていただきます。よろしくお願ひします。

〈議長あいさつ〉

〈議案第54号 平成24年度井原市一般会計補正予算（第2号）〉

〈歳入全般〉

〈なし〉

〈第15款 総務費〉

〈なし〉

〈第25款 衛生費〉

〈なし〉

〈第35款 農林水産業費〉

委員（森本典夫君） エアガン3丁で、本庁と2支所へということではありますが、具体的にはどういう対応になるのでしょうか。

農林課長（谷 昌彦君） エアガンにつきましては、捕獲駆除が困難になっております猿の対策といたしまして、職員による追い払いのときに使用する計画と、猿の追い払いの講習会に使用する計画をいたしております。実施にあたりましては、井原市有害鳥獣実施隊をつくりまして、その中で職員を指名いたしまして追い払いの活動をやっていく計画でいたしております。

以上でございます。

委員（森本典夫君） 対応する職員は何人ぐらい指名されるんでしょうか。各所で。

農林課長（谷 昌彦君） 10名を予定いたしております。本庁4名、各支所3名で計10名で対応するのを決定いたしております。

委員（森本典夫君） そういう通報が入ったら、その中のどなたかがエアガンを持って追い払いに行くということでいいですね。

農林課長（谷 昌彦君） 連絡を受けましたら、まずエアガンを持って職員の方も現地の方へ行きまして追い払い活動を行う計画をいたしております。

以上でございます。

委員（森本典夫君） 全国的な教訓で、それをやつたら当分の間出て来んとかいうようなことになるんでしょうか。そんなことは全国的な教訓で、エアガン3丁買うわけですから、効果があるだろうということで買ったんでしようから。そのあたりはどういうふうにつかんでおられますか。

農林課長（谷 昌彦君） 猿の方に直接当たりますと効果がありまして、出てくる期間は少なくなってくると聞いります。こういう形で追い払い続けて猿の対策を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員（森下金三君） 今の質問に対してですけど、エアガンのことについて、あのエアガンというのはエアでいくわけでしょうから、音いうのは出るのか、弾が出てBB弾いうんですか、そういうようなんが出ていくやつだろうと思うんですが、それは距離としたら射程距離というか、当たって痛いないいうようなそういう性能いうのはどんなんですか。音と一緒にパーンと出て当たるようなエアガンか、そこら辺当たって痛うもなかつたら効果がねえと思うんですけど、どのくらいの距離なら当たって痛いんか、そこら辺の性能はどんなんですか。

農林課長（谷 昌彦君） 発射距離、届く距離は30メーターから40メーターと聞いております。30メーターぐらいで当たつたら効果があるとも聞いております。音の方はある程度の音はしますので、猿の方にもその音で威嚇できると考えております。

以上でございます。

〈なし〉

〈第55款 教育費〉

委員（三輪順治君） 体育施設費の確認ですが、500万円の予算計上で内訳がお聞していておりますように四季が丘団地の通園・通学安全対策ということで、運動場の通路整備とそれから防護ネット、私もあそこを何回か通ったんですけども、そのところはそれで安全確保がなされるんですけども、山王バイパスから四季が丘へ上がる道がありますね、防犯灯をお付けになるようにお聞きしてますけども、そのあたり、体育施設とは関連しないんですが、関連して質問しますけれども、私は夜間、暗いときに照明が灯されると同時に監視カメラが必要になってこようかというような私思い持つとんですが、このあたりちょっとお考えがあれば聞かせ願いたいと思います。

委員長（川上 泉君） 三輪委員さん、審議項目は防球ネットの設置についての予算でございますので。

委員（三輪順治君） だから500万円内訳はわかったんです。通路の整備とネットじゃいうことを聞いております。関連して四季が丘の子供たちの安全確保のために防犯カメラ等の対応はお考えになっとんでしょうか、関連で聞きょうるんですからよろしくお願ひします。答えられなんだら答えられんでええです。関連で聞きょうるんです。

委員長（川上 泉君） 三輪委員、ただいまのご質問は確かに四季が丘の通学路に関連はいたしておりますが、ここは予算決算委員会でございまして、ここに提案されております項目は先ほど申し上げましたが、野球場へ設置する防球ネット等でございますので、それに対するお尋ねをお願いしたいと思いますが、余り広くなりますとこの項目にはそぐわないというふうに理解をいたします。

委員（三輪順治君） 委員長のお考えはわかりました。それならば別の機会に改めて関連した形でご質問させていただきます。ありがとうございました。

委員（佐藤 豊君） 防球ネットの高さとですね、どのぐらいの距離、幅を想定されるとるんでしょうか。

スポーツ課長（三宅孝一君） 高さが10メートル、幅が20メートルを考えております。

委員（佐藤 豊君） 20メートルというふうに言われたんですけども、球場のサード側になると思うんですが、どこら辺から20メートルの予定でしょうか。

スポーツ課長（三宅孝一君） サード側に現在防球ネットが設置されてますけども、あの先に20メートル追加で増設する予定です。

委員（佐藤 豊君） 延長して20メートル広げるということで理解しとたらよろしいでしょうか。

スポーツ課長（三宅孝一君） はい。その通りでございます。

〈なし〉

〈第60款 災害復旧費〉

〈なし〉

〈歳入歳出全般についての質疑〉

〈なし〉

〈第2条 地方債補正〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第55号 平成24年度井原市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第 56 号 平成 24 年度井原市病院事業会計補正予算（第 1 号）〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

委員長（川上 泉君） 以上で議案の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

委員長（川上 泉君） 閉会に当たり、執行部で何かございましたらお願ひします。

副市長（三宅生一君） 閉会にたりまして、一言お礼のごあいさつをさせていただきたい
と思います。

ご提案させていただきました補正予算案 3 本、慎重審議いただきながら適切なご決定を賜
りました。本当にありがとうございました。これから秋も本番でありますので皆様方には健
康にも留意され、この秋を満喫していただけたらというふうに思っております。本日はあり
がとうございました。

〈議長あいさつ〉

委員長（川上 泉君） 以上で予算決算委員会を閉会いたします。皆さんご苦労さまでし
た。

予算決算委員会会議録

1. 開催年月日

平成24年 9月25日 開会 9時30分 閉会 17時34分

2. 開催場所

全員協議会室

3. 出席委員名

川上 泉	佐藤 豊	坊野 公治	藤原 浩司
上野 安是	竇戸 利昭	西田 久志	馬越 宏芳
三輪 順治	大鳴 二郎	水野 忠範	川上 武徳
井口 勇	森下 金三	河合 建志	鳥越 孝太郎
高田 正弘	藤原 清和	森本 典夫	藤原 正己
乗藤 俊紀			

4. 欠席委員名

なし

5. その他の会議出席者

(1) 議長 宮地 俊則

(2) 説明員

副市長	三宅 生一	総務部長	長野 隆
市民生活部長	国末 博之	健康福祉部長	大元 一高
建設経済部長	高村 俊二	水道部長	山岡 弘幸
総務部次長	佐藤 文則	市民生活部次長	笠行 真太郎
市民生活部参与	金高 常泰	健康福祉部次長	大月 仁志
健康福祉部参与	三宅 道雄	建設経済部次長	田邊 義博
会計管理者	鳥越 寿	秘書広報課長	妹尾 光朗
企画課長	大舌 熱	財政課長	山田 正人
税務課長	小田 義晴	定住促進課長	中原 康夫
市民課長	川田 純士	子育て支援課長	谷本 悅久
保健センター所長	山本 高史	偕楽園長	福島 秀裕
健康福祉部参事	柚野 裕正	甲南保育園長	三宅 信子
芳井保育園長	松山 瞳美	商工観光課長	武田 吉弘
農林課長	谷 昌彦	芳井支所長	笛井 洋
美星支所長	小出 堅治	監査委員事務局長	岡田 豊作

消防団参事	長川行雄	総務課長補佐	山下浩道
市民課長補佐	橋本良啓	出納室次長	唐木英規
福祉課高齢者福祉係長	立花計志	都市建設課管理係長	一安直人
教育長	片山正樹	教育次長	初崎勲
学校教育課長	山部英之	学校教育課参事	川上吉弘
生涯学習課長	田辺晶則	生涯学習課参事	綾仁一哉
文化課長	藤井護	スポーツ課長	三宅孝一
図書館長	山室日出夫	学校給食センター所長	土井義宏
市立高校事務長	三村信介	庶務課長補佐	藤井清志

(3) 事務局職員

事務局長	川上勝三	事務局次長	渡辺聰司
------	------	-------	------

6. 傍聴者

- (1) 一般 0名
- (2) 報道 0名

7. 発言の概要

委員長（川上 泉君） 皆さんおはようございます。

ただいまから予算決算委員会を開会いたします。

初めに、副市長のごあいさつをお願いします。

副市長（三宅生一君） 改めまして、皆さんにおはようございます。

秋たけなわという感じであります。これから本当にいい季節を迎えるその序章かなというふうにも思っております。そうした中、本日は予算決算委員会を開催していただきましてありがとうございます。井原市の財政状況でありますが、先般、決算統計というものがございますが、それを見てみると、井原市の財政状況については健全だというふうにも思っているところであります。ただこれから合併の特例に際しての交付税の優遇措置を受けての健全性ということありますので、数年後から5年間、約2億円ずつの交付税の減ということははっきり見込まれるということで、今の季節秋、これをやはり井原市も冬を迎えるのかなというふうに思っております。健全な財政運営を冬になっても堅持しつつ、市民福祉の向上に、あるいは市民の社会資本整備に努めていきたいというふうにも思っているところであります。本日は、23年度の決算ということで、私ほうから簡潔に明瞭にやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

〈議長あいさつ〉

〈認定第1号 平成23年度井原市一般会計歳入歳出決算について〉

〈歳入〉

〈歳入第5款 市税から第50款 使用料及び手数料〉

委員（三輪順治君） 何点かちょっとお願ひします。

まず、81ページ、82ページ、地方交付税の件でございます。

冒頭、副市長が合併特例にかかわって、あと5年すると、毎年2億円ずつ下がってと、こういうご説明がございました。さらに、井原市健全化審査意見書の監査委員からいただいたおります最後のページにも、審査意見として、今後も地方交付税の合併算定振りかえ期間後の減額に備えるために、将来負担比率が健全であると、こういうふうになっておりますが、もう少し詳しく、何年から減額措置の対象年度に入って、今おっしゃった中身であれば、2億円ずつ毎年減じられ、5年間で10億円というふうなことでございますが、確認のためにお願ひいたします。減額のほう。

それから、とりあえず、それ。歳入のほうで、まず地方交付税のことをお願いしたいと思います。

財政課長（山田正人君） 合併後10年間は交付税の算定ですが、特例がございます。合併しなかった場合の一本算定と算定がえによる差が約10億円ございます。この10億円につきまして、合併11年目、本市でいいますと平成27年度から5年間かけて、その十数億円の、まず27年度は10%、それから次の年が30%、3年目が50%、4年目70%、5年目に90%、6年目にはもうゼロということになります。

以上です。

委員（三輪順治君） ありがとうございました。

いわゆる地方交付税は一般的には何に使ってもいいお金でございますから、それが10億円、こういうふうな形で減ぜられると非常に厳しくなってきます。そういう意味では、基金のほうも後でご質問しますけども、しっかりお金をためながら、冒頭、副市長おっしゃったように、市民サービスの低下を来たさんように社会資本の整備等に努めると、こうおっしゃいましたので、この件はこれで終わります。

次。

ページで88ページでございます。

土木使用料の中の住宅使用料第20節、収入未済額の内訳で、ちょっとよく聞き取れなかったんですが、生活保護の方が何人か、何世帯かいらっしゃるとおっしゃったんですが、ま

ずそのことの確認と、生活保護世帯では住宅扶助というのがあるやに私は認識してますが、この入居者が保護を受けながら入居賃が払えないという意味がよくわからないので、ご説明をお願いします。

財政課長（山田正人君） 先ほど説明で、生活保護の方が6人と申し上げました。原因については、ちょっとしばらくお待ちください。

委員（三輪順治君） 92ページでございます。

総務手数料の最後の40節、閲覧手数料ですが、中身について、件数とかどういう閲覧をされるとるのか、内容をお聞かせ願いたいと思います。

財政課長（山田正人君） まず、件数が4, 182件と申し上げました。まず、市民課の住民基本台帳の閲覧、これが232件であります。

税務課長（小田義晴君） 税務課のほうは、地籍の閲覧手数料の関係で3, 493件と457件別に県のほうの大口の閲覧があったということで、手数料になっております。

財政課長（山田正人君） 先ほどの87、88ページの土木使用料、住宅使用料の生活保護者の関係であります、生活保護を受ける前に市営住宅に入居されて、入居された後に生活保護を受けられるようになった方が6人であります。

委員（三輪順治君） 今のほうから聞きますけど、きょうは担当部署の方、おいでになつてない、福祉、保護決定前に滞納があつた方の具体的なご指導というのはどうなされてますか。ちょっと担当者がいなかつたら、また改めて聞きますけど。いなかつたらいい言うてください。

総務部長（長野 隆君） 今この場には総務関係だけで。

委員（三輪順治君） ほいじゃあ、また委員長。じゃあ、お許しいただいて、この件につきましては、理事者入れかえがありました際にお尋ねいたしますので、よろしくご配慮お願いします。

それから、92ページの件でございます。

住基関係、それから地籍関係言われたんですけども、住基の公簿閲覧という意味合い、具体的な内容、いわゆる住民記録台帳を閲覧するというのは、どういう形で具体的に行われるんでしょうか。例を挙げていただければ結構ですから。

市民課長（川田純士君） アンケート調査であるとか、学術研究等によります無作為抽出の調査について、住民基本台帳の閲覧をされるということであります。

委員（三輪順治君） その場合、個人情報の固まりがそこにありますよね。いかにアンケート調査であるとか学術調査であるといつても、目的の確認であるとか、あるいは成果物の納品であるとか、どのようにその方がそのご本人であるとか、あるいは調査の中で具体的に間違いないと。ですから、人のプライバシーをお見せするわけですから、慎重な上にも慎重

を期していただきよろと思ひますけども、ちょっとそこらあたりを披瀝してください。

市民課長（川田純士君） 申請がありましたら、その内容をよく審査しまして、本来の今言いましたような趣旨に沿つてかどうかというのを、こちらのほうで検討し、大方の場合には国の機関からの委託を受けた業者等が調査に来ますんで、基本的にはいいということになりますけども、そういった申請をする際に、今おっしゃられたようないろいろな証拠書類を添付していただいて、それで決定をするということになりますし、アンケートの成果品ができましたら、それを送付していただくというようなこともしております。

委員（三輪順治君） わかりました。

そうすると、232件の手数料件数なんですが、これは例えばアンケートを市内のいわゆる住基名簿から無作為に200名抽出するという場合を例にとれば、200件抽出するわけですけども、となりますと、そうすると手数料は1件が300円でしょうか。それとも200件に300円かかるんでしょうか。どっちでしょう。具体的な運用です。

市民課長（川田純士君） 1人分が300円です。

委員（三輪順治君） 1人分が300円。

今日、個人情報の厳重管理というのは行政に委ねられた本当に信頼関係の基本となることでございます。悪質業者による振り込め詐欺等に決して利用されてはいないと思いますけれども、そういうふうなおそれもなきにしもあらずでございます。先ほどのご答弁の中では、確認を丁寧にやって、その上で手続に入るということでございますから、まず入り口で情報が出るのを防ぐという意味も兼ねまして、今以上、あるいは今のスタイルで引き続き厳格な運用に努めていただきたいというふうに思います。

委員（乗藤俊紀君） 市税全般のことでお伺いしたいんですが、前年度に比べまして不納欠損がかなりふえております。その原因は、市民税の不納欠損が多いということでありましたが、もう一つには、最近の経済の低迷であるとか、雇用がうまくいってないとかいろいろあるだろうと思います。その不納欠損の主な原因、それ経済の低迷だけでなく、ほかに何かあるのかないのかわかりませんが、どうして不納欠損がふえているかというのをお尋ねいたします。

税務課長（小田義晴君） 今回の不納欠損につきましては、個人市民税で大口の欠損が1件約470万円ございます。それが主なものでございまして、ほかのものにつきましては、特に特徴のあるものはないように思っております。

市民税の個人市民税関係でいいますと、生活困窮者につきましては、対前年より41件減っております。ふえておりますのは、所在不明43件、それから差し押さえ財産なしが73件とふえておるというところでございます。それから、固定資産税につきましても、個人市民税……。内訳につきまして。個人の市民税につきましてそういう所在不明者がふえたり、差

し押さえ財産がないというのがふえたというような傾向がございます。

それから、固定資産税につきましては、差し押さえ財産がないというのが件数は減っております。不納欠損につきましては、その年、その年で特に状況が変わる、特殊な状況というのはなかなか見出せないようには思います。

委員（乗藤俊紀君）　　近年、経済の動向が低迷してると。そのことに原因するということは考えられないんでしょうか。収入減になって、個人市民税あるいは固定資産税等々が払えないから不納欠損がふえたというようなことは考えられないのでしょうか。

税務課長（小田義晴君）　　ご指摘の要因はあるかもわかりませんけれども、まず執行停止をしますので、それから不納欠損へというような経過がございますので、その年その年の近年の状況で反映するというような、直接的には反映するということはちょっと考えられないと思います。

委員（乗藤俊紀君）　　関連してでありますが、所在不明というのは何年間ぐらい追跡して所在を突きとめていくのか。何年すればもう時効といいますか、追及しないというような規定があるか教えていただきたいんですが。

税務課長（小田義晴君）　　所在不明者につきましては、住所地へ確認をまずしております。それから、住所地の市町村で世帯状況を調べると。それから、井原市にありましたら、現地を確認して、確かにないというようなことを確認しております。その前に郵便が返ってまいりますので。何年というのはございません。所在不明になりまして、それから執行停止にかけるということで、執行停止後、通常であれば3年で不納欠損ということになると思います。

委員（乗藤俊紀君）　　わかりました。終わります。

〈なし〉

〈第55款 国庫支出金から第60款 県支出金〉

委員（乗藤俊紀君）　　55款の国庫支出金ですが、前年度に比べますと3億円余り減少しているという、比率にすると33%も少なくなっている。その原因を見ますと、土木費の国庫補助金であるとか、教育費の国庫補助金であるようですが、中身はどういうことで3億円余り減ったということに、歳出のほうですね。どういうことがあったのか。歳出というなんか、その主なものは何があったでしょうか。

97ページの国庫支出金ですね。

財政課長（山田正人君）　　国庫支出金が22と比べて大幅に減額になっている理由であり

ますが、一番大きな理由であります、道整備交付金、これは22年度は志村百町線の改良工事がございました。これが2億2,700万円程度入っております。これが23年度は250万円、1本だけの道路整備に係るもの。それから、地域活性化交付金事業というのがありますと、きめ細やかな臨時交付金事業、これ22年度、美星地区の星の郷ふれあいセンター等を整備しております。この国庫支出金がございました。

以上です。

委員（森下金三君） 114ページの小さいことなんですが、ちょっと舌をかむような言葉で、生活のしづらさなどに関する調査委託金ということで、ちょっと聞き漏らしたんですけど、25世帯というのは聞いたんですけど、どこの地域を25世帯調査されて、その調査結果についてはどういうふうに今後生かされるのかということをちょっと教えてください。

財政課長（山田正人君） 調査対象地区は稗原地区であります。

委員（森下金三君） それと、その調査された結果、聞き取り調査をされて。

委員長（川上 泉君） それは歳出になってくるんじゃないかなと思うんですが。

委員（森下金三君） そうですか。そしたら、わかりました。

委員（水野忠範君） 96ページの井笠バス、ラッピングの車が走っとんですけど、これ何台走って、1台どのぐらいかかるか。

委員長（川上 泉君） それも、水野委員、歳出じゃろうかと思うんですが。

委員（水野忠範君） じゃあ、そのときに。

〈なし〉

〈第65款 財産収入から第90款 市債〉

委員（森本典夫君） 130ページの先ほど報告がありました太陽光発電売電収入を3カ所ということですが、それぞれの金額を教えてください。

財政課長（山田正人君） 1つ目、荏原小学校でありますが、15万8,976円、井原駅のトイレが46万4,352円、四季が丘グラウンド・ゴルフ場が1万6,464円であります。

委員（森本典夫君） 四季が丘はいつ設置して、何カ月分ですか、これは。

財政課長（山田正人君） しばらくお待ちいただきたいと思います。

委員長（川上 泉君） 森本委員さん、まだほかにありますか。

委員（森本典夫君） ありません。ほかの人に聞いてあげてください。とりあえずまた、

何か言うてじやろう。

委員（三輪順治君） 2件、お願ひします。

ページが115から116の財産収入の目の利子及び配当金4, 840万6, 432円でございますが、先ほど財政課長のご説明は、23基金の運用利息ということで、内訳は省略をされております。この基金による利子収入、利子運用利息というのは大変貴重品でございますが、ちょっと計算機ではじきましたら、運用率が平均的に23基金を全部足すと、別の資料でありましたが、百何十億円ですか、150億円ですか、それに対して4, 800万円ですので、ざっと0.3%の利率、平均ですよ。いいものもあれば悪いものもある。ということになります。それで、質問なんですが、まず基金の現在残高は、私たちは書面でしか見てないんです。書面というのは、つまり例えば今回、議会から資料要求させていただきましたが、基金の運用状況の中に、それぞれの基金ごとに国債の関係で利率が幾らで期間が幾らであるということをずっと書いてあるんですが、これは私たちは現物は見ることができませんので、これを信じていきますが、監査委員の方にお尋ねいたしますけども、この150億円の残高の確認手法は、会計管理者でもええですよ。どういう形でなされてるかというのをまず1点。

それから、運用する場合に、これもそれぞれ約束がありますから、井原の場合は市中銀行5銀行ぐらいですか。中銀、広銀、トマト銀行、笠信、農協、これ以外ない。今日、有利なところへ預けていくということと、地元の金融機関のサポートというのは、難しいところであるんですが、考え方について、運用益を上げる方法がもっとないかということを2番目にお聞きします。

まず、それをお願いします。

会計管理者（鳥越 寿君） まず、最初の基金のそれぞれの国債であるとか、預金関係の確認をどのようにしておるかという、最初のご質問ですけれども、これにつきましては、例月監査をいつも、実はあさって、今月の場合も行うわけですけれども、それぞれ基金の詳細、定期預金証書あるいは国債の通知書等、いずれも月末に前月末における残高を監査委員さんに見ていただきまして、1件1件詳しくご報告し、確認をしていただいております。

それから、2番目の質問の有利な利率による運用をというお話をございまして、市が設けております運用方針によりましても、そういう原則的には公金の確実で有利な方法による運用を図るために、定めを定めておりますけれども、5つの金融機関による債権運用についての提案なり、それから条件提示をお願いすることがございます。それぞれ競っていただいて、金利を提示していただいて、有利な預金、1年、3年、5年とか、そういった期間に応じた有利な金融機関への提示をお願いして、運用に努めておりますほか、やはり安全性ということが一番でございますので、万に一つも金融機関がどうこういうことはないでしようけ

れども、そういったことも考えて、国債による運用を行っております。そういうことで、安全で有利な方法ということは、運用における一番重要な我々の務めだと思っておりますので、そのように努めておるつもりでございます。

以上です。

委員（三輪順治君） 最初の証書等の確認は、定期監査のときに監査委員が、議会を代表されて選出されるとのわけですから、その行為はわかりました。150億円以上にも及ぶ証券、証書あるいはいろんな残高証明がありますから、大変激務だろうと思ひますけれども、引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、利率の件の競争性なんですが、今おっしゃいましたように、一番有利なところと安全、確実ということを含めて結ばれるということでございますが、一覧表を見ると、相当利率が低いのも中に散見されるんです。どういう条件をお出しになるのか、期間の問題とか額の問題とかいろいろあると思いますけども、150億円というものの、例えば0.1%でもすごいお金ですね、1,500万円ですね。ですから、できるだけこのお金をうまく果実が生まれるように、引き続き会計管理者のほうで模索をする中で、歳入確保に努めていただきたい、こういうふうに思いますが、いかがでございましょう。現在、改良の余地はございませんでしょうか。

会計管理者（鳥越 寿君） 先ほど申しましたとおり、安全で有利な方法で運用を考えておりますけれども、指摘のございましたように、さらに研究をして、ご承知のとおり、最近市中の金利は非常に下がっております。皆様方が定期預金をされるという場合でも、実は0.3%とかという利率ではなくて、1年、3年、5年でも0.03%というような市中の定期預金の金利はそういう状況でございます。そういう中で、大口の定期で公金を運用するということについては、さまざまなメリットもありますし、また財政上の先々の財源のこととも考慮しながら、場合によっては期間等を考えて、一般的に金利というのは、長期に預ければ、あるいは長期間借りれば金利は高くなりますので、そういった期間のことを考えながら、しかも市の財政も考慮した上で、極力そのような運用をしていきたいというふうに思います。

委員（三輪順治君） よろしくお願ひいたします。

この点につきましては、今、会計管理者のほうから方針等が述べられましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、2点目に入ってよろしいでしょうか。

ページでいうと123、124でございます。

繰越金でございます。

昨年もたしかこの決算で問題になったと思います。繰越金が19億2,700万円という

数字を先ほどご説明になりましたが、これは歳入で、例えば市民税の住民税の中でもとりわけ個人の市民税が決算額が15億6,600万円、この個人市民税の額を上回る額が、つまり繰越金として処理されるというのは、ちょっと会計運用上、財政運用上、少し違和感があるんですが、なぜこのような繰り越しが出るのか、背景なり原因なり要因を端的にお知らせください。

財政課長（山田正人君） 19億円余りの繰越金の要因ということあります。

まず、歳出のほうでありますが、予算額が210億円ほどです。対して執行額が206億円余り、執行率が95.2%、この約5%というのは物品、役務、工請、これらあたりの契約残で発生するものだと理解しております。歳出のほうで約10億円の繰越金が発生いたします。一方、歳入のほうでありますが、対予算でいいますと、まず市税が個人、法人いずれも増、対予算で増となっておりまして、こちらが2億6,000万円余りの増となります。それから、前回6月議会でも申し上げましたが、交付税の関係、市税が年によって6億円も差が出る年もあるということで、交付税については地財も参考にして予算編成するわけでありますが、税のほうで歳入欠陥が起きた場合に備えて留保している、このあたりが6億円、7億円ございます。それから、繰入金ですが、先ほど基金繰入金、説明いたしましたが、收支の見通しが立ったことから、財調あるいは公共施設の整備基金の繰り入れを行っていない関係で、減額の5億円となっております。そのほか、市債でありますが、事業費の確定によりまして、市債のほうが2億4,000万円余り減となっております。そのほか、事業費に係る契約等の残、契約残によりまして、国庫の支出金、県支出金等が5,000万円ほど減額になっておりまして、歳入のほうで5億7,000万円余りが対予算より多く入っているという状況であります。

委員（三輪順治君） いろいろご説明いただきましたが、安全パイを見込むような話もあり、また補助対象事業の入札額決定に伴う、いわゆる見込みより減ったというようなこともあります。しかしながら、常識的に考えて、繰越金の額が一般会計当初予算の1割程度になるというのは、私はいささか違和感があるんです。入るを量りて出づるを為すということは言うまでもないことなんですが、今のお話では、入るを少し調整して危ないのに備えて少し少な目に見積もつとこうと、こういうふうなご心配もなさったようでございますが、それは市民ニーズに応えるために必要な場合には、やはり入を量るというのは、いろんな手段を講じて、先ほど言いましたように、諸収入の中でも基金収入でも0.1%上げれば、口では簡単に言いますけども、1,000万円以上の利息が出るわけですから、そういうことを講じながら、この繰越金の運用をしていただきたいと思います。本音のところはおっしゃいませんが、地方交付税が、先ほど冒頭聞きましたが、31年度で9割カット、32年度からは0と。いわゆる合併特例債がなくなるということでの、将来に備えての恐らくうまく運用

されるとるんだろうと思います。これはおっしゃっておりませんが、ただ世論とすれば、100円計上すれば、二、三円余るのはいたし方ないけども、10円余るというのは、社会通念からすると少し運用上、幾ら健全財政とはいえ、私は運用において少し疑問が生じます。井原市だけが助かってもいけないわけで、これは日本国全体が今非常に厳しい経済状況の中にはあります。国債の発行残高も、ご承知のような数字でございます。地方交付税についても、あるいはこれから先の制度設計、どうなるかわかりません。そういうことに備えてのお話であろうと思いますが、今暮らしての方々に必要なサービスを、必要な段階にささげるというのが、私基本だと思います。したがって、こういう結果としてはこうなんですけども、できるだけ額のレベルを社会通念で許されるといいますか、いわゆる家計でもそうなんでしょうけども、余れば余るほどいいという一般論でなくて、行政は市民ニーズやサービスにこたえるもんですから、余りこら辺の数字はいかがかと思うんですが、そのあたり担当部長さん、お考えをお聞かせください。

総務部長（長野 隆君） このたび繰入金が19億円ということでございますが、23年度の今回の決算におきましては、歳入歳出の差し引き残高が16億円と、3億円程度は減っております。当然、今年度はもう交付税につきましても限度いっぱい組んでおりますし、過去のこういった経験も踏まえまして、そういったご意見も踏まえて、24年度からは大変歳入もいっぱい組んで、歳出に見合うだけの、当然今後はもうこういった繰り越しも出ないということに考えております。そういったご意見も踏まえまして対応してまいることといたしております。

委員（三輪順治君） 健全財政の堅持と効率的、合理的、効果的な行政執行に努めていただきたい。このことを申し上げまして、私の質問を終わります。

委員長（川上 泉君） それでは、先ほどの森本委員さんのお尋ねの太陽光発電売電収入、四季が丘グラウンド・ゴルフ場に関するお尋ねに答弁を願います。

財政課長（山田正人君） 先ほどの森本委員さんの雑入の関係の129ページ、130ページの太陽光の関係です。四季が丘のグラウンド・ゴルフ場にいつ設置したのかということです。本年、平成24年1月18日に設置いたしております。

委員（高田正弘君） ページ数では123ページで諸収入、85款の諸収入の延滞金ですね。この延滞金が当初の予算では400万円、収入未済額で1, 158万7, 633円ということで、先ほどの件数が、私が間違いでなければ、恐らく平均で6, 300円程度になるんですが、先ほど会計管理者もおっしゃいましたけど、今、市中では定期預金しても今の0.03%、この計算でいくと、正確な数字はちょっと私もわかりませんが、国の法律があつたり条例で、井原市の場合14.何%になってるはずなんです。そうすると、かなりサラ金に近いような暴利だと思うんです。この延滞金の利子が私は高過ぎるんじゃないかなと思

うんですが、どうでしょうか。

税務課長（小田義晴君） これは、延滞金につきましては、地方税法のほうで定められておりまして、特例基準割合という、昔でいいますと公定歩合に年4%を加えたものが、これが当初の1カ月分でございます。当初の1カ月分につきましては、現在4.3%で延滞金を定めておりまして、いずれにしましても、年14.6%は法律のほうで定められておるということでございます。

委員（高田正弘君） 法律とはいながら、今の現状、今の世界の経済、日本の経済の現状を見るときに、いろんな問題があります。その中で、延滞をしなきや、しようと思ってるわけじゃないけどしてしまったという方に、こんな高い金利をかけて、さらにその支払いが滞っていく。今の1カ月であれば4.3%だと言いますが、延滞する方にとって2カ月、3カ月、5カ月、1年、例えば市内の市中の大手デパートはもう物すごい延滞利息がついたはずなんです。井原市の大きな交差点のところにある。あれなんかは、はっきり言って、この延滞利息取れないでしょう。ですから、この利息が僕は高過ぎるんじゃないかなと常々思っております。そろそろ今のお答えの中に、法律で定められたものだとおっしゃるんですけれども、ここらあたりもう少し市として考えていかなければ、ますます延滞がふえてくるし、この延滞金、当初予算の400万円に対して1,158万円、決してうれしい収入じゃないと思うんです、私は。ですから、ここらあたりはもう一回、そろそろ見直すべきじゃないかなと思います。

委員長（川上 泉君） 答弁を求めます。

委員（高田正弘君） 多分、答弁はないと思うんで。

法律で定められたものだと、もう答弁いただいてますから、私法律変えるわけにいきませんけども、この収入は決してうれしい収入ではないということだけは申し上げておきます。

委員（簗戸利昭君） 116ページの財産収入で、土地建物貸付収入、建物が19件、土地がちょっと何件かメモできなかつたのですが、主なもので結構ですから、どういうところにとか、どういうことで貸し付けておられるのか、わかれれば教えてください。

財政課長（山田正人君） 主なものということありますが、岡山西農業協同組合に対し、駐車場として貸し付けてる土地、あるいは中町郵便局の土地を貸し付けているとかございます。それから、建物ですが、総件数は土地は83件あります。

以上です。

委員（簗戸利昭君） 建物は、例えば差しさわりのないところで結構ですから。

財政課長（山田正人君） 大きいところでは、美星地区の土地ですか、民間の会社に建物を貸しております。

以上です。

委員（簗戸利昭君） 結構です。

〈なし〉

〈歳入全般〉

〈なし〉

〈歳出〉

〈歳出第10款 議会費〉

〈なし〉

〈第15款 総務費〉

委員（藤原浩司君） 150ページの総務費の諸費ですか。先ほどご説明があった地方バス路線運行維持費補助金等々3つ、4つですか。ご説明いただいた中で、前年比から比べると上がっておる部分がほとんどで、井原鉄道施設管理費補助金に対しては前年比から減額にはなってるんですが、この上がっているところの路線バスの要因を教えていただけますか。

企画課長（大舌 勲君） まず、地方バス路線運行費の維持費の補助金につきましては、22年度から、全体で比べますと600万円弱でございますが、経費がかかっております。これにつきましては、関係バス事業者が備北バス、井笠鉄道、北振バスとございますが、昨年より経費がかかっておりますのが備北バスと北振バスでございます。これはいずれも燃料費の増、それから修繕料、バス運行に係る修繕料等の増額が主なものでございます。

それから、市内バス循環につきましては、これはあいあいバスでございます。これにつきましても、300万円程度の増でございますが、全体的な燃料費、それから車両の修繕等に係るもののが主なものでございます。

委員（藤原浩司君） 全体で600万円ぐらい上がったこと、先ほどの中で井笠鉄道は下がっておるわけですが、ほかが修理代等々で上がるという、結構な金額、修理代の燃料費も上がったるのは確かでございますが、先ほどご説明の中で、北振バスとか備北バスとか井笠バスのように言われたんですけど、これ市内の業者さんというのは、かなりこのバス業務の会社が結構ございます。そういう中で、これは委託ですから、入札のような形はとっておらないと思うんですけど、さらに上がっていく経費に対して、例えば事業者の努

力で、入札制度のような形で、この中の域でいけるなというような形の透明性を持ったような、今の説明、企画の課長の説明では、ちょっと何か、何が上がった、かにが上がった、ここでめげた、修理代だというような説明ではちょっと納得できんような額なんで、これは市内業者の育成、雇用の確立、それから経費の削減ということも含めた中で、今後市内の業者さん等々に入札でお渡ししたほうがいいんではないかと思うんですが、その辺の考えはどうなんでしょうか。

企画課長（大舌 勲君） これは市の委託事業ではございませんで、運送法の4条ということで、営業で各事業体が営業されている路線でございます。これにつきましては、過疎地域ということでありますと、岡山県の地域振興特定路線維持費補助金という単県の補助金制度にのっとって、市と県とが補助を行っているというものでございますので、これはあくまで交通事業者が運輸局に許可をとって運行しているというものでございます。

委員（藤原浩司君） いずれにしても、補助金で賄われている運送法の中にあるんでしょうけど、要は行政のほうから補助金を出すというところは、ここで上がった説明、何がどういうふうに上がったから、どのぐらい使ってるからどういうふうに上がった。例えば、どういう修理が来たからどういうふうに修理代がかかって上がった。その使ってるバスは何年の使用であるかとかというようなことも一応把握された上で、議会のほうできちつとした説明をしていただきないと、反面、井笠鉄道とか200万円減額出るんですね。そういう中で、こういったところだけが補助法があるんでしょうけれど、4条の運送業法があるんでしょうけれど、やはりそういうところはきっちつとした把握をした上で、議会のほうへのご説明をしていただきたいなと思います。それをお願いして終わります。

委員（鳥越孝太郎君） 2点ほどお尋ねしたいと思います。

まず、142ページでありますけれども、企画費の中で、委託料、出会い系の場事業委託料でありますと、36万8,500円を使って事業をされておるということですが、詳しい内容をちょっと教えていただきたいと思います。特に、開催の回数だとか、あるいは参加の人数、それから市内とか市外の広域的にされてるのかどうか。そうしたところ。カップルが7組成立ということでお知らせありましたけれども、これはカップルということは結婚したというふうにとっていいのか。ただカップルが誕生して、その後はもう何も知らないというのか、そのあたりもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

それから、2点目でありますけれども、150ページの興譲館高校の運営費補助金350万円出されておりますけれども、どのように活用されたのか、まずお聞きしたいというように思います。

企画課長（大舌 勲君） まず、企画費の委託料の出会い系の場事業でございますが、これは井原市として行った事業、年に1回行いました。12月18日に美星町で行っております

が、男性が19名、女性が14名参加ということで、そのときの成立カップル数が7組、それから3カ月後の後追い調査をしております。3カ月後に交際が続いているカップルが2組ということでございます。この事業で、今まで成婚まで至った事業は3組が今までの実績でございます。

それから、これは井原市独自の事業でございますが、諸費の井笠圏域振興対策協議会負担金の中でございますけども、この井笠圏域で出会いの場の事業を行っております。これは井原も含めまして、全8事業を行っております。これは抽せんで選ばれますので、必ずしも井原市の応募者が全て参加できませんけども、今まで男性31名、女性が6名参加いたしております。カップリングになった組数は全体で37組ができております。井原市では男性が9名、女性が1名のカップルになったという実績がございます。

総務部次長（佐藤文則君） 興譲館高等学校に対する運営費の補助金についてのお答えですが、この運営費の補助金ということで、使途にうちのほうは制限をつけておりません。通常かかるであろう運営費に充当していただくために補助金を支出いたしております。

以上です。

委員（鳥越孝太郎君） 出会いの場事業についてはよくわかりました。成婚率については、今まで3組ということで、もう少し頑張ってほしいというふうに思うわけでありますけれども、やはりもう少し広報して、知らない人が非常に多いと思います。だから、知らないから、そんなことがあったなんてよく聞かれるんですけども、私たちは時々、パンフレットを配ったりはしてるんですけども、ほとんどの人が知らない人が多いので、しっかりと今後広報して、参加人数をふやすように努力していただきたいというふうに思います。

それから、興譲館高校の運営費補助金でありますけれども、これは使途を設けないということで、何に使ったかはこちらから決めてかかるもんではないというふうなことでありますけれども、やはりこの私学の運営は今非常に厳しいものがあります。特に、県からの助成金もカットされながら、これから運営を進めていくということで、また生徒数もだんだん減っておりますので、このあたり興譲館の運営費の補助金は、何か基準というのがあるんでしょうか。補助金を出す基準、あるいはそういった要綱とかというのがあれば、ちょっと教えていただきたいのと、今後、これをどういうふうにされるのか、そのあたり教えていただきたいと思います。

総務部次長（佐藤文則君） 補助金の算定に当たっての基準というものはございません。合併以前までは250万円の補助ということで補助してまいっていましたが、合併後350万円ということで増額して今日に至っております。ですので、この金額を、補助金につきましては、うちのほうの行革室の中で補助金の見直し等の中で精査してまいりますが、強いて言えば、基準といえば、他補助金との比較ということになろうかと思います。

委員（鳥越孝太郎君） 特に補助要綱等もないようでございますので、今後はきっちりとした私学の助成という意味で、補助要綱などつくっていただいて、350万円程度ではなかなか運営費を埋めることは非常に難しいというふうに思いますので、しっかり応援していただければというふうに思います。

以上です。

委員（森下金三君） 150ページの一番上に書いてあります備考欄の岡山県の消防防災ヘリコプターの負担金ですが、負担割合については昨年聞いたんですけど、この年間の岡山全体の出動回数、そのうち本市、井原市が消防組合から恐らく依頼する、その出動、来た回数。それと、来た負担の金額というのが、これは割合は一緒だろうと思いますが、金額は年々によって、昨年の決算を覚えてないけ、わからんのですけど、年々変わるのが。多く出動を依頼したら、その分だけ負担金がふえてくるのか。そこら辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） 負担の金額に変更が生じるのかというお尋ね1点でございますが、これは年度末に精算を行いまして、そこで確定をするという、いわゆる隊員の人件費が、最後決算で締めて負担額が若干変わるということで、大きな変更はこれまでもありません。

それから、全体の出動回数、そのうち井原の出動回数につきましては、これ消防本部のほうで出動要請等を行っております関係で、現在ちょっとその回数等については数字を持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきたいと思います。

委員（森下金三君） 予算上がったる以上、把握しとられるかと思ってお聞きしたんです。それで、もう一件言うたように、ここへ井原が依頼した回数によって、その負担が、全体的に経費かかりますんで、出動するとする分だけ経費かかると思うんです。それがこの負担割合に影響してくるのかということです。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） 出動回数によって負担の額が上がったり下がったり、割合がどうということは全くございません。

委員（高田正弘君） 150ページの諸費で、先ほど、興譲館高校の運営費の補助金のお話がございました。私もこの質問をしようと思っておったんですけど、昨今の私立高校の状況を鑑みてもそうだし、それからまた興譲館高校の活躍ぶりは井原市にとって大変貴重なもんですありますし、我々の誇りであります。そういった意味で、この補助金、私はもう1,000万円ぐらいにすべきじゃないかなという提案をさせていただこう思いよったんですけど、350万円ということですので、少なくともこれは来年度からは倍額の700万円ぐらいにはしていただきたいなと提案します。

委員長（川上 泉君） 答弁はよろしい。

委員（高田正弘君） 要りません。

委員（三輪順治君） ちょっと何点かあるんですが、時間がありますけど、1つずつやらせてもらっていいですか。

委員長（川上 泉君） 1件ずつお願ひします。

委員（三輪順治君） ほいじゃあ、ちょっと順不同になるかもわかりませんが、よろしくお願ひします。

まずは、順番に140ページです。

ここに地域振興費で、報償費でパートナーシップ推進員謝金というのがありますね。私の理解は、パートナーシップ推進員は市の職員で、兼務辞令を出されて業と、任務としておやりになつたるという私は理解をしたったんですが、この謝金というのは何でしょうか。教えてください。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） パートナーシップ推進員でございますが、各地区2名ということで26名を委嘱をしております。このパートナーシップ推進員の派遣事業の実施要領を定めておりまして、その第9条の中で、報償費、推進員へは報償金を支給するという取り決めがございまして、この額につきましては、従前から行っておりました公民館の経理指導員の額、月額5,000円でございますけども、これを参考にしておるということでございます。

以上です。

委員（三輪順治君） わかりましたけども、ちょっとそれっておかしいと思いますのは、市長からの任命、辞令交付がなされてますから、市の業務として、いわゆる公務としておやりになつたるのに謝金をお出しになるというのは、私はちょっと勉強不足かわかりませんが、給料の二重支払いとは言わないんですけども、本来業務であれば、その超過勤務であれ、あるいは時間内であれ、これは公務として通常の兼務辞令の中で行うべきであって、謝金の対象とは私はならんという理解をしますが、ご見解いかがでしょうか。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） パートナーシップ推進員の主な勤務の時間帯を申し上げますと、休日、それから夜間がほとんどでございます。そういうたるものとか、それから移動の際の燃料等の経費とか、さまざまなもののがかかるくると思うんですが、そういうたものを、先ほど申しましたように、公民館の経理指導員の例にして、参考として、月額5,000円を定めております。

委員（三輪順治君） どうもこれちょっと平行線になりそなんで、きょうはやめますけども、法的根拠として、市長が兼務辞令した方に対して、例えば時間外であれ、燃料代、公務災害の適用を受けるんでしょうけど、時間外であれ何であれ、こういう謝金が出せるという地方公務員法上で言えば、いわゆる給料の根拠、報酬の根拠、謝金の根拠、もしわかれれば

教えてください、私もちょっと研究しますけども。私は、パートナーシップ推進員というのは、当然市の業務として、土曜日であれ日曜日であれ夜間であれ、おやりになる場合もあります。それはいわゆる職員としての公務ですから、時間外手当等でこれは対応すべきであって、間違っても謝金ということで、月額しかも定額でしょう。お仕事なさらない場合、どうされますか。これってちょっとおかしいような、法的な性格があるんですが、もし今見解があれば教えてください。なければ、また後日、ちょっといろいろ議論しましょう。

総務部長か何か、見解ない、そこら辺、法的に。

総務部次長（佐藤文則君） 確認はさせていただきたいと思いますが、基本的に公務でないというふうに思っております。すなわち、ボランティア、公民館に参加されるいろんな方がおられると思いますけど、そういう意味で、今、市民生活部次長が申しました交通費でありますとか、いろんなことがかかるということで、あくまでお礼ということになろう、謝金という性格ですので、これは賃金的なものではなくてお礼というふうに考えられるのではないかと思っております。

委員（三輪順治君） ちょっと議論が続きますと、お昼食い込みますから、とりあえずちょっと問題点だけ言うときますが、公務でないとおっしゃいましたけども、公務でないのならば、市長がたしか、スタートしたとき、7月1日に各学区ごと2名ずつ辞令を出されましたよね。辞令を出すというのは公務だから辞令書出さんですか。ボランティアだったら、それは手続また違うと思いますよ。ちょっと今、私の理解、全く違うことを理解しとるんで。

必要な経費出したげりやええんでしょう、時間外にしても。謝金はおかしい。

公務でない、いわゆる推進員の方は公務でないということでございまして、したがって謝金がボランティアとして出ると、こういう理解で、確認をしますけど、よろしいですか。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） そのとおりでございます。地方公務員法の中の規定にございまして。

委員（三輪順治君） しかばねちょっと聞いてみるんですが、公務でないということを、私は百歩譲って、市長が辞令交付したのは、テレビで私は拝見しております。多くの市民の方は、市長から辞令書をお渡しになれば、公務の一環としてのご認識が通常は生じると思います。きょう初めてこうやって見させてもらったんですが、じゃあしかばね、仮に公務でないとした場合に、毎月5,000円をお出しになつたようでございますが、実績報告は誰が確認し、どういう形でそれを具体的に支払い行為なんかをなさるんですか。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） 実績報告ですが、これは推進員の活動報告ということで、協働推進課のほうへ提出をしてもらうということになっております。

以上です。

委員（三輪順治君） その推進員の活動報告というのは、78万円決算で上がってますが、単純に計算すると、26名の5,000円の12カ月分でよろしいんですね。じゃないかな。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） 半年分でございます。

委員（三輪順治君） そうすると、毎月5,000円ということであれば、業務報告書が協働推進課のほうに、それぞれのボランティア活動ということで報告書が上がり、それを確認して、協働推進課のほうで、その方の口座に振り込むか現金をお渡しになると、こういうふうな手続ですか。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） 積算は、先ほど申しましたように、月額5,000円をということでやっております。ご説明したように、報告書をこちらのほうで確認をしております。その実績報告に基づいて、全てそれを積算、報償費の5,000円の根拠にしているわけではなくて、日ごろの電話連絡相談や、それから現在進めておりますまちづくり協議会の地域の計画づくりなんかも、今お願いをしておりますけども、そういう具体的な細かな助言や支援、といったもんも、幅広い業務がこの中に含まれております。

以上です。

委員（三輪順治君） 人によって報告書の書き方がいろいろあると思いますけども、例えば後でまた見せてもらいたいと思うんですが、Aさんが、何月何日何時から何時までどういう形で、どういうアドバイスして、どういう課題を持って帰った、こういうふうな形であると思われますが、一律5,000円ですから、行った行かないということは、その報告書があるなしでわかると思うんです。私の認識では、私出部へおりますけども、公民館しおりつちゅう行つとらせんし、それから会長さんのとこへも行つとらせんのんですが、私は出部地区の担当の方が地元においてになったような節は、私は感じてないんですが、あと協働推進へ行って、その報告書を見させてもらってよろしいでしょうか。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） 先ほど申し上げたとおり、いわゆる協働のパートナーシップ推進員を派遣するに当たって、いろいろ個人的に研さんをということで、いろんな研修会にも実は休日等に参加もしていただいております。それから、昨日も出部でまちづくり協議会の設立の準備会を開いていただきまして、そのときにも職員は出席をしております。

以上です。

委員（三輪順治君） 私の質問に答えてください。

7月からずっと以降です。5,000円お支払いになっとんです。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） 今、記録を見せていただけるかというお尋ねでございますが、それぞれ地域の方たちのいろんな課題、問題点、それからさまざまご意見等がる

る記録をしておりますので、それを公開するかしないかについては、今後、それぞれの地区の皆さん方のご協議もなろうかと思います。

以上です。

委員（三輪順治君） 余り時間を要したらいけませんので、あれですけど、まずこの地公法上で制度的に可能であるかもわかりませんけれども、私が言よるのは、一般の市民の方が、市長が辞令交付されて、これからパートナーシップというのは井原市の基本基軸になるとでしょう。それが先ほど総務部次長が、公務でないと、ボランティアであると。私は市が進もうとしておる基軸の主要な業務が公務でないと言い切れること自体が、本当に驚いております。公務に位置づけて、きっちと上司との連絡、あるいは関係団体との調整、あるいは難しい方もあるでしょう。そういうことをやっていくべきであろうと思いますよ。協働のまちづくりを推進する大きな原動力ですから、地元との。

繰り返しになっちゃいけませんが、もう一回、私も調査研究を進めるために確認しますが、このパートナーシップ推進員というのは、協働推進課が当時お出しになったパートナーシップ推進員とはという役割を書いたものがありますね。それと、地公法で言ういわゆる給料の関係、それから業務の範囲、これ自治法でありますね、職員としての。そこらあたりを全体的に整理しますが、井原市がパートナーシップ推進員とはと出された文書は、あれはもうその皆さんにPRされた文書のもとになってるのは何です。リーフレットのもとになつたのは。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） 本年度も出しています、昨年度も出しましたが、パートナーシッププロジェクト事業のパンフレットがもとでございます。

委員（三輪順治君） いやいやそれのもとになってるの。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） パートナーシップ推進員派遣要領がもとです。

委員（三輪順治君） 要領。

ちょっと議論を私も整理したいので、委員長にお願いします。パートナーシップ派遣要領なるものを、多分ここにお集まりの議員さんも、各学区が背景にあります。今のところは全く寝耳に水といいますか、お金の出どころとか公務でないというところが、要綱、規約によつても公務でないとおっしゃるのであれば、私は資料として、各、きょうお集まりの皆さんにお配りいただいて、この審議について別のところで、議会等で話もしたいと思いますが、委員長さん、そういうことで、今の要領、要綱ですか、コピーをお願いしたいと思いますが、よろしくお取り計らいください。

委員長（川上 泉君） ただいま三輪委員から、パートナーシップ派遣事業要領に関する資料請求を行うべきとのご意見でございますが、皆さん方のご意見をいただきたいと思います。

委員長（森下金三君） 出してもらってよろしいと思います。

〈なし〉

委員長（川上 泉君） 予算決算委員会として、パートナーシップ派遣事業要領に関する資料を執行部に求めたいというふうに思いますので、取り計らいをよろしくお願ひいたします。

委員（三輪順治君） 次に行きます。

144ページをお願いします。

この企画費の委託料、あるいは使用料及び賃借料の件でございます。

たしか昨年の9月に、債務負担行為が組まれ、1億9,600万円の債務負担予算行為が議決になりました。本年、その関連も含めまして、コンピューターの外部委託状況ということで資料要求もさせていただきました。本件は歳出全般にわたりますので、またそのときにお願いしますが、今回、企画費で出ておりますので、その範囲内でご質問をさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

まず、電算委託業務ということで、たしか本会議で総務部長もしくは副市長が、いわゆる基幹系システムを導入した際は、以降、トータルとして補修料が2億6,000万円程度、つまり3分の1程度減額されると、こういうふうにおっしゃったと私は記憶をしております。今日、電算業務につきましては、非常にテクニカルなものもありますから、非常に審査は難しいと私は思つるんですが、今回いただきました議会に対する契約状況については、これは金額ごとにソーティングされまして、前年いただいたものと全く読みにくくて、前年いただいたものは、課ごとにずっと整理がしてございましたので、割合わかりやすかったんですが、これをもう本当にわかりにくく、言うちゃ失礼なんですが、数字大きゅうなることやられたんですが、要は、トータルとして、昨年いただいた電算業務の業務数が全部で56業務、トータル金額2億4,300万円。ことしいただいたものを計算しますと、47業務、金額は2億4,300万円。同額金額で保守業務が下がつるということでございます。もし企画課のほうで、業務名、業務数が減ったものがあれば、どういう業務が減って、その金額は幾らなのかというのを、まず明らかにしてください。

それから、本年4月だろう思います。基幹系ソフト、基幹系システムが入っておりますが、吸収された業務がそこに合わさってあれば、これが吸収されとんよということをお願いしたいと思います。

まず1点は、それをお尋ねいたします。

企画課長（大舌 勲君） 質問いたしますけども、今のは情報管理費の委託料の決算の話

でしょうか。それとも、委員会に提出している資料の話でしょうか。

委員（三輪順治君） ちょっとそうですね。とりあえず、今、企画費やつりますんで、企画費の中でご答弁をお願いしたいと思います。

ごめんなさい、情報管理費です。1億3, 600万円。去年と比べられんから全然わからんようになっとんじや。

ちょっと聞き方、変えます。

昨年のいわゆる情報管理費の中の委託料の電算業務委託料は幾らでしたでしょうか。22年度決算額。

企画課長（大舌 勲君） 5, 726万7, 903円が昨年度の決算額でございます。

委員（三輪順治君） その差額は、中身を教えてください。

企画課長（大舌 勲君） これにつきましては、電算業務委託料のほうでございますけども、23年度の決算には、緊急告知システムの業務のシステムの構築が1, 600万円程度ございます。それから、基幹系システムのデータ移行、ホストコンピューターからクライアントサーバーへ行きますデータ移行のシステムが、業務委託がおおむね3, 300万円。それから、臨時としまして、都市計画図の修正、これは都市計画図を電子化いたしました、この業務委託が約7, 200万円ございます。これらが増の原因となっております。

委員（三輪順治君） 今、3つ具体的な業務名をおっしゃいましたが、データ移行につきましては、これは当然、基幹系に変えるときの当初予算にもありますものですから、これはよくわかりました。それから、都市計画も補正予算組まれて、7, 200万円程度、これは議決をいただいたものであります。それから、「お知らせくん」も1千数百万円程度、サーバー等の関係であります。したがって、企画課としては、電算業務委託料はその3つ以外には、従前と同じような委託業務名称ないしは金額であると、こういうふうに認識してよろしいんでしょうか。

企画課長（大舌 勲君） そのとおりでございます。

委員（三輪順治君） 次に、その次の節の使用料及び賃借料の器具使用料の5, 955万7, 883円の内訳をお教えください。

企画課長（大舌 勲君） リース料でございますが、9件ございますが、一番大きなものがホストコンピューターで3, 850万円でございます。そのほか記憶装置、住基ネット機器、自動交付機サーバープリント、それから美星町の自設線共架、西日本電信電話柱、それから中国電力柱、それから岡山県のG I S使用料、公開端末のウイルスバスター使用料等でございます。

委員（三輪順治君） 今お答えになった中で、大きくホストコンピューターのリース料が3, 850万円程度とおっしゃったんですが、これいつまで続くんですかというのが1点。

それから、今おっしゃいました岡山県G I Sの共同利用の関係の経費がおっしゃったんですが、これは1回質問したことがあるかわからん、庁内での利用のみにとどまつんですか。それとも、岡山県のホームページみたいに市民も使えるような状態になってんでしょうか。もし市民に使えるような状態にするために何かお考えのことがあればおっしゃってください。

企画課長（大舌 勲君） まず1点目、ホストコンピューターでございますが、26年まででございます。

それから、岡山の統合型G I Sにつきましては、現在、庁内型として利用しておりますが、これを公開に向けた取り組み、何ができるかということを、庁内の検討委員会で協議をしているところでございます。

委員（三輪順治君） 後者、後段はわかりました。

前半のホストコンピューターがまた3年ほどお使いになるんですが、冒頭質問した中で、基幹業務に切りかわっていくということであれば、ホストコンピューターの経費というのを、いわゆるリース料でお借りされるとですが、この中に動いているソフトは何ですか。基幹系に吸収されなかつたんですか。

企画課長（大舌 勲君） 現在まだ移行作業中であります住基システム、それから税システムといったものを移行中でございます。さらに、財務会計が入っております、このホストコンピューターのリースが終わる期間までに、財務会計等もクライアントサーバー化に向けた取り組みが必要ということで、このリースが終わるまでは並行運用という形になります。

委員（三輪順治君） わかりました。

切りかえるときにはダブリング経費も多少発生するのはやむを得ないと思いますけども、民間の発想であれば、それを例えば瞬時に切りかえるとか、あるいは併走期間を短くするという工夫を普通はなさいます。例えば、病院なんかでも、もう24時間動いてますから、コンピューターを取りかえるときには大ごとなんです。一発の1台の双発のような形にして、ぱっと切りかえて、瞬間に切りかえていくという。とめられませんから、コンピューターを。役所の場合はコンピューターをとめることは土日できるかもわかりません。ですから、そういう意味でちょっとお尋ねいたしました。できるだけ早く、当初の目的である保守料の3分の1程度、ごめんなさい、システム開発含めて、電算経費の3分の1程度、具体的には私の記憶では2億6,000万円程度だったと思いますが、早期にその金額が不必要になるように、うまくお取り計らいをお願いしたいと思います。

この件はこれで終わります。

それから、総務費の、ちょっと順番手順してごめんなさい。

総務費の人物費の件なんですが。

135、136です。

これ一部なんですが、これもいただいた資料は、実は職員の嘱託職員、臨時職員の直近の状況をお出ししていただいておりますが、井原市のこれは職員給与は、一般職64人と特別職2人で1,000万円、それからただ賃金で、嘱託賃金64万円、それから要は、この井原市の総務費の中の一般管理費の賃金の対象になっている職員の方の職種は何でしょうか。嘱託の、職を託す、その領域といいますか、中身は何でしょうか。

総務部次長（佐藤文則君） この一般管理費にあります賃金につきましては、印刷技術員と、あと財政課にあります登記をする職員2人でございます。

委員（三輪順治君） 本件につきましては、また歳出全般についてお尋ねをいたしますので、総務費についてはそれで終わらせていただきます。

委員（簗戸利昭君） 148ページの花いっぱい運動補助金というのは、何カ所、何団体へ、どういう団体にお出しになつりますか。60万4,955円の内訳を教えてください。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） 合計7団体となっております。

委員（簗戸利昭君） どういう団体か、よければ教えていただければ。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） 県の里大谷花つくりの会、藏本花つくりの会、青野花の会、西郷空の会、対竜広場花つくりの会、星の郷花と緑のふるさとおこし運動推進協議会、はるか花の会、以上でございます。

委員（簗戸利昭君） ありがとうございました。

委員（三輪順治君） 2点お願いします。

1点は、いただいた資料から、申しわけないんですが、総務費の中で、役所の受電形態と自家発能力をお聞きした資料をお出しいただきました。お手元にない議員さんもいらっしゃいますので、ちょっとこれ読んでもわからんのんで、私聞きたいこと聞きますのでお答えください。

委員長（川上 泉君） 決算書のページは。関連先。

委員（三輪順治君） 決算書はこの中へ盛り込まれてますので、総務費の中へ盛り込まれてますので、どこにあるのか私わからんのんで、総務費全般の中でということでお聞かせ願いたいと思います。

この役所の受電形態について、例えば停電時に受電機能があると書いてありましたが、即瞬間に発電が可能であるかどうか、1点。

それから2点目は、例えば平時のときに運転稼働の確認をされてるかどうか、1点。

それから、発電時間数、もし停電が起きたときに、タンク容量もあるんですけども、大体

どの程度時間がもつのか。と申しますのは、今井原市の仕事はほとんど電気を使ってます。コンピューターにしても、いろんな形で、コンピューターがとまるということは、電気がとまれば、窓口の仕事だって全てストップしそうです。デスクトップを除きまして。ということで、ちょっとお尋ねしますんで、3つよろしくお願ひします。

委員長（川上 泉君） 三輪委員に申し上げますが、決算書の中にその項目が特定できませんので、歳出全般の項において質疑をお願いしたいと思います。

委員（三輪順治君） わかりました。歳出全般のところで、もう一度させていただきますので、よろしくお願ひします。

委員長（川上 泉君） そのようにお願いします。

委員（三輪順治君） じゃあ、もう一点お願いいたします。

これは特定ができます。防犯灯の関係ですから、地域づくり、防災か。LEDどこへあつたっけ。防犯灯の取りかえはどこでしたか。150ページ。150ページの、どこでしたかな。何ページだった。

下から5段目。防犯灯設置費補助金ですが、いただいた主要な施策の成果による説明書であれば、LEDの新設が44基、蛍光灯からLEDへ切りかえるのが286こうなってます。

まず1点お尋ねしますけども、現在、町内会等でおつくりになっています防犯灯、これは市内全域で大体何灯くらいありますでしょうか。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） これは届け出とかというふうな制度もございません。自治会等が主体的にお取りつけになってもおられるということもございまして、中国電力のほうへ、参考までにということでお尋ねをしましたのが、約5,400灯というふうに承知をしております。

委員（三輪順治君） そうなると、去年のペースでいくと、これを既にLEDに取りかえたところもありますけれども、年間で300基程度取りかえることになると、単純に割れば、5,400を300で割れば8年ですね。役所のほうの予算のご都合もありましょうけども、この財源、872万円という財源は、これは単市財源でしょうか、それとも国等のお金が裏財源として確保できるとんでしょうか。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） 単市事業でございます。

委員（三輪順治君） 私も余り時間がないので調べちゃおらんのですが、国の、例えば今エコの形でのいろんな取り組みがなされておりまして、環境省とか経済産業省とか、関連の業界団体とかで補助金制度があるやに聞いています。私とすれば、単市財源であるのならば、利用できる補助金制度があればこれを活用し、例えば今、通常このペースでいくと8年かかったら、大体寿命が10年とか十何年言われてますよね。また取りかえにやいけんよう

になる。しかも、電気代が非常に安くなるということも聞いております。どうでしょうか。例えば、2年とか3年の間に一気に取りかえて、地元電器店さん、あるいは関係業者の方にもご協力いただく中で、明るいまちづくりを一気に進めるといった形、そしてそれは裏づけ財源として、国等の補助金もいただく中で、みんながええ関係になるようにご提案したいと思いますが、お取り組みのほうを、お気持ちをお聞かせ願いたいと思います。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） 先ほど申しましたように、この防犯灯につきましては、各自治連合会等が自主的にお取り組みをいただいて、LED化も徐々に進んできてるという状況下にございます。今先ほどおっしゃられた他の財源をというようなご提案でございますが、これも研究をしてまいりたいと思います。

以上です。

委員（三輪順治君） そもそも今、井原市の場合は地元に委ねていろいろご負担されるとようですが、私も全国、全部調べておりませんが、所によれば、自治体のほうで防犯灯の取りかえとか電気代をご負担なさるところも結構多々あるんです。井原市民はこうだということで、もう余り感じていらっしゃらないんですが、明るいまちづくり、要するに防犯が少ないまちづくりをするために、井原市としてもやはり応分の役割もあると思うんです。地元任せにせずに、これから先のそういう防犯対策を含めて、積極的に今の補助金の研究あるいは採択に向けて、あるいはその補助金制度のあり方に向けて、悪いところは直し、そして取り入れるべきところは取り入れ、みんながワイン・ワインになるような、そういう仕組みをぜひ考えていただきたいということを要望して終わります。

〈なし〉

市民生活部次長（笠行眞太郎君） 先ほど、14番議員さんから、防災ヘリの出動回数のお尋ねがございまして、全体で80件、それから本市の関係では、4月1日の稻倉地区での林野火災、それから4月6日の美星地区の林野火災、この2回に出動をいただいておるということでございます。

以上です。

〈第20款 民生費〉

委員（森下金三君） 県の委託金で、生活のしづらさなどに関する調査委託金というのが歳入で入っとるんです。それは歳出でいうならば、どこの項目に出とるんかなというのを、ちょっと財政課へ聞くと障害者福祉のほうに分散して入っとるんじゃないかということなん

ですけど。要は、調査した分についての結果と、それをどういうふうに生かしていくのかということが聞きたいんです。

健康福祉部次長（大月仁志君） この調査は、ここずっと障害者の施策がずっと変わってきておりますが、障害者に対する障害者総合福祉法を制定するということで、国の方で動いておりましたが、その制定のための基礎資料とするということで、調査が行われたものでございます。全国では、国勢調査の調査区を対象としているということで、全国で4,500、岡山県では十何市町村がこれに該当しました。井原市では、稗原地区1地区が対象地区となって、調査をされました。金額としますと、調査に対する謝金、それから調査の説明会へ行くための旅費といったものが、各費目の中に分散しております。金額的にはもう総額が全額補助金ですので、委託料、補助金じゃったかな。補助金ですので、歳入歳出は金額は一致しております。

したがいまして、障害者総合福祉法といいますのが、来年の8月までには障害者自立支援法を廃止して新たな法律をつくるということで、国の方で動いておりましたが、実際にはもう法律が前倒しでできておりまして、地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律ということで、平成24年6月20日に成立しております。

ただこの内容につきましては、法律はできておりますが、詳しい障害支援区分の創設であるとか、どういった支援をするといったようなことは平成26年4月1日の施行期日ということになっておりまして、国の方におきまして、こういった法律の中身を整備するための調査と認識しております。

以上です。

委員（森下金三君） 非常に長い言葉でよく理解できんので、そんなら地区としたら稗原の地区を25世帯を調査をされて、それにどういうふうな障害者がどのくらいおられるかとか、そういうものを調べたということですかね。へえで、もし調べたんなら、そういうのは何件くらいあったのか、どういうことだとか、非常に長い説明聞いたんじやけど、どうもよくわかりにくくてからいけんのんですけど。

健康福祉部次長（大月仁志君） 失礼しました。稗原地区25世帯を対象に調査を行いました。調査の対象者は、障害が本人があると言われた方に対してということで、対象者は11人ということでございました。ですから、11人の調査表を、本人が封筒で国に送り返したということになります。

委員（高田正弘君） 174ページの40款老人福祉費の中で、負担金補助及び交付金で、下から2番目の施設整備事業費補助金7,020万円ですけども、前にも一度お尋ねはしておりますけども、建築、建設に当たっては市内業者でやりましたか、1点。

それから、この7,020万円の補助金出されてるわけですが、建築その他に当たっての会計の収支については把握をされてますか。

健康福祉部参与（三宅道雄君） まず1点目、市内業者か市外業者かということでございますけど、施工は市内業者でございます。

それから、それぞれの会計の収支でございますけども、実績報告のほうを徴しておりますので、それによりまして把握しております。

以上でございます。

委員（高田正弘君） といいますのが、これだけの補助金を出されてるわけですから、これ以内の建築費であればこれだけ必要ないわけですから、そういう収支がちゃんと把握できているか、できてあればそれで結構ですが、公表はできますか。

健康福祉部参与（三宅道雄君） 実績報告としていただいているものでございますので、公表といいますか、ごらんいただくことは可能でございます。

委員（三輪順治君） 午前中に引き続きまして、生活保護の関連で、滞納の関係ですね。ページでは88ページでございます。収入未済額で、いわゆる住宅使用料が800万円弱ありますが、この内訳として生活保護の方が6人いらっしゃる。ところが、生活保護の方は、保護決定前に滞納されとったということが1点ありましたのでお尋ねしますが、こういう方々に対して、滞納額に関してどういった具体的なご指導をなさっていますか、お尋ねいたします。

委員長（川上 泉君） この質問に対しましては、市営住宅管理のほうで建設経済部のときにということでございましたが、それでよろしいでしょうか。

委員（三輪順治君） 確かに建築のほうなんだけど、ケースワーカーが保護世帯には多分おつきになったと思います。生活面のいろんな実態を調査し、自立に向けた支援が一義的な仕事だらうと思います。そういう意味で、現在、この6世帯が滞納されるとということを、今、情報接しましたので、滞納世帯に対してケースワーカーとしての接触、どういった指導をなさってるか、そういう面でお聞き直しをしたいと思います。

健康福祉部次長（大月仁志君） 生活保護世帯につきましては、ケースワーカーが毎月訪問し、生活状態の把握を行っております。

この滞納につきましては、生活保護の期間以外の期間にかかる滞納でございます。生活保護になってからの滞納ではございません。

基本的には、それで滞納分といったものは納めていただく必要はございますが、必ずそれを、生活保護自体が生活の最低限の補償をするものですから、そこから強制的に徴収とかといったことはできませんし、余裕のある範囲内で納めていただくことは可能だということを指導しております。

委員（三輪順治君） 指導されるとるんですね。ですから、例えば、10万円あったとしたら、毎月5,000円でもええけ、お金を余らせて、支払いしてよと、そういう具体的に言いましたけど、そういう指導なさっとんですね。

健康福祉部次長（大月仁志君） はい、その方の生活の範囲内で納めていただくよう指導しております。

委員（三輪順治君） 不納欠損にならんように、収入未済は収入未済で早期に解決しないと、先ほどあったように、延滞金がたくさんありますから、早目に分納誓約をおとりいただいて、計画的な回収に努めていただきたいと思います。厳しいようすけども、それは公平の観点から申し上げております。

次に、ページでいえば172ページ並びに176ページの介護者激励金のことについてお尋ねをいたします。

1つは、障害の方に対する障害福祉対策の扶助費の介護激励、それからもう一つは、老人福祉費の扶助費の介護激励、件数も先ほどおっしゃいましたが、これらの方々、あるいは世帯の方々にお支払いなさってます、1つは単価5万円とおっしゃってますけども、例えば高齢の方については単価が幾らなんでしょうか。それから、もし激励金をもらった場合は、他の福祉サービスとの競合、併用、これは可能なんでしょうか。

とりあえずちょっと2件、お聞かせ願いたいと思います。

健康福祉部次長（大月仁志君） 予算的にはあちらこちらに幾らか出ておりますが、基本的には身体障害者、知的障害者、それから寝たきりの人を常時介護している人に交付しているものでございまして、金額とすれば、先ほど言いましたとおり、年額5万円になります。途中でなったときは、当然月割りということで計算して、年2遍にわたって支給しております。

これはですから、ほかの何との交付といいますか、市の同じような交付は基本的にはございませんが、対象が違えば当然、親に出るもん、それから子に出るもんといろんな給付がありますので、それについてはそれぞれ出るものは重複で出でています。

委員（三輪順治君） 高齢者。

健康福祉部次長（大月仁志君） 寝たきりと言いましたが、これが基本的には高齢者ということでございます。

委員（三輪順治君） 今のお話ですと、在宅でご辛抱なさってる介護者に対して現金支給という意味合いでええんですか。その要介護者は、いろんなサービスも受けられると。それを介護されるとる家族の方にも現金がお支払いできるということで理解してよろしいんですか。言ふことわかりますかね。本人は、各種サービスを受けられますよと。要介護度が例えば2であれ、支援であれ、いろいろサービスありますね。それを受けながら、介護しよっ

てん家族の方は、介護激励金でお金を受け取れるんですかという意味です。

健康福祉部次長（大月仁志君） 例えれば、障害年金等でありますと、本人に対して出るものでございます。それから、これは介護者に対して出るものでございますから、それぞれに支給されます。

委員（三輪順治君） 質問は、サービス、ご本人、当人がそういう福祉サービス、障害者サービス、高齢者サービス、介護保険サービスですね、受けられると、その方を介護している介護者にも現金が出るんですかというて聞きよんです。

健康福祉部次長（大月仁志君） 私の言い方が悪いんかわからないんですが、これは介護している方に出るもので、介護者に支給されます。それから、本人に対して出るものは、今度は介護者じゃなくて本人支給ですので、人は同じじゃないんですけど、世帯とすれば重複して出ます。

委員（三輪順治君） 私が、親が要介護者で、デイサービスとか何やかんやサービスを受けていたとしましょうか。在宅で介護しよる私が、井原市に激励金をくださいと言うたらいただけるんですね。

健康福祉部次長（大月仁志君） 出ます。

委員（三輪順治君） それは、周知されてますかね。かなりの数になると思いますよ。今おっしゃったような半端な数字じゃないと思いますよ。

特に、高齢者の対象者おっしゃったかな。障害者はそれぞれおっしゃったけど、老人福祉費で、扶助費の激励金の対象者数ちょっと教えてください。

健康福祉部次長（大月仁志君） 障害のほうで出しております人が前期180人、後期184人、それから老人福祉費のほうで出しておりますのが前期48人、後期46人というところでございます。高齢者の場合、65歳以上の認知症の状態で要介護3以上の人という…。

委員（三輪順治君） ちょっとゆっくり。65歳以上で。

健康福祉部次長（大月仁志君） 65歳以上の認知症の状態で、要介護3以上の人人が対象でございます。把握につきましては、民生委員さんの署名で、民生委員さんが福祉課のほうへ届けていただいております。

以上です。

委員（三輪順治君） これは単市制度ですか。今の要件は単市でお決めになつるんですか。

健康福祉部次長（大月仁志君） 単市事業でございます。

委員（三輪順治君） 私の理解では、今在宅で、特養等の入所待機者のうち要介護3から5までが、たしか実数で130人、40人おっしゃったですね。これに加えて、認知症とい

うのがないといけないんですね。認知症という要件があつて初めて、前期後期で多分同じ方もあるんでしょうけども、四十数人、50人弱ですね。ですから、かなり厳しい要件だと理解しましたが、65歳以上で認知症であり、かつ要介護3で在宅、家族もたんですよね、通常考えたら、家族もたんですよね。24時間。認知症で。これはちょっとお金で済む問題じゃないと思うんです。少し、委員長ちょっと済いません。

これは、在宅介護の支援のあり方、在宅介護者のあり方、支援のあり方、少しちょと検討してください。私ちょっとお願いをします。

委員長（川上 泉君） 三輪委員、ご意見として。

委員（三輪順治君） 要件を下げるなり、私の意見とすれば、見解とすれば、要介護度3で認知症で在宅ということになれば、介護者の方は私は非常に厳しいと思います。したがつて、要件を下げるべきであると、こう考えますが、もしご意見があればおっしゃってください。

健康福祉部次長（大月仁志君） これは介護保険のサービスではなくて、在宅で介護する人が大変であるという激励金の性格ですので、今現在、すぐにこれをどうこうという考えは、今現在はありません。

委員（三輪順治君） 現在ないんですが、これから認知症ふえてくるということは、この間、本会議でも国の資料でもあったと思いますよ。そうすると、そういうふうに切ってはねるようなことでなくて、きっちと真摯に議論をしてくださいよ、お願いします。

委員（森下金三君） ページ数でいうと172ページの備考欄に書いてあります敬老祝い金についてお伺いをいたします。

敬老祝い金、先ほど説明がありましたように、88歳、100歳とこうあるんですが、今後の見通しとして、ふえる可能性があるのか、減る可能性があるのか。そして、金額的に、岡山県で余り数が、これお祝い金出しよるのは少ない、去年聞いたんですけど、ちょっとど忘れた、2カ所ぐらいしかなかったかと思うんですが、岡山県でこの支給をしとる件数ですか。それで、その5万円が果たして将来ずっと続いていく、1,400万円ほど、人数がふえれば、我々が88まで続けるならば、かなりの金額がふえてくると思うんですけど、将来的にこれを減額するとか廃止するとかという方向も、今までもらいたいものを廃止する言やあ、非常に怒られるかもしれないけど、例えば5万円を3万円にするかして、浮いた2万円は、先ほど高田委員がええのおっしゃられたように、これから将来のためにそういう方向にお金を回すとか、そういう考え方も成り立つんじゃないかと思うが、この祝い金はいつまでも永久的に井原市として、非常にいい事業ではあるんですけど、続けていかれる考え方があるのかどうかということをお聞かせ願いたい。

健康福祉部次長（大月仁志君） 今現在、県内で10万円とか出しているところは、正確な数

は今資料をとりに行ってますが、かなり少ない数になってきております。それから、高齢者といいますか、88歳とか100歳に達する人も年々ふえていっとうりますし、高齢化率が今上がってきてますので、もうしばらくの間は増加していくものと考えております。補助金の適正化等に合わせて検討していく課題だろうと考えております。

委員（森下金三君） 支給しようる市町村が少なくなってきたいると、その少のうした、他の市町村が少なくしたというのは、どういう理由で少のうしたか、もし把握されとれば、よそのことじやけ、知らなあ言われりやあせえまでですが。金出すんが、恐らく。

健康福祉部次長（大月仁志君） 金額を変えた理由については聞いておりません。

委員（森下金三君） 聞いとられんものを聞いてもしやないんで、また聞いて、今後の参考に生かされるんなら生かしていただきたいということを言うときます。

以上です。

委員（森本典夫君） 177、78の福祉基金助成事業でありまして、おもだつものがちょっと列挙されて、報告がありました。不用額が1割まで行ってませんが、1割弱発生しております。全体的にどういう状況なのか、ちょっと細かくお聞かせいただきたいと思います。

健康福祉部次長（大月仁志君） 金額の大きい順に言わせていただきます。

1番が、紙おしめの助成で2万3,090件、金額は2,309万円でございます。それから、福祉タクシー、バス料金助成1万7,869件、801万3,510円。それから、はり、きゅう、マッサージ施術費助成2,834件、546万8,000円。人工透析患者通院費助成649件、259万6,000円。それから、元気地域事業の助成ということで64件、192万円。あとは100万円以下なんですが、失礼しました。もう一つ、施設通所者の交通費助成597件242万4,501円が主なものでございます。

委員（森本典夫君） 今6つ言っていただきました。あと残った分については、ゼロというのではないんでしょうか。

健康福祉部次長（大月仁志君） ゼロの件数のものがあります。高度先進医療費自己負担金の助成と、それから住宅設備改良費助成がございません。緊急援護金給付も、その3件がございません。失礼しました。何ぼもふやしよるな。済いません。もう一つ、技術習得・社会参加促進費助成もございません。4つございません。

以上です。

委員（森本典夫君） 前年度もちょっと見ましたら、1割までは行ってませんが、やはり一定程度のパーセンテージで残ってると。ほかのところに比べると不用額が高いわけですが、率が高いわけですが、ここへしっかり予算つけて、基金として予算つけて、使っていただくということが大事なことなんだと思ひますけども、PRは各家庭へ配られる福祉のしお

りですか、あのぐらいであとはほとんどされてないんじゃないかなと思いますが、その点どういうふうな、こういう制度がありますよ、使ってくださいよというようなことを大いにPRしていただいて、利用していただくと。残すのではなく、予算は大体予算どおりいくなというぐらい大いに利用していただくための基金ですから、そういう意味では、そこらあたりはどういう努力されておられますか。

健康福祉部次長（大月仁志君） ご指摘の福祉のしおりにつきましては、3年ごとの更新ということでやっておりますから、22年に前出しますので、次は来年度発行の予定になります。

それから、出前講座等、高齢者で今、出前講座利用される方が多いですが、そういう場合において、福祉事業について説明等も行っております。あと福祉のしおり自体をホームページ等にも掲載して広報しているところでございます。

あと民生委員の会合におきまして、制度の説明はしております。

以上です。

委員（森本典夫君） 僕が言いたいのは、一般住民の方がどれだけ知っておられるかということになるわけですね。そうしないと、今民生委員さんが知つとられても、なかなかそれは、何か関係者がおられれば言われるでしょうけども、そこの把握できる枠の外の人はなかなかそれがわからないというようなことがありますんで、僕は自分が出しているニュースの中で、1年に1遍はこの基金の状況をお知らせをしていますので、関係者の方はわかるんですけども、井原市として、全体によくわかるような、すばらしい制度だと思いますんで、そういう意味では、よくわかるようなPRを、最低でも年1回はやると。今言わされたように、出前講座でやっている、ホームページで載せている、民生委員さんに言っているということではなくて、全体的に、例えば広報へちょっとスペースが大分要りますけども、広報へは年に1回、最低でも載せて知っていただくとか、それから今、福祉のしおりは3年に1遍ですんで、各家庭へおろしても、そのままなくされる方もおられるかもわかりません。というようなこと也有って、できるだけ最低でも年に1回はこういういい制度がありますよ、ぜひ関係者、該当者は手続してくださいよというようなことをすべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

健康福祉部次長（大月仁志君） できる限り広報に努めていきたいと思います。

委員（森本典夫君） できる限りというたらファジーな言い方で、例えば1年に1遍は最低やりますよとかというようなお約束できませんか。

健康福祉部次長（大月仁志君） 紙面の都合等もございますが、1年に1遍ぐらいは広報できる方向で検討していきたいと思います。

委員（森本典夫君） たまたま僕は広報という話をしましたが、井原放送などはたくさん

の方が見ておられるんですね。ですから、そういうのを大いに利用して、市からのお知らせという番組があるわけですから、そういうのも大いに利用していただいて、皆さん知つていただいて利用していただくと、こういう形で残すのではなくて、大いに利用していただくというのがいいのではないかというふうに思つてそう言つてはいるわけであります。

ゼロというのが4項目ありますと、高度医療とかというのは、それを受けられてねかつたら、それは当然ないわけじやけども、僕は何件かそんなんがあるんじやないかなというふうに思つてたんですけども、ゼロだというような話もありますと、ほかに住宅なんかについては、ここだけでなくてほかの制度があるから、そっちで使って、ここへは申請しないというような形になつとるかどうかというのはわかりますか。

健康福祉部次長（大月仁志君） 高齢者は高齢者の住宅改造助成がございます。障害者も障害者の改造助成がありますと、基金の助成が一番少ないということで、これが一番後回しになるということで、現在のところずっとありません。

以上です。

委員（森本典夫君） わかりました。残念ながら、ゼロというのがありますが、ぜひこれはカットするようなことなくて、今言いましたようにPRをしっかりしていただいて、本年度、1件でも2件でも使ってくださるような条件づくりをしていただきたいということをお願いをいたしまして終わります。ありがとうございました。

委員（大鳴二郎君） ページで170ページのコミュニケーション支援事業委託料で、これは手話なんかをされるんでしょうけども、これの必要な方々が差しさわりがなければ教えてください。

月に何回ぐらい派遣されるんですか。そしてまた、手話の奉仕員の派遣の奉仕員の方が何人おられるなんかを教えてください。

それと、その下の奉仕員養成事業委託のこれは月に何回ぐらい、この事業をやられるなんかを教えてください。

健康福祉部次長（大月仁志君） 手話通訳者派遣事業というのは、市が開催したりする講演会等で手話もされますが、個人が病院へ行く、あるいは買い物へ行くといったときに手話通訳者をそこに派遣しております。通訳者は登録が11人、延べ335回出ております。時間にすると936時間出ております。

それから、奉仕員等要請研修事業でございますが、社会福祉協議会に委託して、手話奉仕員、それから要約筆記といった講座を開いてもらっておりますが、23年度におきましては、受講者18人で修了が12人、年間6遍ぐらいの講座を開いていただいております。

以上です。

委員（大鳴二郎君） 今、個人で病院とか、これはやっぱり自宅へ行かれて、自宅から連

れていかにやいけんんですけど、病院と買い物も含むんですね、買い物も。

健康福祉部次長（大月仁志君） 聴覚障害の方の日常生活を支えるということで、買い物も含まれております。

以上です。

委員（佐藤 豊君） 先ほど、森本委員のほうからちょっと質問がありました178ページの福祉基金助成事業の件についてでございますが、事業として11事業あって、不用額が437万3,000円何がしというふうにあります。11事業は、それぞれの事業ごとの予算組みをされてるのか、トータルとしての福祉基金事業としてのトータルの予算組みをされてるのか。個々の事業で予算組みしとるがゆえに、流用ができないので不用額として残ってしまったのか。その辺のことを少し教えていただきたいというふうに思うんです。何回か、紙おしめの補正予算で追加予算をした経緯が過去にあったと思うんですけれども、流用ができるんなら、こういう不用額が出るんなら、そつから流用すればいいと思うんですが、流用してない、これだけの形の金額が残るんであるならば、紙おしめに流用すれば、不用額としてはもう少し少ない状況になるんじゃないかと思うんですが、その辺のことについて、説明していただければありがたいんですが。

健康福祉部次長（大月仁志君） 予算の積算根拠としましては、前年の実際の件数等を根拠にしておりますので、予算の積算上は1個1個につきまして予算を計上して、その累積額を予算額としております。ただ予算額は1カ所の計上しておりますので、中は自然的に流用しております。

以上です。

〈なし〉

〈第25款 衛生費〉

委員（森下金三君） 198ページの備考欄であります飲料水供給事業補助金について、先ほどの説明では、片塚を含めて6地区か。それで、その中の工事費で、一番大きい工事費、事業費、それと一番低い事業費、どのくらいですかね。地区と金額。

市民生活部参与（金高常泰君） 飲料水供給事業補助金の関係でございますが、一番大きいもので、事業費ベースで野々迫の飲料水供給施設でございます。

930万4,000円。それから、一番小さいもので、上野地区での飲料水供給施設で8万2,000円でございます。

委員（森下金三君） それで、一遍に言やあよかったです、こここの給水人口は野々迫

は何名、上野地区は何名ですか。世帯人口。

市民生活部参与（金高常泰君） 野々迫地区が3戸で15人、上野地区が15戸で35人でございます。

委員（三輪順治君） 195ページ、公害防止対策費です。

役務費につきまして、試験検査料であると、こうおっしゃったんですが、井原市では、水質検査、騒音、大気等、どこではかられ、いつ、どういうタイミングではかられ、その結果はどうであるんか。どのような形で公表されるとんか。そして、これ県の行政になるかわかりませんが、立ち入りを含めて行政指導の範囲について教えてください。

市民生活部参与（金高常泰君） 水質検査等の関係でございますが、まず水質検査につきましては、市内の主要河川と施設排水について行っておりまして、場所全て要りますでしょうか。

委員（三輪順治君） 大体何カ所ですか。

市民生活部参与（金高常泰君） 河川水の水質検査につきましては、市内20カ所で、井原地区が17カ所、芳井2カ所、美星1カ所ということでございます。

それから、これ市内の主要河川と施設排水につきましては、河川が4カ所、それから木之子工業団地、余田下水流入水路、高月工業団地放流水路、小田川県境、野々迫埋立処分場、それからマンダラの不燃物処理場、食肉センターといった箇所でございます。

それから、大気測定につきましては、硫黄酸化物の関係でございますが、市内9カ所行っております。

それから、騒音測定の関係でございますが、環境騒音の測定につきましては14カ所、それから自動車騒音の関係でございますが6カ所をやっております。

それから、この結果でございますが、特に行政指導といったあたりまでには至っておりません。それから、公表の関係でございますが、環境審議会の中で井原市の環境というとの冊子を毎年つくっております。その内容について報告をさせていただいている状況でございます。

委員（三輪順治君） 初めて済いません、お聞きしまして、ありがとうございます。

水質、大気、騒音ともに環境基準というんですか、要するに行政の指導の範囲内にあるという理解をいたしましたが、測定結果についてどこで知り得るかといえば、環境審議会で公表されると、こうなんですが、きのうの総務委員会で、実は審議会の資料は全て回収されると、傍聴者にはですよ。こういうものは、やはり井原はそんなに公害問題、社会が言わんでもええんですが、ただこれから先は、中国大陸から何が飛んでくるかもわからんし、よくありますから、公表については、ホームページへ例えれば放射能については出されてますよね、測定器をお買いになってから。だから、いわゆる井原市の環境ということで、ちょっと

提案するんですが、そういうデータをお出しになって、皆さんで確認し合えたらどうかと思うんですが、いかがでございましょうか。

市民生活部参与（金高常泰君） 公表については、前向きに検討していきたいと思います。

委員（三輪順治君） よろしくお願ひします。

それから最後に、悪臭関係は井原市は測定していないんでしょうか。悪臭です。

市民生活部参与（金高常泰君） 失礼しました。悪臭物質の測定につきましては、アンモニアほか9物質につきまして、年2回、行っております。

委員（三輪順治君） どこをされてますか。

市民生活部参与（金高常泰君） これにつきましては、これまでの経過で、養鶏施設の関係で、苦情等がございました関係がありまして、年2回、養鶏場施設周辺で行っております。

委員（三輪順治君） じゃあ、今のおもだつた公害汚染原因である水質の汚濁状況、大気汚染の、今おっしゃったように、二酸化硫黄の関係、騒音の測定関係、悪臭の関係、ひとつ先ほどご答弁になりましたように、広報周知に向けて、手段は問いませんので、ひとつお取り組みをいただけたらと、このように思います。

以上です。

〈なし〉

〈第30款 労働費〉

〈なし〉

〈第35款 農林水産業費〉

委員（森下金三君） 208ページの備考欄の一番上にあります臨時鳥獣害巡視員の賃金ということで出とるんですが、この仕事内容を聞いたんですけど、何か見回りをして、その情報を入れるというようなことじゃなかったかと思うんですが、もし間違うとしたら間違ったと言ってください。そういうふうに私は理解しとんですが、その1年間において、効果というか、どうだったのかということについて、まずお聞かせ願いたいと思います。

農林課長（谷 昌彦君） 先ほどの臨時鳥獣害巡視職員は、鳥獣害巡視、猿追跡調査に係る巡視員の賃金でございます。猿の追跡調査をパソコン、データを入れまして、井原市のホー

ムページのほうで公開しとりまして、それをもって追い払いに当たるとか、駆除班の活動に当たるとかという形で利用いたしております。

以上でございます。

委員（森下金三君） そういうこと、ちょっと違ったか、そういうことで追跡調査するというようなことで、23年度はない、それを生かして駆除ができたのかどうか。その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

農林課長（谷 昌彦君） 23年度では、猿におきましては14頭捕獲できておりますんで、実績はあったものと考えております。

以上でございます。

委員（森下金三君） 14頭、それは、追跡調査をしたところで捕獲をしたというふうに認識をすればいいわけですね。たまたま獵師がおってからぽんと打ったのを、そのデータのパソコンじゃねえけど、巡視員の関係で捕獲したというんじゃないに、全てこういう格好で追跡調査をし、あそこへおるから行って捕獲をしたというふうに思えばいいんですね。

農林課長（谷 昌彦君） 全てだとは言い切れませんが、追跡調査によって効果があったものと考えております。

委員（森下金三君） 効果があつたと言われるからよろしいです。

委員（森本典夫君） 208ページのめざせJ1というやつですが、一番下にありますかね。説明の中に、わざわざ島根型ハウスというのがあるんですが、普通のハウスとは違うからこういう形で島根型と書いてるんでしょうが、どう違うんでしょうか。

農林課長（谷 昌彦君） 調べますんで、お時間をいただきたいと思います。

委員（森本典夫君） それでは、もう一つ、214ページの森林組合補助金ということです00万円ついてますが、井原市森林組合ということになってますが、基本的には芳井ということでしょうが、ちょっと活動というんですか、仕事内容がよく目に入らないというんか、頭に入ってないんですが、どの程度のことをどういうふうにやっておられるんでしょうか。

農林課長（谷 昌彦君） 済いませんが、あわせて後ほど回答させてください。

委員（鳥越孝太郎君） 214ページの林業総務費の中で、委託料でありますが、不用額が236万608円という形でかなり不用額が出るとのわけですが、先ほどの説明では、危険木とか支障木の伐倒の依頼が少なかったというふうな説明がありましたけれども、これは市民から要望が出ないところしたことはしないのか。あるいは、市が事前にパトロールし、例えば危険木があると思ったら、もうすぐその場で処理するのか。そのあたりは要望が出ないとできないのか。そのあたりちょっと確認させてください。

農林課長（谷 昌彦君） こちらは、市有林の危険木、支障木になっております。現時点

では、要望があり次第調査して、支障するものは伐採いたしております。市有林調査したときに支障になってれば切ってまいりますが、今のところは要望があったところを対応いたしております。

以上でございます。

委員（鳥越孝太郎君） 予算を組むときには、相当この金額であります430万円ほどの予算を組んだったわけですが、相当支障木等があるというふうに見込んでの予算であったと思いますけれども、今説明では、市有林のみということでありますけれども、私有林についても、支障木とかあるいは危険木があれば、伐倒、伐採もしてもらえるというふうに聞いておりますけれども、やはり積極的には道路に支障なところについてはやっていただきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

農林課長（谷 昌彦君） 道路に支障した場合、211ページでございますが、農業用施設維持費、こちらのほうの伐倒委業務託料で対応いたしております。先ほどのほうは、市有林になりますんで、そちらのほうで要望、あと調査して、必要なところは伐倒を進めていきたいと考えております。

以上です。

〈なし〉

〈第40款 商工費〉

委員（三輪順治君） 218ページ、負担金補助及び交付金のいばら地場産業育成支援事業補助金につきまして、別紙の主要な施策で9件と、こう書いてありますが、内訳と内容について、分野とか内容について教えてください。

商工観光課長（武田吉弘君） 全部で9件でございますが、まず2件が新分野進出施設整備支援事業でございます。これ内容につきましては、業種を変えて新たなものを製作されるごと。

続きまして、新製品、新技術開発支援事業、これが3件ございます。これは、新しい製品等、新しい技術を使いまして、新しい製品を開発されたというのが3件でございます。

それから、新製品、新技術等販路開拓支援事業でございますけども、これが4件でございます。これは自分のところの製品を展示会を行ってPRをされてるということで、海外あるいは日本国内でそういった展示会をされたというものが5件で、合計9件でございます。

以上でございます。

委員（三輪順治君） ご利用なさいました企業等の反応といいますか、感触というのは、

商工課としてはどう捉まえていらっしゃいますか。

商工観光課長（武田吉弘君） 実際に、実績報告を持ってきていただいたときに、大変ありがとうございます。補助金だということで、ぜひ今後も続けていただきたいということを盛んに申されますし、本当に新しいことに取り組むに当たって本当に助かったんだという感謝の言葉をいただいております。

以上です。

委員（簗戸利昭君） 同じく218ページの住宅リフォーム補助金ですが、何件ございましたか。お聞かせください。

商工観光課長（武田吉弘君） 合計で342件でございます。

委員（高田正弘君） 218ページです。

その13節委託料で、昨年、前年度もそうなんですが、624万3,000円の予算ですが、これを総括して、これだけの予算をつけて委託料で出して、結果的によかつたのか悪かつたのか。それから、今現在、どのような状況なのか教えていただきたいと思います。

商工観光課長（武田吉弘君） デニムの産地であります井原市で、デニムを買える場所がないということから、井原駅でPRをしております。これにつきましては、国の緊急雇用事業を活用して委託して行っておるものでございます。それで、売り上げのほうでございますけれども、平成22年6月から緊急雇用を使ってやっておりますけれども、22年度より23年度で行いましたほうが約1.4倍の売り上げが伸びております。それから、今年度につきましては、1人体制でやっていただいておりますけれども、初年度22年度の売り上げにかなり近いものに既になっておりますので、効果があると思っておりますし、ここのD#THE STOREと申しますけれども、ネットでいろいろPRしたり雑誌に出て、最近問い合わせも多いということで、非常に喜んでおるところでもありますし、本年度も新たな事業を展開する予定でございます。

以上でございます。

委員（高田正弘君） 本当に大変いい事業をされて、結果も出てるということで、大変我々としてもうれしく思います。もう少し私が見た限り、もう少しジーンズの値段の幅を持たせて、高いものを欲しい人もあると思います、高額なものを。余り安いものばかりじゃなくて、高額なものが欲しい。いいものが欲しいという方もあるうかと思いますので、そこらをまた研究していただいて、販売につなげてほしいと思います。よろしくお願ひします。

〈なし〉

委員長（川上 泉君） 先ほどの森本委員さんのお尋ねに、農林課長、答弁できますか。

島根型ハウスとはどういうものか。森林組合の活動内容について。

農林課長（谷 昌彦君） 先ほどの島根型のハウスでございますが、ビニールハウスを2つから3つつなげてつくるものでありますと、中の支柱は空洞にして、支柱はありますけど、中の壁はなくて、作業効果を高めることができるハウスになっております。

委員長（川上 泉君） それから、森林組合のほう。

農林課長（谷 昌彦君） 森林組合のほうは、森林所有者のかわりに森林を整備するものでございまして、森林を、組合の人の維持管理等をやっていくことと、育成の技術普及、安全作業の指導とか、そういうものの、それとか販売部門ではシイタケ、木炭等の販売をやっています。

以上でございます。

委員（森本典夫君） 3つぐらいつなげてというて言われたんですが、普通ですと、ハウスというのは、こういう丸いのがあって、さあっとあるわけで、それを3つにつなげると、普通ですと途中壁がありますけども、その壁はなくて、境はなくて、3つあって、どつかで支えて中が広く使えるということなんでしょうか。そこ、口だけじゃようわからんのじゃけど、どうでしょうか。

農林課長（谷 昌彦君） 言われたとおりでございまして、間の壁がないものです。広い空間で栽培ができるようになっております。

委員（森本典夫君） なるほど。

それから、今もう一つ言うとったね。森林組合の今活動内容というんですか、ご報告いたしましたが、僕が西江原のほうへ朝、立てることがあるんですが、立てておりますと、東に向けて、割と早くから、森林組合の方が自動車で走られるんですけども、市外のほうへ出でいろいろ要望にこたえて、森林組合がやるような仕事をやるというようなこともやっておられるんでしょうか。

農林課長（谷 昌彦君） 市外のほうへも行って、作業はするということも聞いております。

委員（森本典夫君） それはどういう作業でしょうか。

農林課長（谷 昌彦君） 作業内容まで存じておりませんが、森林整備に係ることで、他の森林組合と一緒に仕事をされているということも聞いております。

以上でございます。

〈第45款 土木費〉

委員（森本典夫君） 224ページの道路アダプト事業の件です。

説明によりますと、21団体ということありますが、それぞれ看板が出て、ここが管理してあるんだなというのはよくわかるんですが、よくわかるんですが、余り掃除がされてないというような状況もよく見るんです。そういう意味で、最低でもどのぐらい年にしなさいとか、どういうふうにやりなさいとかというのがあるのかどうなのか。そして、それは当然いついつやりましたと、お金が出るわけですから、いついつどうやりました、写真もつけて報告されてるんだろうと思いますが、そのあたり様子はどうですか。

建設経済部次長（田邊義博君） 回数でございますが、おおむね年4回以上の清掃美化活動ということでお願いをいたしております。

委員（森本典夫君） それは書類が出て、それで確認して終わりですか。

建設経済部次長（田邊義博君） 実績報告書を提出していただいております。

委員（森本典夫君） それ以外は、それを信用してというんか、それを信頼してというか、それではいわかりましたということで、何かこちら側としてアクションを起こして、時々は見に行くとかというようなことは、全くやられておりませんか。

建設経済部次長（田邊義博君） 報告書の中に写真も添付していただいておりますので、それで確認をさせていただいております。

以上でございます。

委員（森本典夫君） 年4回ですから、3カ月に1遍ということで、僕が掃除ができるねえときばあ通るんでしょう。そういう意味では、そこらは一定厳密に、金額的な大したことないんですが、そういう看板が出るとのに、余りにも汚れると、汚いというような道路も確かにありますんで、そういう意味では、ちょっとそういうところが目につきましたら、そういう団体にも、ちょっと年4回以上ということ、そのぐらいということでしょうが、声をかけていただきて、ちょっと掃除してくれんかなというようなことを言うようなことはできるでしょうか、できませんでしょうか。

建設経済部次長（田邊義博君） 報告書をいただいたときに、そういった形でお願いをしていきたいというふうに思います。

委員（高田正弘君） 新設改良工事費の中で、日芳橋塚原線のお話が出ました。大変便利になって、通行する皆さん大変喜ばれているわけですが、これ先ほどの環境課がおられるときに話しだすればいいかなと思ったんですけど、実はこの日芳橋塚原線の七日市の養鶏場がある部分ですね。あそこがいわゆる環境、養鶏をしてるわけですから、あの市道の養鶏場と市道側の境目に水路がありませんし、それから余りきれいにはなってません。そういう意味で、これがもう少しきれいにしていただければ、四季が丘の分譲にも役立ちますし、環境衛生的にもよくなりますので、こちらあたり要望が出なかつたら、さっきもしないんですかというような質問が出てましたけども、市として、環境にもかかわる、それから道路の新設改

良にもかかわるということになって横断的になりますんで、ここは副市長さん、よく聞いといていただいて、両方の面から、あそこはきれいにすべきだろうと私は思います。それがひいては四季が丘団地の分譲にもつながっていきますんで、住宅の近いところに養鶏場があるということ自体が、我々としても耐えられない部分でありますけど、現実にあるわけですから、それを逃げてくれというわけにはいきません。そういった意味で、環境の面、そしてからまた安全、交通の面からしても、あそこの養鶏場部分については道路改良が必要じゃないかと思いますが、副市長さん、どうでしょうか。

副市長（三宅生一君） 適切に対応していきたいと思います。

委員（森本典夫君） 高田委員が言われましたんで、ちょっとそれに関連して、あの道路のことですが、花野地区が一部拡幅工事が済みまして、まだ2カ所ほど残ってます。このことについては現状ではどうなってるか。そして、今後の見通しはどうなんでしょうか。お尋ねします。

建設経済部次長（田邊義博君） 現在、地権者の方と交渉を進めておりまして、平成24年度工事につきましても間もなく発注の予定でございます。

〈なし〉

〈第50款 消防費〉

委員（森下金三君） 項の非常備消防費の中の消防団の団員の1,331名と、定数割れだと思うんですが、この中で、今消防団員、女性団員というものを募集をし、今現在、この団員の中に何名おられるのかというのを1つお聞かせ願いたいと思います。

消防団参事（長川行雄君） 現在、募集して、4名の女性消防団員が募集しておりますが、現在、この人数には入っておりません。

以上です。

委員（森下金三君） 4名というのは、もうこの人数には入ってないけど、消防団員としてこの中に入れていかれるのか。それと、募集というのは、女性は何人定員を思われるのかというのがありましたらお願ひします。

消防団参事（長川行雄君） まだ、今後、スタートはしておりませんが、一応10人程度集まり次第、スタートしていきたいとは思っております。

以上です。

委員（森下金三君） 10名ぐらいおると1つの集まってもイベントするにしても型になろうかと思うんですが、それで募集の仕方ですけど、以前、この女性団員の募集の仕方に

ついて、市の職員の若い人、そういう人の積極的に加入したらどうかというお話が出たと思うんですが、今現在、市において、女性団員の募集というようなことは、市役所の中でやられどんかどうかということをお聞かせ願いたいと思います。

消防団参事（長川行雄君） 現在、市の職員に対してお声がけはして、入っていただくようにはしとるところですが、まだ現在は入っておられません。

以上です。

委員（森下金三君） 今度は、人事の問題になろうかと思うんですが、例えば採用するときに、女性消防団に入るか入らないか、面接のときに、ぜひやって、強制じゃないけど、あなたは市の職員になった場合、女性団員として入るおつもりがありますかというような質問をすれば、10人のうち1人ぐらいは合格せにやいけんから思うて、入りますというようなことがあるが、そういう方法でひとつ総務部長、やろうかという方法は考えられんですか。

消防団参事（長川行雄君） 面接のときに、可能であればそういうことも考えてみたいと思います。

委員（森下金三君） ぜひ考えてやっていただきたいと思います。

以上です。

〈なし〉

〈第60款 災害復旧費〉

〈なし〉

〈第55款 教育費中、第10項教育総務費から第50項幼稚園費〉

委員（藤原浩司君） 244ページの中の児童輸送業務委託料でございます。それともう一つ、248ページの生徒輸送業務委託料、この244ページのほうは、去年も私お尋ねしとると思う、これたしか北振バスさんにしていただいとるというふうに認識しております。生徒輸送業務委託料の793万8,000円、248ページのこの委託料も北振バスでよろしいんでしょうか。

248ページ。中学校、小学校、中学校。

教育次長（初崎 勲君） まず、244ページの児童輸送業務委託料、芳井地区、美星地区につきましては北振バス、高屋地区については日の丸タクシーにお願いいたします。

248ページにつきましては北振バスでございます。

委員（藤原浩司君） これは委託をずっとされておると思うんですけど、高屋に対して日の丸とかというのは、去年はこれは聞いてないんですが、ことしは今、高屋のほうは日の丸さんが受けておられるということを、今聞きまして、この委託に関して、別にどういった形で、例えば何社かから見積もりをとられた中でこの金額でここが一番安かったとかというような形でしょうか。両方教えてください。

教育次長（初崎 勲君） 輸送業務委託につきましては、単独随契で行っております。

委員（藤原浩司君） 単独隨契ということは、北振バスさん、これ矢掛の業者さんで、日の丸バスは地元の業者さんということなんんですけど、単独随意契約にしては金額がかなり太いもんがございまして、2つかけ合わせますと4,000万円を超えてしまうような金額で、これこそ地元の業者には観光業務、バス業務をされるとの方は多々おられるんで、こういった景気の大変に悪いときですから、地元の業者さんで指名競争入札のような形をとっていかれるんがいいんではないかなと。また、それが経費の削減になり、またより地元の方が動くということで、安全・安心の園児、生徒さんの輸送業務になるんではないかと思うんです。その辺の考え方、教育委員会のほうはどのようにお考えってでしょうか。

教育次長（初崎 勲君） 繙続的にやっていただけるところが一番安定していいんではないかという考え方もあるんですけど、ちょっと地元の企業ということで、ちょっと研究してみたいと思っています。

委員（藤原浩司君） 今、教育次長のほうから、継続的にやっていただける業者さんがいいんではないかということになりますれば、学校給食を配達するのも1年交代の指名競争入札でございますので、それからいたしますと、今の継続的に続けられる業者という言葉は、そこにはそぐわないと思うんですが、どうでしょうか。

教育次長（初崎 勲君） 済みません。ある程度、バスも確保し、人員も確保してということで、そういう言い方をさせてもらいました。

委員（藤原浩司君） 繙続的にはそれはずっとこれは輸送があるわけでしょうけれど、それはほかの業者さんにも聞き取りをしながら、見積もりをとりながらというような形の中で価格も決めていき、その中で指名競争入札なら指名競争入札、要は学校給食の運搬業務等々もそういうことを、1年交代でございますので、今後、研究しながらやっていただきたいなと思うんですが、その辺に関しては研究はしていただけますか。

教育次長（初崎 勲君） 先ほど申しましたように、研究してみたいと思います。

委員（藤原浩司君） 結構です。

委員（簗戸利昭君） ちょっと小さいことを聞きます。

荏原の小学校の太陽光発電で収益が幾らかあったということありますので、では荏原小学校の電気代をどれぐらいお使いになつたのかなということを聞かせてください。

教育次長（初崎 勲君） 萩原小学校の太陽光の売電でございますが、去年の実績が15万8,976円でございました。萩原小学校の年間の電気代でございますが、122万2,729円ということで、8%程度ということです。

委員（三輪順治君） 240ページをお願いします。

19節の負担金の下から6番目か7番目、笠岡井原地区教科書用図書採択協議会負担金と、こうあります。額は小さいんですが、よってこの井原笠岡、この地区内の教科書は、これは同じと考えりやよろしいんですか。ちょっと確認をさせてください。

学校教育課長（山部英之君） 同じものを使用しております。

委員（三輪順治君） ちなみに何校。

学校教育課長（山部英之君） 笠岡市、矢掛町、そして井原市の中学校の合計数でございます。申しわけありません。笠岡市の合計数について、今確認、十分できておりませんので申しわけありません。

委員（三輪順治君） 結構でございます。もう一回、地区を確認しますけども、私たちが通常、井原笠岡地区といった場合は、3市2町を私は指す。今おっしゃったのは、笠岡市と井原市と矢掛町ですか。つまり2市1町ですね。確認をさせていただきました。

委員（森本典夫君） 23年度の予算で、学校関係の施設の体育館とかそれぞれ普通教室、校舎で、和式のトイレを洋式に変えたのが何カ所かありますか。

教育次長（初崎 勲君） 済いません、ちょっと箇所数持っていないんで、しばらく時間ください。

委員（森本典夫君） はい、わかりました。それで、23年度で何カ所か工事されると思いますが、和式だけで洋式がなくて不便だというような声は前からありますし、僕も取り上げたことがあります、23年度で、和式だけで洋式がない箇所が何カ所あるか、あわせてお聞かせいただきたいと思います。

教育次長（初崎 勲君） 箇所数でございますが、小学校で8校8カ所、中学校で4校で4カ所ということで、2つ目の質問、済いません、もう一回お願ひいたします。

委員（森本典夫君） 和式だけしかなくて、洋式化されてない箇所が何カ所ありますか。23年度末時点でのことです。

教育次長（初崎 勲君） 23年度の工事を終えまして、一応各学校洋式のトイレが1カ所以上あるという状況でございます。

委員（森本典夫君） ほんなら、足の悪い人がその学校へ行かれたときに、洋式でないといけんということになれば、どこかへあるから対応できるということでおろしいか。

教育次長（初崎 勲君） 洋式トイレがありますので、していただけると思いますが、市役所にあるような多目的なトイレという意味合いとはちょっと違います、ただ洋式にして

るということですので、車椅子での利用は不可能なところもございます。

委員（森本典夫君）　　僕は車椅子までは言ってませんので、とりあえず洋式であれば、ギブスを巻いた人が学校へ行かれるとか、足の悪い人が、曲げられない人が、和式ではできないんだという人が行っても結構対応できるような状況は各ところでできてるかということですでの、その確認です。

教育次長（初崎　勲君）　　できております。

委員（森本典夫君）　　小・中がありましたけども、幼稚園、それから市立高校はどうでしょうか。

次、進んで。

僕は1つです。

教育次長（初崎　勲君）　　ちょっと時間ください。

委員（森下金三君）　　ちょっと今、森本委員が言わされたので、ちょっと関連して聞きたいんですけど、予算のことではないんですが、和式、洋式のトイレのことということで、学校のほうに、特に幼稚園、小学校が、この間もある芳井町に特産品売り場というんがあるんです。あそこ和式になっとんです。そこの店をしよられる人が、森下さんというて話があつて、実は今ごろの子は、和式便所ようしないと。極端に言うたら立ったままして、便器の中へ入れずに外へ置いて帰るという、そういうことを言われるんですが、課長として、そういう話を聞かれるか、実態をご存じなのかどうかということをちょっとお聞きしたいと思うんです。

学校教育課長（山部英之君）　　ご指摘のとおり、各家庭で今洋式トイレが普及しておる率が非常に高く、やはり幼稚園等に入園する際に、和式トイレの練習をやっぱりさせているというお話をよく伺います。

委員（鳥越孝太郎君）　　246ページの負担金及び交付金の関係で、遠距離通学の補助金が2万4,000円出ておりますけれども、この遠距離通学児の実態、これをまず教えていただきたいと思いますんで。

教育次長（初崎　勲君）　　遠距離通学費は4人。4キロ以上。

委員（鳥越孝太郎君）　　4キロ以上で実態なんですけども、4人が補助金出されてますけれども、1人当たりにすると1万2,000円になりますか。ということで、実際親が送り迎えされてるのか、この1万2,000円をどういうふうに使われてるのか。その辺のことを教えていただきたいと思います。

教育次長（初崎　勲君）　　この遠距離通学は、あくまで歩きの子です。どう使われてるかというのはちょっと把握しておりません。

委員（鳥越孝太郎君）　　要は、聞きたいのは、補助金を出す以上は、何らか経費がかかる

から補助金出すわけであって、歩くのに補助金というのは必要ないわけであって、なぜこの補助金がこういうふうな形で遠距離の人も出るのか。また、上に児童輸送費で業務委託で先ほど、藤原委員が質問されたように、相当な金額を使って児童の輸送をしとるわけですね。この辺で、市内で非常に不公平が生じるんじゃないかなというふうにも思うわけでありますが、そのあたり補助金を出す理由についてお知らせください。

教育次長（初崎 勲君） この遠距離通学費補助については、国の制度にのっとってやつてあるというものでございまして、市でそれをどうこうというあればない、あくまで。

委員（鳥越孝太郎君） ということになりますと、その実態はつかんでなくて、国から出るから横流しでやってるというふうなことでよろしいんですか。全くその理由がなくて補助金を出してるということですね。

教育次長（初崎 勲君） あくまで国の制度にのっとって出しているということでご理解いただきたいと思います。

委員（鳥越孝太郎君） わかりました。

じゃあ、実態をよくつかんでらっしゃらないということでございますね。

そこで、お尋ねしたいんですけども、今回、四季が丘が今バス支援を、来年度から廃止するということで、話が進んでおりますけれども、ここには四季が丘の支援バスについての経費は出てないんでしょうか。この小学校費の中には。

教育次長（初崎 勲君） ありません。

委員（鳥越孝太郎君） これはどこで見ればいいんでしょうか。

これは、平成23年度の決算ですから、やはり平成23年度も1年間、四季が丘へのスクールバスといいますか、バス支援をしてるわけでありますので、費用がかかってると思います。どんだけかかるのかがちょっと知りたいんですけども、どこを見ればいいのかがわからないので教えてください。

副市長（三宅生一君） 通学支援バスのことだろうと思いますので、市の一般管理費の人物費と市の保有しているバスであります。したがって、一般管理費ということです。総務費、総務管理費、一般管理費です。

委員（鳥越孝太郎君） ということは、支援バスについての23年度の経費というのは出ないということでいいんですか。全体から想像してくれということありますので、一般管理費から。その中の幾らかというのが金額的には出ますか。

副市長（三宅生一君） 今、係る職員がそれに要した割合を割り出して、市バスの運行経費等、そういうものをやってみてからということになりますので、現段階では、ちょっとその数字はこれからはじくという作業をする必要がありますので、出てくると。出てこないということはあり得ないと思いますけど、現在は持ち得ておりません。

委員（鳥越孝太郎君） もし割り出して出してくれれば、また後でいいですから、お知らせください。

以上です。

教育次長（初崎 勲君） 先ほどの森本委員さんの幼稚園の洋式トイレの設置で、あと設置できてないのが2園でございます。

市立高校事務長（三村信介君） 市立高校にはございます。

委員（森本典夫君） ありがとうございました。

ただ、学校へは必ず、幼稚園2園ないというところがあるそうですが、学校へはそれ以外のところは、最低でも1ヵ所はあるという話ですが、例えば木之子小学校なんかは、学校のほうと体育館が離れてるわけですね。同じ敷地の中にあれば、体育館へ行った人も校舎のほうへあれば校舎のほうでということになりますが、そういうところで、木之子の体育館が洋式があったかどうか、ちょっと私は確認はしてないんですけど、そういうような場所がほかにももしあれば、学校のほうにも1つ、最低でも体育館には1つと。体育館は割とよく使われるんで。例えば、敬老会なんかだと、あそこへお年寄りが集まるわけで、木之子の場合、特にそなんんですけど、そういう意味で、学校全体ではあるけれども、例えば今言いましたような木之子町のように、道を隔てて施設があるというようなところについては、そこもカバーするためには両方へ1つずつと、最低でもというふうなことにしなければならないと思いますが、そこらの現状はどうでしょうか。

それから、あと幼稚園2園ということですが、これはできるだけ早くということになると思いますが、ちょっと23年度の決算ということにはなりませんが、今後の見通しをお聞かせいただきたいと思います。

体育館のような状況のことも含めて。

教育次長（初崎 勲君） 言われるよう、実態を見て、順次整備をしていきたいと思っております。

委員（森本典夫君） できるだけ早くやっていただきたいとの、幼稚園2園については、もう来年度でぜひ予算化してください。

以上。

〈なし〉

〈第55款 教育費中、第60項社会教育費〉

委員（森下金三君） 268ページの備考欄にあります美術作品購入費105万円、この

ことについて聞くんですが、今までに、田中賞の作品を買うということなんですが、今まで何体作品がたまつておるのかというのをまずお聞かせください。

文化課長（藤井 護君） ちょっと今までの分については、時間をください。調べてきます。

委員（森下金三君） 後から調べてください。

へえで、今まで買った分が何点かあると思うんですが、それは保管をされるとんすけどが、買って、例えば展示をされたことがあるんですかね。せっかく買ったものを、倉庫へ入れたままじゃなしに、今度はもし今までしてなければ、今までの一同をずっと、この先生はこういう作品をつくったというような、そういう展示会を今までされたことがあるんですかね。もしなければ、ぜひそういうものも展示をしていただきたいなと思うんです。というのが、せっかく百何万円かけて買うたものを、倉庫へしもうとるんじやったら、余り意味がないというふうに思います。その点、どういうふうに思われますか。

文化課長（藤井 護君） 受賞作家の作品展につきましても、企画展ということで、特別展以外に美術館独自の企画展をやってますので、その中で展示がえを実際にはしております。

委員（森下金三君） そういうふうに展示をされるとんなら、それはそれで、私も毎回行かんからわからんのんですけど、私が言うのは、そうしたずっと、例えば今まで50点までないか知らんけど、10点なら10点を一堂に会して、何年度はこういう作品、先生の名前を書きながら展示されたということはあるんですか。

文化課長（藤井 護君） 25回の田中賞なんで、全部を、全作家の作品を購入してるわけじゃないんですけども、受賞作家の作品展という企画展は、まだ恐らくしたことないと思いますけども、それぞれ特別展以外の常設展の中で、作品がえで順次展示して見ていただいではおります。

委員（森下金三君） それは先ほど聞いたからわかったんですが、今後、例えばこれは私の希望です。井原市はこういうだけのお金を投入して、これだけの作品を買ったんが、今までのこれはこれだけですよという何かのコーナーを設けて、たまにはやって、市民に見てもらったらどうかなというふうな一つの思いです。

文化課長（藤井 護君） 言われましたことも含めて、今度、美術館独自の企画展を行いますので、その中で検討していきたいと思います。

委員（三輪順治君） 同じページをやります。委託料の上から6番目、運搬業務委託料ですけども、6月21日だったと思うんですけど、総務委員会を開かせていただいたときに、田中美術館の盗難事件のことについてお聞きしました。これは、今回の決算審査意見書もあって監査委員の方が苦言をされております。結びの中に、また田中美術館での盗難事件が発

生し、市民の信頼を失墜されたことは記憶に新しいことである。このような厳しい状況において、全職員が危機意識を持つことが重要だ。極めて異例なまとめになっております。この件は6月にご質問しましたときに、いわゆる企画展をするときには、保険料なんか、この運搬業務委託料の中へ入っていらっしゃるということをお聞きしました。今回の2月の事案を受けて、刑も確定し、求償を発生させたと思うんです。その後、そのとき聞いとるのは、損害賠償として幾らかを、その窃盗者に補填してもらうということで請求したというところまでは聞いておりますが、その後、そのお金は市のほうで受領されましたか。1点お聞きさせてください。

文化課長（藤井 護君） 請求金額全て市のほうに納めていただきました。

委員（高田正弘君） 272ページ、23年度から教育費の中に天文台費が入りました。こここの1の報酬のところで、美星天文台運営審議会協議会委員、どんなことを話し合われておられますか。

生涯学習課参事（綾仁一哉君） 美星天文台の運営全般、特に利用者に対するサポートですか、イベント内容、そして天文台の展示などなど、運営の全般にわたってご意見をいただいております。

委員（高田正弘君） と申しますのは、私もそういった天文というか、星が好きで、よく出かけるんですけども、入って、皆さん大変喜んで、すばらしいなという感嘆の声を聞くんですが、少し休んでもお茶でも飲むような場所があればいいがなといつも思うんですが、そういったことも含めて、今後の天文台のあり方を、本当に遠くから、どちらから来られました言うたら、広島からだと、姫路から来られたとか、いろんな話を聞きます。そういった方々に、本当に美星の美しい星を見ていただいた後、1杯のコーヒーとかジュースとか、飲み物を飲める場所を、コーナーも考えていかれたら、より来ていただいた方に、またリピーターとしてまた来ていただけると思うんです。今の状態であれば、本当に何か落ちつく場所がない。せっかく若いカップルの方々もちょっと落ちついて話をしてみたいというような場所がないもんですから、こういった協議会の委員さんには、ぜひともそういったことも含めて、今後の美星天文台のあり方を検討していただきたいなと思います。その点はどうでしょうか。

生涯学習課参事（綾仁一哉君） いろいろご意見ありがとうございます。先ほどの休めるところに関しては、美星天文台内に自動販売機がありまして、ジュース販売しておりますけれども、その周り、椅子とかはあるんですけども、確かにちょっと奥まったところでわかりづらいとか、そこでゆっくりしていいかどうか、落ちつきにくいというところはあるかもしれませんので、その辺はちょっとその場の雰囲気の改善に努めたいと思います。それも含めて、委員会では幅広く議論していただこうと思っております。

委員（高田正弘君） 本当に、合併後、井原市に本当に美星というブランドが合併後に、井原市としたら得たと思います。美星という天文台、星、そういったものが大変貴重なものでありますから、ぜひとも少々お金をかけてでも、あの周辺を整備していただきて、本当に井原市に美星ありというような施設に、今後発展していただきたいなと思っていますので、よろしくお願ひします。

委員（森本典夫君） 264ページの図書館の太陽光発電設備は、これは売電ができる設備でしたでしょうか、どうでしたか。

図書館長（山室日出夫君） 売電施設はございません。

委員長（川上 泉君） 先ほどの森下委員さんの田中賞受賞作品の購入数、わかりますか。

文化課長（藤井 譲君） 12点を購入しております。

委員（森下金三君） わかりました。ぜひ一堂に会して、何年にこの作品を買った、先生の名前と見ていただければ、12点なら100万円じやけ、1,200万円、消費税は別としてありますので、ひとつぜひそういう企画をやっていただきたいなというふうに思います。市民の税金を投入して買うとするんです、いいものをというのを見ていただくようにしていただきたいと思います。

以上で終わります。

〈なし〉

〈第55款 教育費中、第70項保健体育費〉

委員（森本典夫君） 海洋センターで水泳教室の回数言われましたが、ちょっと確認でもう一回お願ひします。

スポーツ課長（三宅孝一君） 水泳教室は21教室ございます。

委員（森本典夫君） なぜ確認しましたかというと、この説明書の21ページに、海洋センターというのがありますて、水泳教室20教室になってますが、1違うんですが、どちらが正しいでしょうか。

スポーツ課長（三宅孝一君） 済いません。このマスターズという教室がございまして、それを2回に計算しておりますので21回になっておりますが、1つと計算したほうがいいと思いますので、20回に訂正させていただきます。

委員（森本典夫君） 最後うやうやじやけど20回なんじやな。わかりました。

〈なし〉

〈第65款 公債費〉

〈なし〉

〈第70款 諸支出金〉

〈なし〉

〈第80款 予備費〉

〈なし〉

〈歳出全般についての総括質疑〉

委員（三輪順治君） それでは、時間も迫ってまいりましたので、2点に絞りましてさせていただきます。

まず、途中で本庁舎の受電設備の関係でご質問した件です。ちょっと確認のためにもう一度言います。

停電時に即発電可能か。

2点目、確認運転はどの程度の頻度で行っているか。

3点目、発電時間数は何時間か。

4点目、燃料は何か。補給方法は何か。

以上です。

総務部次長（佐藤文則君） 4点ご質問にお答えいたします。

起動につきまして、発電装置は停電後、点検の中では1.8秒で起動いたしております。

燃料は、A重油で1,200リットルのタンクを持っております。

発電時間でありますが、8時間の発電時間で3日間稼働可能ということになっております。

それと、給油方法ですが、ローリーによりタンクへ充填するという方法をとっております。

以上です。

委員（三輪順治君） よくわかりました。ちょっと気になったのが、1.8秒が切りかわ

るときのタイムラグということで、それが業務に支障を及ぼすかどうかにつきまして、ご検討されとれば、あるいは予想されるとものがあれば、どういう業務であるかお願いします。

総務部次長（佐藤文則君） 1. 8秒というと、電算関係、パソコン関係にしてみれば長い寸断ということになろうかと思います。この場合に、各ホストコンピューター、サーバー、それにはそれぞれUPS、無停電装置をつけております。無停電装置のほうは、ほぼ10分程度対応可能でありますので、1. 8秒の後に発電が開始すれば、その間の1. 8秒の間はUPSで対応し、その後はこの発電装置で対応していくということで、システムのほうのダウンもないというふうに考えております。

以上です。

委員（三輪順治君） 1つちょっと最初のご質問にお答えになってないのが、確認頻度というのはどの程度でおやりになってるかというのを、ちょっと漏れとったような気がするんですが。

総務部次長（佐藤文則君） 失礼いたしました。2カ月に1回以上ということで点検をいたしております。

委員（三輪順治君） わかりました。これは議長名から市長名に資料要求を議会としてお願いしたもののお一部でありまして、書かれている内容では読み取れませんでしたので、あえてご説明を求めました。

言いたいのは、大規模災害の場合は、井原市だけがダメージを受けるということはまずあり得なくて、この近傍のあたりは相当ダメージを受ける可能性があります。今お聞きしますと、A重油で8時間換算で3日間ですから、要は1日ですね。1日フル運転したら、これで枯渇すると。そうすると、道路が寸断された場合は、A重油の供給の道が途絶えると、こういうことでございます。こういったものを前提に、防災計画の立案等にお役立ていただきたいと思います。私も初認識をいたしました。

また、病院のほうは病院のほうでお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

1点目は終わります。

2点目、よろしいですか。

これも資料提出をお願いいたしましたところの、きょうはもう電算はちょっと精査する時間がありませんでしたのでちょっと省略します。3ページの職員の再雇用の状況及び直近の業種別嘱託職員、臨時職員について、全般についてお聞きしたいと思います。

現在、いただいた資料によりますと、嘱託職員の数が、本年4月1日現在で173名、臨時職員の方が92名となっております。まず、基本的な問い合わせなんですが、この嘱託職員の中身が事務員とか保育士とか、あるいは看護師とか、あるいは調理員とか載っております

が、職を託す期間というのは原則どの程度でありますでしょうか。

総務部次長（佐藤文則君） 嘱託職員につきましては、任期を定め、1年ということで採用いたしております。長期臨時につきましては、半年で更新ということにいたしております。

委員（三輪順治君） そうすると、採用なされた職員の方は、1年間限りで一応身分が継続すると。次の1年は保証はないということでよろしいでございましょうか。

総務部次長（佐藤文則君） 原則はそうでございますが、勤務内容等によりまして、3年までは更新できるということにいたしております。3年を超える場合には、そこで再び一般募集と同じように採用試験を受けていただくということにいたしております。

以上です。

委員（三輪順治君） そうすると、採用募集を3年以降は受けるチャンスができるということは、正規職員の道がその分野にあれば、その人はチャレンジができると、こういうふうな仕組みでよろしゅうございますか。

総務部次長（佐藤文則君） 当然嘱託職員でも市の正規職員への応募は可能でございます。

委員（三輪順治君） いただいた資料を見ますと、専門職でありますところの保育士、あるいは幼稚園の講師、あるいは図書館司書、また看護助手あるいは看護師、こういった方々が相当数がいらっしゃるんですね。いずれも皆さんの市民生活にかかわりが深い分野で働いていただいている。この方々は、恐らく市民の方々は正規の職員の方であれ、嘱託の職員の方であれ、そんな意識はなしに接しられるとと思います。私は、定数管理の問題もさることながら、本来嘱託というのは、先ほど冒頭おっしゃったように、1年が採用期間でございまして、諸般の事情で2年目以降はもう要らないというようなことも可能性としてはあるわけです。しかしながら、人間関係ないしはその方のいろんなそういった専門的な立場でのアプローチで得られたノウハウというのは、井原市の財産としてこれは使う必要があると思われますので、私は、この嘱託職員をかなり今日までふやしてきていただいているのは、これは行革の関係もあることでしょうけども、1つには、井原市として、大きな流れとすれば、それは職員の数を減らせというのはわかるんですが、必要なところには必要な配置をして対応していくということで、必ずしも行革が人を減らすばかりが行革ではないということを申し上げたいんですが、そこらあたりについてのお考えの基本をお聞かせ願いたいと思います。

総務部次長（佐藤文則君） 行革の観点からのお尋ねだというふうに理解いたします。そういう中で、本市においては、定員管理計画を定めており、目標値に向けて定員管理については計画的な執行をいたすところであります。そういう中で、嘱託職員に切りかえると

いう場合もあると思います。

それと、看護師、看護助手につきましては、多くは市民病院の嘱託職員になろうかと思いますので、そちらのほうの基準につきましてはそちらでお尋ねいただければと思います。

委員（三輪順治君） 少し質問が領域を超えたところはお許しいただきたいと思います。きょう、教育委員会の関係の方もいらっしゃいます。例えば、幼稚園の講師の方が18人、嘱託がいらっしゃり、かつ臨時が10人いらっしゃる。臨時の方は恐らく産休、育休等、いわゆる臨時的な雇用でありますから、これはいいんですけども、職を託す方が20名近くいらっしゃることについては、私はもう少し教育費等を含めて、市長ともよくお話しされて、教育長、ぜひできるだけ安定した身分で落ちついて教育をしていただけるような、そういう条件をその方にお与えいただかないとい、1年交代ということになると、本腰を入れるにしても、何か中途半端になりますので、ご本人の立場に立った、これからとの人的管理運用をお願いしたいと思います。これはあえて私は答え求めませんので、ひとつそういう点、よろしくお願ひしたいと思っております。

総じて、経常収支比率も、別資料によれば、もう90%近くなっています。89. ちょっとぐらいですね。非常に硬直化しております。したがって、何らかの形で義務的経費を軽減する方法を講じていかなければいけんというのはわかるんですが、やっぱり人を育てるという部門や、人に接する部門、看護師あるいは社会福祉士、そういった専門分野、そしてまた司書の方も、これは長いおつき合いの中で、子供たちにそういうおつき合いが必要と思われますから、ひとつ答えはよろしくございますので、このいただいた資料を見て、少し行政運営について、私のほうからはそんなに大きく大げさに言うことないんですが、ただ基本だけは、この井原市の自治行政の基本は、皆様方がおつくりになり、そして議会としては、いろんな形でご注文も差し上げていく中で、市民がともに暮らしていける、心豊かに暮らしていけるということを基本に、職員のあり方についても、次回、適正化計画をお決めになるときには、そういった面も大いに考慮していただいて、計画の立案に努めていただきたいと、このことを申し上げまして、私の質問を終わります。答弁は結構でございます。

〈なし〉

副市長（三宅生一君） 先ほど、鳥越委員のほうからございました通学支援バスについて、お答えをさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

通学支援バスについては、先ほど申し上げました総務費、総務管理費、一般管理費の中で人件費等に組み込んでいるところであります。人件費については、1人がその業務にかかわっておりますが、その人件費のうち約6割その業務にかかわっているということを含め

て、人件費が440万7,000円というふうに出しております。それから、燃料費、修繕費、バス運行に係るそういった維持費、運行費ですが、47万3,000円、総じて488万円ということあります。これは人がかわれば変わるという要素もありますので、若干そういういった要素を含んで数字を捉えてほしいというふうに思います。

以上です。

〈実質収支に関する調書及び財産に関する調書〉

〈なし〉

〈一般会計全般についての総括質疑〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 認定〉

委員長（川上 泉君） 本日はこれで審査を終了したいと思います。

あすも午前9時30分から全員協議会室で開催いたしますので、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって終了いたします。

お疲れさまでした。

予算決算委員会会議録

1. 開催年月日

平成24年 9月26日 開会 9時30分 閉会 16時10分

2. 開催場所

全員協議会室

3. 出席委員名

川上 泉	佐藤 豊	坊野 公治	藤原 浩司
上野 安是	竇戸 利昭	西田 久志	馬越 宏芳
三輪 順治	大鳴 二郎	水野 忠範	川上 武徳
井口 勇	森下 金三	河合 建志	鳥越 孝太郎
高田 正弘	藤原 清和	森本 典夫	藤原 正己
乗藤 俊紀			

4. 欠席委員名

なし

5. その他の会議出席者

(1) 議長 宮地 俊則

(2) 説明員

副市長	三宅 生一	総務部長	長野 隆
市民生活部長	国末 博之	健康福祉部長	大元 一高
建設経済部長	高村 俊二	水道部長	山岡 弘幸
病院事務部長	北村 宗則	総務部次長	佐藤 文則
市民生活部次長	笠行 真太郎	市民生活部参与	金高 常泰
健康福祉部次長	大月 仁志	健康福祉部参与	三宅 道雄
建設経済部次長	田邊 義博	水道部次長	安部 弘和
会計管理者	鳥越 寿	芳井支所長	笛井 洋
美星支所長	小出 堅治	定住促進課長	中原 康夫
税務課長	小田 義晴	市民課長	川田 純士
下水道課長	森本 謙一	病院庶務課長	猪原 忠教
病院医事課長	藤井 秀典	監査委員事務局長	岡田 豊作
総務課長補佐	山下 浩道	市民課長補佐	橋本 良啓
美星振興課産業主幹	川上 美恵子	出納室次長	唐木 英規
上水道課主幹	吉本 泰人	福祉課高齢者福祉係長	立花 計志

都市建設課管理係長 一 安 直 人

(3) 事務局職員

事 務 局 長 川 上 勝 三 事 務 局 次 長 渡 辺 聰 司

6. 傍聴者

(1) 一 般 0名

(2) 報 道 0名

7. 発言の概要

委員長（川上 泉君） 皆さんおはようございます。

ただいまから予算決算委員会を開会いたします。

本日は特別会計、財産区会計、企業会計の決算を審査いたします。

審査の順序はあらかじめご案内しておりますので、よろしくお願ひいたします。

これより議事に入ります。

〈認定第9号 平成23年度井原市芳井住宅団地開発事業特別会計歳入歳出決算について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 認定〉

〈認定第11号 平成23年度井原市大倉財産区会計歳入歳出決算について〉

委員（森下金三君） 済いません、ちょっと教えてください。464ページの備考欄であります管理委員報酬、管理会出席報酬、管理委員は何名いらっしゃるのかというのと、それで出席をしたら、その管理会は年何回ぐらい会合を持たれて、出席したら報酬が出るんですが、1回につきそれはどのくらいぐらい出されておるのかというのをお聞かせ願いたいと思います。

美星支所長（小出堅治君） 管理委員は、委員長1名、副委員長1名、委員4名の計6名でございます。

年報酬でございまして、委員長が4万円、副委員長が3万4,000円、委員が3万1,

000円の年報酬でございまして、年間4回程度集まっておられます。

管理会の出席報酬は1回3,000円でございまして、35人分、6回です、欠席者がおられるようですので。

失礼しました。先ほどの管理委員の6名の方の管理会の出席報酬でございまして、これは6回でございます。失礼しました。

委員（森下金三君） ちょっと済いません。もう一回ゆっくりお願ひします。

美星支所長（小出堅治君） 管理委員は、委員長1名で、副委員長1名、委員4名の計6名でございます。それで、委員報酬が、年間報酬の委員長が年間で4万円、副委員長が3万4,000円、委員4名は3万1,000円の年間報酬でございます。それ以外に、管理会の出席報酬が10万5,000円支払っておりますが、1回につき3,000円の出席報酬を支払っております。それが、管理会が6回でございました。

以上でございます。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 認定〉

〈認定第12号 平成23年度井原市東水砂財産区会計歳入歳出決算について〉

委員（森本典夫君） 472ページの雑入で電柱敷地料というのがあって、金額的にはかなり大きいんですが、この内容をおっしゃってください。

美星支所長（小出堅治君） これにつきましては、電柱敷地料ばかりでなくて、これにNTTの携帯電話の基地が立っております。その使用料が入っております。ちょっと金額がメモして、6万円程度じゃったと思っております。

委員（森本典夫君） この備考説明では電柱敷地料というふうになってますから、ちょっと高いなと思うたんですが、今言われたようなことがあるんなら、そっちのほうを書いて、あと「等」にすべきじゃないんでしょうか。ちょっと表現の仕方が、その2つのことを詳しくお聞かせください、金額的なこと、電柱は何カ所とか。

美星支所長（小出堅治君） ちょっと資料を用意いたしておりませんので、後ほど回答さ

せていただきたいと思います。

委員（森本典夫君） 後ほどよろしいです。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 認定〉

〈認定第13号 平成23年度井原市宇戸財産区会計歳入歳出決算について〉

委員（森本典夫君） 先ほどと同じ質問で、電柱敷地料、また教えてください。

美星支所長（小出堅治君） 後ほど報告させていただきます。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 認定〉

〈認定第2号 平成23年度井原市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について〉

委員（三輪順治君） 何点かお願いしたいと思います。

まず、歳入面の関係でございます。歳入歳出あわせて関係しますけども、302ページ、303ページに、平成23年度の一般被保険者の調定額、それから退職被保険者の調定額、合計で調定額が一応13億1,700万円で、先ほどおっしゃいましたように、現年、過年、滞納を含めまして収納率が確保される中で、実質的には収入済額が8億1,000万円となっておると、こういうことでございます。片や、先ほど実質収支を見ますと、ページで言いますと330ページです、実質収支がプラスの1億3,280万5,000円と、こう

なっております。これは23年度でございますが、国保料が上がったのが22年度でございまして、去年のはちょっと今手元にないんですけども、ここに数字は載つとるんですが、2年間通して実質収支の合計は幾らでございましょう。まず1点、お聞かせ願いたいと思います。

市民課長（川田純士君） 22年度分につきましては、23年度へ繰り越しを9, 854万2, 000円をしております。そういうことで、1億3, 280万5, 000円から9, 854万2, 000円を引いた額になりますが、実質的には2年間で3, 426万3, 000円の黒字ということでございます。

委員（三輪順治君） これは、22年度は黒字が9, 800万円という額ですね。23年度が黒字が、先ほど実質収支の額というんで1億3, 200万円というんですか。さっきおっしゃったように、じゃあ2年間合計したら、これ引くんですか、足すんじゃないん、引くんですか。

市民課長（川田純士君） 済いません。合計をしたら1億3, 280万5, 000円です。ですから、23年度で3, 426万3, 000円ということになります。

委員（三輪順治君） なぜこのことをお聞きしたかと言うと、国保税を払っている方、厳しい方も中にはいらっしゃって、22年度かなり値上げされました、その方がおっしゃるのは、黒字になつとるんなら還付したらどうかというふうな話もあるんです。これは、調定を決めるときに、誰だ誰だっていう責任論ではないんですが、黒字になることを基本に調定をされております。しかし、その幅が余りにも大きいと、やっぱり微調整はしていく必要があるだろうと私は思っています。したがって、今回の国保の決算の実質収支は1億3, 000万円でございまして、調定額は、先ほど言いましたように、全体的には13億円ですね。消費税も上がってくるのが再来年の4月からです。非常に厳しい社会情勢の中で、現年収納率も93%で頭打ちでございます。努力はいろいろされておりますけれども、やはりまだまだ払えない方がいらっしゃる。払えない、払いたくても払えない方がいらっしゃる。そういう点で、この点は、黒字を確保したことは、国保財政としては評価はできますが、片や被保険者としての厳しい中でお支払いになつとる方の立場に立てば、必要以上の保険料を払つんじゃないかという感触もありますから、何らかの形で軽減措置を講じる必要もあるかとは思います。したがって、そういう観点であわせて聞きますけども、岡山県での広域化への取り組みです。いずれ近いうちに国保の保険者が岡山県になるというふうな方針が国のほうでも示されております。これは、全国一緒でございます。そうした場合に、仮にこういった余ったお金ですね、単年度、あるいは保険者として黒字になった額は、広域化されたときはどうなるでしょうか。あるいは、そこまで今質問してもお答えになれんでしょうけども、広域化のめどとして、今保険料だって差があると思います、県下で、高いこと低いとこ。ですか

ら、その中の流れとあわせて、黒字になっておるという現実も踏まえて、広域化との関連でお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

市民課長（川田純士君） まず、1億3,000万円実質収支で23年度決算であるわけでございますけども、従来から言っておりますように、この保険会計につきましては、保険給付費支払準備基金というものがございまして、医療費の伸びに対して不測の事態が起きた場合の備えとして、いわゆる貯金をしておかなければなりません。この貯金が、平成21年度で枯渇をいたしております、毎年医療費の動向に一喜一憂をしておるところでございます。そういったことで、黒字とは言いながら、決して楽な経営ではなくて、非常に厳しい経営をいたしております。

それから、広域化の件でございますけども、確かに平成27年度から、先ほど説明しました保険財政共同安定化事業につきまして、医療費の1円から県単位で共同で事業をするということは定まっておりますけども、後期高齢者医療制度の廃止につきましても、今回の国会での法案提出は見送られておりまし、非常に不透明なものがございます。そういったことで、国からの示されておりますような今後の後期高齢者制度につきまして、国保の場合、広域化によってどういったふうにするかというのは、現在県の連携会議におきまして検討を始めている段階であります、そのもとになる国の動向というものがまだはっきりしないということで、県としましても一応準備はしているけども、どういった形にするかというのははっきり決めていないと。ただ、保険財政共同安定化事業については、平成27年度からはするということですんで、それに対しては具体的に今年度から県内の市町村を交えて県で検討しております。したがいまして、総括的に言いますと、広域化については非常に不透明で、現時点で申し上げることはできません。

委員（三輪順治君） よくわかりました。考え方でございます。国保財政は、黒字とは言っても、厳しい運営、経営、それも貯金のあり方についてもそういうご認識です。これは、そういうご認識であれば、それで結構でございます。

難しいことをお聞きしましたけども、端的に言えば、県に統一化されたときに、単市で保険者としております国保会計の黒字分の取り扱いはどういうことになるんでしょうか。

市民課長（川田純士君） ですから、そういうことは全くまだ示されておりませんし、今県のほうで考えて検討しておるのが、そういった赤字経営を黒字にするように、また保険料率も平準化するように、収納率も低いところは高く上げるようにといったような、いわゆる広域化に向けてのそれぞれの市町村での環境整備をしなさいというふうなことでの指導でやっています。したがいまして、詳しいことについてはわかりません。

委員（三輪順治君） わかりました。できるだけ早い時期に、議会のほうに対して、今の取り扱い等について方針案ができた段階で議論に付していただきたいと思います。

私が今手元にありますのが、ことし4月に岡山県が発表した国保の県内の状況でございますが、22年度しかまだ発表してませんが、赤字になつたる団体が13保険者、21年度が18ですから、5つ減っております。先ほどおっしゃいましたように、まずは保険者の独立ということで、黒字化に向けた取り組みがなるべくなされております。資料を見ますと、井原市の保険額ですね、つまり1人当たり調定額も、これは上から数えちゃいけませんが、井原市が全体的に8万1,455円、こういうふうに平均で出ておりまして、これは全県下で比べると少し高い位置にあると、こういうふうに思っています。したがって、もし国保が県に統一される時期が明確になった場合に、現在の保険料が安くなるのか、安くする方法どうなのか、あるいはいわゆる黒字なのでためとる分ですね、そこらあたり、これ決算認定ですけどね、ちょっとごめんなさい。こういうことをきちつと踏まえながら認定をしていかないと、私はいけないと思つて言つてます。これは、3年、5年の期間の中で必ず起こる変化なんです。ですから……。

委員長（川上 泉君） 三輪委員、簡潔にお願いします。

委員（三輪順治君） それでは、そういうことでひとつ情報提供があり次第、議会のほうにお投げください。ちょっと具体的に質問させてください。

今、総論言いましたけども、じゃあ具体的に行きます。

レセプトの関係ですが、先ほど1万数千件のレセプト点検を国保連にお願いしとると、こういう動きでございました。厳重なレセプト点検をおやりになった後、医療費の確定があつて、それから精算に入っていくんですが、聞きますと、本年6月からレセプト通知を各個人ごとにおやりになってることですが、関連してお聞きしますけど、6月からおやりになったレセプト通知は、対象者数は幾らご通知なさいましたか。そして、その対象者の総額として、ジェネリックにかえた場合に幾らぐらいの差額としてお示しをなさったか。今日までの成果があれば、お示しをください。

市民課長（川田純士君） 今のレセプトの関係でお尋ねが、恐らくジェネリック医薬品の差額通知をこの6月からしておりますんで、その件でということでよろしいですね。

委員（三輪順治君） はい、そうです。

市民課長（川田純士君） 6月から始めておりまして、6月に468件通知しております。7月に482件通知しております。削減可能額としては、6月が56万円、7月が35万円といったふうに出ております。ただし、これにつきましては、ジェネリック医薬品の通知というのが、一番高いジェネリック医薬品とかえたらこれだけの差額になりますということですんで、もっと安いジェネリック医薬品とかえたら、これ以上の効果は上がるということになります。

それから、現在効果がどれくらいかというのは、まだ、一般質問でも申し上げましたけど

も、9月ぐらいにならないと集計が追跡調査ができませんので、9月以降です。

委員（三輪順治君）　　はい、わかりました。

委員長（川上　泉君）　　三輪委員、申し上げますが、三輪委員、23年度の決算認定をただいま行っていますので、その範囲内でのお尋ねということから余り出ないようにお願いいたします。

委員（三輪順治君）　　それでは、もうちょっと23年度の範囲内でお尋ねを続けます。

23年度の1人頭の国民健康保険料、額、これは県内で何番目で、何円でございましょうか。

市民課長（川田純士君）　　23年度の1人当たりの課税額でございますけども、10万2,671円。県内で5位でございます。

委員（三輪順治君）　　ちなみに、トップは、データがあれば、都市の名前と金額を教えてください。

市民課長（川田純士君）　瀬戸内市で、10万8,584円です。

委員（三輪順治君）　　ついでに、県内の最低のところの市の名前と金額を教えてください。

市民課長（川田純士君）　総社市で、8万4,066円です。

委員（三輪順治君）　　そうすると、総社市とでは1万8,000円ぐらい違うんですね。

これ全県下で平均しますと、多分その額はあると思いますが、県下27市町村の平均額を教えてください。

市民課長（川田純士君）　ちょっと資料手元にありません。わかりません。

委員（三輪順治君）　　わかりました。また後で調べますが、国保が危機的な状況であった21年から22年にかけて、国保料を議会としても上げていきました。上げた以上は、議会としても国保会計の状況はきっと私は把握をしておく必要があると思いますし、今日上げてから2年たちました。そういう状況の中で、27年目の前に来てますからあえてお尋ねしましたが、若干私が本決算委員会の23年度を越えてご質問をさせていただいた件については、私なりにおわびを申し上げますが、ただ私の認識としては、冒頭言いましたように、間近に控えておる国保会計の大きなうねりですから、あえて質問させていただきました。

以上でございます。

委員（乗藤俊紀君）　　318ページの高額療養費の項でありますが、予算額が3億円に対しまして、実質的には3億1,230万円余りオーバーしております。それは問題ないんですが、予備費から充用したり、あるいは負担金・補助金の分から520万円を流用されて処理をされていますが、3億円の高額医療費が足りなかつたという結果になっておるんですが。それはともかくとして、高額医療費の最高額の人は、最高額というか、本当の高額、例

えば1人が500万円以上の療養費を高額に必要としたというような人が何人、一番多い人が何人で……。いや、だから多い人が何人でというのをちょっと教えていただきたい。一番多いのは1人です、確かに。

市民課長（川田純士君） 年間での個人の高額医療費が多い人については、ちょっと資料がございません。申しわけございませんけども、月で一番大きい方、これ10月以降で一番多いかった方が月額864万1,630円、これは月額です。

委員（乗藤俊紀君） 500万円以上、その月で言うとですが、864万円が最高の方で、500万円以上が何人いらっしゃいますか。

市民課長（川田純士君） 先ほど申しましたように、10月以降では、月額500万円以上は、今言った方お一人でございます。

委員（乗藤俊紀君） 年間で最高額というのは、最高額にしても、500万円以上としても、年間で何人というのは出ないんでしょうか。出ない理由を、わからない理由を教えてください。

市民課長（川田純士君） 先ほどの決算書の説明の中で、国保連の総合システムが稼働が10月になったということを申し上げましたけども、10月以前と10月以降でシステムが変わっておりますまして、それを統計的にまとめたものが、データがないということでございます。

委員（乗藤俊紀君） システムが変わったのは説明どおりであります、じゃあ古いシステム、9月までのシステムと10月までのシステムを合わせて計算ができないでしょうか、その辺ちょっと。コンピューターソフトが変わったからそうだとおっしゃるんですが、古いソフトも残ってるはずですから、それを2つ足してデータ出すということはできないんでしょうか。

市民課長（川田純士君） すぐにはできないと思います。これ、もとが国保連合会でございますんで、一件一件レセプトを引き出していけば可能ですが、先ほど申しましたように17万1,000件からのレセプトでございます。

委員（乗藤俊紀君） 例えば、今同じことを言うようになるんですが、9月までのデータと10月以降のソフトは変わってるわけですから、2つを足してデータを出すということが可能だと思うんですが、そんなに時間がかかるもんなんでしょうか。井原市のコンピューターでない、国保連合会のコンピューターだからという意味ですか。その辺ちょっと詳しく教えてください。

市民課長（川田純士君） もとが国保連の総合システムと国保連の旧のシステムを使用しておりますんで、すぐにマッチングというのはちょっとできないと。

それを2つの古いものと新しいものを合わせてデータ処理をするということが、今の国保

連のシステムではできないということです。

委員（乗藤俊紀君） 2つ合わせるのは無理かもわからないけど、先ほども言った、古いものと新しいの別々にデータを集計して、それをプラスしたら12カ月分になるんじゃないんですかという質問なんですが、どうなんでしょうか。

市民課長（川田純士君） それは、古いものと新しいものを別々には出ますけれども、それを合わせる作業は要ります。

委員（乗藤俊紀君） それでは、後日でも結構ですから、500万円以上のを教えていただきたいと思いますけど、データを、委員長、要求しますが、いかがでしょうか。

委員長（川上 泉君） それでは、ただいま乗藤委員のお尋ねの高額医療費500万円以上、何人、どのようにおられたかということのデータをお示しをいただきたいと思いますが、後日で結構ですけれども、よろしいでしょうか。

市民課長（川田純士君） できるかできないかということも確認し、報告をさせていただきたいと思います。

委員（乗藤俊紀君） お願いしますということです。委員会としてお願いしてください。

委員長（川上 泉君） ただいま乗藤委員からご提案の高額医療費500万円以上のデータを示してほしいという要求でございますが、このことを委員会として執行部へ求めることにご異議はございませんか。

委員（森本典夫君） できるかできないかというて言われよったんで、できるようでしたら出していただきましょう。

委員長（川上 泉君） 森本委員さんのご提案でよろしいでしょうか。

〈異議なし〉

委員長（川上 泉君） それでは、執行部にそのようにお願いします。

委員（森本典夫君） 今の質問に関連しまして、入院しまして、今先ほど860と言ようしましたけど、それぞれ入院された方が高額医療費を払わなければならないということになりますて、それを払う人もおられましようし、システム上払わなくても自己負担分だけで済むという方法もありますが、どっちみちそれを今度は保険者から請求が来れば、保険者でなしに事業者か、病院ですね、わかりやすく言えば、病院から診療所から請求が来れば、Aさんに対しては、レセプト確認して、これだけは払いましょうということになるわけで、払った後の資料というのはパソコンに残ってるんではないですか。それがちょっとわからないというのが、ちょっとわからないんですが。

僕の言い方が悪いんか知りませんが、一応Aという病院からBさんに対してこれだけ何月

分はお支払いしましたと。本人からはこれだけもらっておりますが、病院がとりあえず出した金がこれだけじゃと。ですから、井原市としてはこれだけBさん用に払ってくださいというふうに通知が来ると思うんですが、今度はBさんのレセプトを確認してそれをお支払いすると、Aという病院、診療所等々にお払いするということになると、それがコンピューターへ残るんではないですかと。ということになれば、Bさんを年間ばっとコンピューターで出せば金額が出るんではないかというふうなことを私は思うんですが、そういうシステムになってないんでしょうか。

市民課長（川田純士君） ですから、別々のシステムで足してというか、見比べていってやれば可能だと思います。

委員（森本典夫君） 僕は、乗藤議員が言われることではなくて、井原市としてそういうことが残っていないのですから言葉で言葉で、わからないと言うから。

市民課長（川田純士君） 先ほど言われましたように、国保連で限度額認定されといいて、現物給付をされるともんと償還給付、高額医療費がかかったということで後で申請する分、後で申請する分については私のほうで申請を受けておりますんで、それは残っております。国保連でしておる分がどうかというのが、データは残っておるはずなんんですけども、今この場ではっきりした回答はしかねますんで、また先ほどのと同じように回答させていただければと思います。

委員（森本典夫君） ということは、システム上で言いますと、本人がこれだけ高額医療でかかりましたんで、後返してくださいよということで井原市へ持つてこられて手続をしたもの以外は、国保連が、申請しなくとも、病院へカードを出せば自己負担分以外は、言ってみれば最終的には井原市が払うんですけども、そのオーバーした分については国保連が全部つかんでるということで別々、申請した分については井原市でわかるけれども、それ以外については国保連でないとわからないという理解でよろしいか。

市民課長（川田純士君） 基本的にはおっしゃるとおりだと思います。

委員（森本典夫君） となれば、国保連に井原市関係のデータをばっともらえば、一気にわかりますわね。ですから、そういう努力は今までされておりませんか。

市民課長（川田純士君） このたびの23年10月のシステム改修に絡んでですんで、このたびについてはそれをいたしておりません。

委員（森本典夫君） このたびじゃなくて、今言われたように、自己申告でここへ持つてこられた分についてはわかると。それ以外は国保連が管理しとるということですから、うちへ申請に来られた人以外の井原市から……。井原市が払うようになるんじやろ、国保連というても。じゃから、国保連関係の件数、金額、当然氏名というのは、そこへ照会すれば、パソコンですと出るんじやないですかというお尋ねで、僕の認識が違いますか。

市民課長（川田純士君） 今まででしたら別途出ておりましたんで、年間でどなたが一番高額医療費を幾ら払っておるかというのはすぐにわかつておりましたけども、23年度に限ってちょっとそういったシステムの改修の絡みですぐにはわからないということですんで、突合していけば出るとは思いますけども、はっきりした確定した回答は、また先ほどの乗藤委員のと同じことで回答させていただきたいと思います。

委員（森本典夫君） 僕は、その回答は乗藤委員にしてくださったら全体になりますんでもろしいが、システム上を、新しいシステムになる前の井原市がやりよった分については、例えば1カ月に1回そういう照会をして、高額医療費がかかった人がどのぐらいでということは全くチェックはしていないんでしょうか、月々とか、四半期とか。

市民課長（川田純士君） それは、わかります。ですから、それをトータル的に、23年度について、どなたが幾らという、年間を通して幾らというのをやっていないということです。

委員（森本典夫君） システムが新しくなった以前については、今わかるんですか、井原市が管理しとるんじやから。

市民課長（川田純士君） 新しいシステムになってからの分についてはわかります、それだけだったら。

委員長（川上 泉君） 古いほう、古い。

市民課長（川田純士君） 古いものについても、それはわかります。

委員（森本典夫君） それ今までチェックしとれば、トータルで何ぼじやと、新システムになる前のが何ぼじやというのは、現在すぐわかるようなことになってるんですか。それは、何か資料が全くなくて、わからないんですか。

市民課長（川田純士君） ですから、その資料を突け合わせて作業……。

委員（森本典夫君） いや、僕が言よんのは。彼のとは違うんじや。

委員長（川上 泉君） ちょっと答弁聞いてください。

市民課長（川田純士君） だから、それぞれにはわかりますんで、今すぐには出ないということを申し上げております。

委員（森本典夫君） ですから、新システムの前のは資料としてどこかへ現在あるんですか。それとも、何か引っ張り出さにやあ出んのですか。そのことを私は今お尋ねしよる。資料としては、旧システム、井原市だけがやりよるのは、今のところ何も資料として手持ちがないんですか。あれば、すぐ出せるでしょう。それをお尋ねしよる。新システムとちょっと合わさんようにしてください。

市民課長（川田純士君） これは、データ的にはあると思います。

委員（森本典夫君） データ的にはあるという話ですが、僕がお尋ねしよんのは、現在ち

やんとそれがおたくの課のところにあるのかどうなのかというお尋ねをしよる。データ的にはあるでしょう、パソコンの中へ入っとんでしょうが、それがプリントアウトされて資料としてあるんですかないんですかというてお尋ねしよる。

市民課長（川田純士君） ちょっと今確認してみないとわかりませんので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

委員（森本典夫君） ということは、課長がそれを掌握していないということは、出てない可能性が強いというふうに判断させてもらいます、それは今の乗藤委員の質問と絡んで。ですから、僕が求めたいのは、システムが新しくなる前のと、それから新システムになったのと、それからトータルのと、言ってみれば3種類出していただければよくわかるなというふうに思いますんで、それもあわせてよろしくお願ひしたいと思います。

そのことは、それでよろしいでしょうか。

市民課長（川田純士君） 出すというのは、500万円以上のということですか。

委員（森本典夫君） はいはい、そうです。よろしくお願ひします。

それから、先ほど来てますように、高額医療費の該当者については、カードを渡して、病院で入院する時点で高額になりそうなという人は、そのカードを出せば、限度額まで払って、あとは払わなくてもいいというシステムになりました。外来と入院も、今両方なりましたが、そういう方が、23年度では何人おられますか。おられましたか。

市民課長（川田純士君） ちょっと今手元に資料がございませんので、お待ちいただきたいと思います。

委員（森本典夫君） それじゃあ、後ほど23年度についてお聞かせいただきたいと思います。

引き続いて、311ページの雑入の中で、30、35、一般被保険者第三者納付金、これはそれぞれ何人でしょうか。

市民課長（川田純士君） 一般被保険者のほうが7件、退職被保険者が1件分でございます。

委員（森本典夫君） 第三者納付金で、保険者と事業所とのトラブルということは、今まで23年度ではなかったでしょうか。

市民課長（川田純士君） 病院と、保険者である市ということでは、ありません。

委員（森本典夫君） わかりました。それから、それぞれ各種健診のことがこの中へ出てきますけど、22年度の健診と23年度の健診率、比較して余り変わりはないんですが、毎回健診率を上げるために努力しますという話は出てくるんですが、22年度に比べて23年度、そういう努力をされたのかどうなのか。もしされておられれば、こういう努力をして、結果こうなったとかという具体的な努力の内容をお聞かせいただきたいと思います。

市民課長（川田純士君） 22年度までも、いろいろ特定健診については啓発をあらゆる媒体を通じて周知してまいりましたけども、23年度につきましては、まず第1点として受診料の無料化、以前は70歳未満の方は1,300円受診料が要りましたけど、これを無料化しております。それから、全年齢の未受診者に対して受診勧奨通知を23年度は送っております。それによって、受診率は、前年度に比べて6%以上伸びたと認識をいたしております。

委員（森本典夫君） ありがとうございました。何とか、今言われたようなことをやって受診率が上がったということで、結構なことだと思います。

今年度、23年度に比べて何か新たな健診率アップの施策がやられておりますか。

市民課長（川田純士君） 23年度と同じ啓発、それにプラス井原放送での市政だより…。失礼しました。6時から6時15分の間の番組の中でコマーシャルを入れております。

それからもう一点、未受診者に対する勧奨につきまして、通知プラス電話での勧奨をするということで、臨時職員を半年間雇って、そのほうに専属をしていただいております。

委員（森本典夫君） 井原放送は、22年度、23年度はやっておられなかつたわけですか。

市民課長（川田純士君） 文字放送と、あと市政だよりで年に1回ご案内をいたしておつたのと、保健センターとの総合健診についても年に1回やっております。

委員（森本典夫君） そういうことで、幾らかでも受診者が上がればいいなというふうに思いますんで、引き続いて努力をしていただきたいというふうに思います。

引き続きまして、317ページの納税奨励費ですが、117組合ということですが、前年度へ戻って、例えば、資料がないかもわかりませんが、5年前に比べて今回の117組合というのは、どれぐらいどうなっているでしょうか。

税務課長（小田義晴君） 国保税と市税を含めまして、21年度は144組合ありました
が、それから年々減少の傾向にあります。

委員（森本典夫君） 5年という、さかのぼった年数を言いましたけども、21年度が出て、22年度は何組でしょうか。

税務課長（小田義晴君） 132組合です。

委員（森本典夫君） 基本的には振り込みをお願いするという、市としての考え方はそうなってますが、現在まだ23年度で117組合ということですが、このことについては、方針としては今後も金融機関振り込みということでいかれるという考え方でしょうか。それと、それぞれの組合にそういう意味での働きかけというのはどういうふうにされておられますか。お願いします。

税務課長（小田義晴君） 納税貯蓄組合のほうは年々減少しております、組合数が減少

傾向にあります。したがいまして、口座振替のほうへ積極的にお願いしたいと思っております。

なお、納税組合の見直しにつきましては、今年度の補助金見直しで検討するということになると思います。

委員（森本典夫君） それは検討していただいたらいいと思いますが、基本的な考え方として、もう一回確認しますが、井原市としては納税組合からの納税という形でなくて、できるだけ口座振替をということで、以前と変わりありませんか。

税務課長（小田義晴君） 紳士組合でまとめて納付していただく重要性もあると思います。したがいまして、それを含めて、納税するのに組合へ持っていくのを難しいというようなことがありますと、口座振替のほうを推奨させていただきたいと思います。

委員（森本典夫君） ちょっと曖昧なというなんか、はつきりした表現でないんですが、姿勢としては納税組合からの納付でなくて、口座振替のほうに移行してもらうという基本的な考え方があるのかどうなのかを改めてお尋ねすると、それから納税組合のほうから、皆さんが集まって、それぞれ税金出し合って、それをまとめて出していただくということで、どういう意味の重要性という発言があったんかわかりませんが、納税組合はそのままで維持していただいてやっていただくということで、重要性があるんでという発言がありました

が、それは具体的にはどういうことをお考えで、そういう言葉が出るんでしょうか。

税務課長（小田義晴君） 金融機関のほうへ納付に行くのが困難な方がおられると思います。そのあたりは、納税組合で一括して納付していただいておるのが現状にあると思います。したがいまして、納税組合のほうへも加入しない、納税組合のほうの解散もふえてきておりますので、そのあたりで口座振替も積極的にお願いしたいということでございます。

委員（森本典夫君） わかるようなわからんような話ですが、基本的には口座振替にしていただこうというのがあるようないような今口ぶりですが、それぞれ 117 紳士組合に対しては、例えば 1 年に 1 遍ぐらいは、いろいろ事情がありましょうけど、口座振替にというようなお願いは具体的にはされているんでしょうか。

税務課長（小田義晴君） 紳士相談があるときには、しております。納税組合のほうへ口座振替を推奨するというようなことは、特に今してはいないと思います。

委員（森本典夫君） 市が納税組合に、おたくの納税組合の方にお願いしていただいて口座振替にしていただくような方向で検討してくださいというお願いをしたことがあるのかどうなのかお尋ねしておりますので。

税務課長（小田義晴君） 市のほうから組合のほうへしてはおりません。納税組合のほうも補助金を出しておりますので、それを口座振替に積極的にかえてくださいというのは、なかなか言えないと思っております。

委員（森本典夫君） ということになれば、市としても納税組合の方がいつまでもうちでやりますという話になれば、特に何も言わずに、そのままやっていくということでいいんでしょうか。確認です。

税務課長（小田義晴君） 現時点は、そう考えております。

委員（森本典夫君） 先ほどありましたが、重要性があるという話もありましたが、デメリットは、どういうデメリットがあるというのを担当課のほうではおつかみでしょうか。

税務課長（小田義晴君） 紳税組合のデメリットでしょうか。

委員（森本典夫君） 紳税組合に入っている組合員さんが1カ月に1遍か、そのところで違うんでしょうが、お金を持ち寄って、令書も持ち寄ってお支払いをするという中でのデメリットはつかんでおられますか。

税務課長（小田義晴君） 特につかんでおりません。

委員（森本典夫君） 紳税組合へ入っておられれば、集まるときに令書を持っていってお支払いをするというふうになるわけですが、多くの方が、その組合でいろいろですが人数は、皆さんおる中で、令書を出しながらお金出しながらということをすることによって、そのお宅の状況がわかって困るんだという話を聞きますし、なかなか払うのに払いにきいんじやけども、その日はどうがんかして、人に借りても持つていって払わにやいけんかなとかという話も聞くわけですが、そういうことは、市のほうへは、個人から、それから紳税組合の関係者から全く入っておりませんか。

税務課長（小田義晴君） 紳税組合は、加入・脱退は納税者の自由ですので、特に市のほうへ苦情を聞いたということは、私は承知しておりません。

委員（森本典夫君） 入る入らん自由じゃというお話なんで、市のほうには一切入ってないということですが、現実的にはそういうことで悩まれる方もおられるわけです。そういう意味では、積極的に口座振替をしてくださいということを、ほとんどの人がされとるわけですが、PRもして、紳税組合へ入っておるけれども、口座振替せえというてから市のほうが何かへ書いとったから、どっかで言ようつたから、うちは脱退して口座振替にしようかというふうなことで、脱退して口座振替にされるということも出てこられるんではないかと思いますから、そういう意味では、積極的ではないというような感じを受けましたけども、口座振替に極力してくださいよというようなPRを、言ってみれば、年に何回かするとかということはお考えになりませんか。

副市長（三宅生一君） いろいろお尋ねの件ですが、口座振替を促進するということはやつていきたいというふうに思っております。

それから、紳税組合につきましても、だんだんに減ってきている。これは、今おっしゃるように、税額がわかるとか、つなぐ人が手間がかかるだとか、きっとそういうことがあるん

だと思うんです。そういうことで、組合がだんだんに減ってきているというふうに思ってます。組合を脱退されて普通徴収と、こうなると、非常に収納率に影響しますので、それはまず納税組合を解散されるときには、あわせて口座振替を推奨したいという立場であります。このことについては、納税組合については、長い歴史の中で、ある意味コミュニティーの醸成にも役立ってきたんだろうというふうにも思っていますので、これをマイナス評価をするという立場にはありませんが、個人の税額が見えるだとか、今個人情報について非常に悩ましいところもございます。あわせて、納税貯蓄組合の補助金の出し方というものについても争っているというようなこともございますので、そういった両方を踏まえてやっていきたいということで、お尋ねの口座振替については、市としてはこれを推進していきたい。なおかつ、推進して、口座振替にして口座にないといったような、新たな問題もあるわけですが、総じて考えると、口座振替を推進していくという立場を持っております。

委員（森本典夫君） 副市長の答弁で納得です。そうしていただきたいと思います。ただ、組合の方が全員口座振替にしますという中で、先ほども出てますように、銀行へ行く、郵便局へ行くということにはならず、手続きさえすれば自動的に引いてくれるわけですから、今課長が言われたように、通帳などなくて、何か行くことができないというような発言がありますけども、僕は、口座振替ですから、自動的に届け出せば、金融機関へこの税金については口座振替でやってくださいという手続すれば後はできるんで、どうしてもそういう落とす通帳がない方については、行く行くのことですけども、税務課がお邪魔してその税を受け取るということだってできるし、やっていることもあるわけで、その点では、税務課としてそういう対応もしていただけますか。

税務課長（小田義晴君） 当然その申し出があれば対応できると思いますし、納税通知書を送るときには、口座振替の推奨するお願いの文書を同封しております、申しおくれましたけども。

委員（森本典夫君） それは、僕も承知しております。ただ、これだけの 117 の納税組合があるということでお尋ねしました。副市長が先ほど言われました方向で、今後しっかりと努力していただきたいということをお願いして、終わりります。

市民課長（川田純士君） 先ほどの森本委員からの窓口負担の件の回答ですけども、限度額までで済んでおられる方は 662 人です。

委員（森本典夫君） カードを出すのは、国保の加入者全てが対象、被保険者でいいわけですね。それで、662 が全体の何%になるかというのは大ざっぱにわかりますか、わからなんだらよろしいけど。わからなんだら、662 ということで了解しますんで。

市民課長（川田純士君） わかりません。

委員（森本典夫君） ありがとうございました。

委員（高田正弘君） 濟いません。ページ数は330ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出差し引き額、先ほども少し議論ありましたけども、1億3,280万5,000円が差し引き額がございます。これは、前年度の繰越金が9,854万2,000円弱ですけども、それから合わせて一般会計の繰越金が、2億7,856万4,987円繰越金があってのこの差し引き額のことだと思います。そうした中で、もともと平成16年度末には7億1,500万円の基金があったわけです。そうしたことでも鑑みて、この1億3,280万円のお金を来年度基金に上げるのか上げないのか、こういったところを、政策的なことありますので、副市長にお尋ねをいたします。

副市長（三宅生一君） 今後どうするか、1億3,200万円の取り扱いのお尋ねだというふうに思っております。

直ちには案を持ち得ておりませんが、ただ現段階では、先ほど市民課長が申し上げましたとおり、合併当時7億1,400万円の基金がありながら枯渇しているということ、それから国保税を平成22年度改正をお願いし、その年に9,800万円の実質収支黒字というご説明をし、その繰越金を含めて1億3,200万円の実質収支ということは、要するに3,400万円の単年度の実質の黒字が今回であるということあります。とするならば、今後平成24年度について、これは税率の改正をしておりません、22年度の据え置きでありますので、流れとして、これを積むということは非常に積む段階に至らないだろうという見通しを持っております。今後、その辺を平成24年度の医療費等の推移もこれから見ながら検討していきたいというふうに思っております。

委員（高田正弘君） 病院関係者の本当にご努力でこういった数字が出たわけあります。また、先ほど議論ありましたけども、国保税条例の一部改正で少し値上げをさせていただいたという経緯もございます。先ほど副市長がおっしゃいましたが、実質には3,420万円の黒字というところでしようけども、それだけでもこういった一部改正した後の黒字ですので、これは要するに皆さんのお金ですから、このお金はやっぱり多少であろうとも基金に積んでおくべきだろと私は思っておりますので、政策的なことですので、今後の検討課題としていただきたいと思っております。

副市長（三宅生一君） ご意見を踏まえて、検討をしたいと思います。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 認定〉

〈認定第4号 平成23年度井原市食肉センター事業特別会計歳入歳出決算について〉

委員（森本典夫君） 牛が49で馬が4ということですが、53頭ということですが、これは業者は何業者でしょうか。

市民生活部参与（金高常泰君） 3業者です。

委員（森本典夫君） 3業者の居住地というんですか、どこの方でしょうか。

市民生活部参与（金高常泰君） 井原市でございます。

委員（森本典夫君） 直接23年度には関係ないんですが、今後閉鎖するというようになるとになってますが、そのことについては、3業者の方は何か担当課のところへ意見、要望等々出されておりますか。

市民生活部参与（金高常泰君） 現在利用されている組合員さんにつきましては、先月7月3日ですか、岡山県営食肉卸売市場のほうへ希望されております、これ2名でございますが。その方につきましては、関係団体等との協議を7月3日に行いまして、そちらのほうへ移行するということで決定をしております。

委員（森本典夫君） あと1業者はどうされるようなことを聞かれておられますか。

市民生活部参与（金高常泰君） 意向調査した段階では、特に次のことは考えていない、岡山市場等への移行は考えてないということでございます。

委員（森本典夫君） 閉鎖までの大ざっぱな過程を、プログラムをちょっと教えてください。

市民生活部参与（金高常泰君） 閉鎖までといいますと10月末ということになりますが、10月末までは平常どおりの業務、毎週1回水曜日の屠畜でございますが、その業務を行いまして、閉鎖後、11月の初めになるかと思いますが、閉鎖の関係の式といいますか、閉所式、それで毎年行っております、畜魂碑というのがございますが、畜魂祭を行っておりますが、最終的に閉鎖に当たっての畜魂祭という形で閉鎖になると考えております。

委員（森本典夫君） あの施設そのものはどうされるのか。それからもう一点は、あそこから小田川までパイプがありますわね。そのパイプの扱いはどうなりますか、排水パイプ。

市民生活部参与（金高常泰君） 建物、設備等、全部撤去ということでございます。

それから、排水管につきましては、道路内あるいは地中のものについてはそのままでございますが、地上へ出ている場所については撤去するということで考えております。

委員（森本典夫君） 建設当時に返りますけども、先ほど言いましたパイプについては、それこそ道路を通っていったり、個人のとこを通っていったりしとるんですが、その点で

は、そういうことで約束事というのを結ばれていると思いますが、その建設当時、それは関係者はどれぐらいおられますか、パイプについて。

市民生活部参与（金高常泰君） そのパイプの関連での関係者との協議というのは、ちょっと申しわけございませんが、承知しておりません。

委員（森本典夫君） 前のことだからわからないということですか。

市民生活部参与（金高常泰君） そうですね。以前のことなのでわからないということと、その件についてはちょっと私も聞いておりませんので。

委員（森本典夫君） 関係部長、どうですか。

市民生活部長（国末博之君） 関係地域の、森地域になるわけですが、森地域の方の代表の方とは約1年数カ月前にご協議をさせていただきまして、建物撤去であるとかという話とあわせて、土中を走っておるパイプについてのことにつきましてご協議がありまして、地中に入ってるものについてはそのままによろしいと、地中から出ておる、例えば川を渡ってる部分ですかね、そういう部分については撤去してほしいということで、そういう協議をさせていただいておりますので、地中のものについては現時点でそのままにしておくという考えであります。

委員（森本典夫君） 私がお尋ねする趣旨は、関係者全員にそのパイプの処理について全て了解を得ているのかどうなのかという話ですので、そこらあたりは後でトラブルがあるということはないということが断言できますか。全てに了解とっとるんですか。

市民生活部長（国末博之君） 森と有年地域、森部落と有年部落の方とご協議申し上げまして、そういうふうに決定いたしておりますので、トラブルは今後ないものだというふうに思っております。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 認定〉

〈認定第5号 平成23年度井原市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算について〉

委員（森本典夫君） 毎回気になってお尋ねしておりますけれども、収入未済額これだけありまして、内訳もありました。11名で、件数が16件ということでありまして、その中、生活困窮が7名、生活保護の方が4名ということですが、この方々の収入見込みは、入れていただくような見込みはどういうふうに立てておられますか。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） それぞれわざかながらといいますか、借りたものは返さねばならないという非常に強い思いをお持ちでございまして、我々も毎月訪問をいたしております。そういったことで、金額としては少ないわけすけども、今後も粘り強く徴収に回らせていただきたいと、このように考えております。

以上です。

委員（森本典夫君） 努力をされておられると思いますが、全体で何人の中、収入未済額で上がってきたのがこの11人ということありますが、全体が何人なのか、それから一番長い借り入れで、一番長いのがいつまでのがあるんでしょうか。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） 平成32年3月31日までが、最終の一応計画になつております。

それから、全体の件数で申しますと、件数で……。

委員（森本典夫君） 件数じゃなしに、個人の人数。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） 貸し付け総数が168件で、償還済みが149件、償還中が14名の19件。

以上です。

委員（森本典夫君） 人数的には、全体でどうなりますか。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） 14人が償還中でございまして、先ほど申しましたように、うち滞納者が11名ということになっております。

委員（森本典夫君） そうなりますと、もうちょっとおられるんかと思いましたけども、14名が償還中で、その中11名が、先ほどありましたような、生活困窮、生活保護受給者ということで、圧倒的にこういう方々が、払いたくともなかなか払えないんで少しづつ払っていくことのようですが、なかなか大変なことは実情としてわかります。

あの3名については、大体決まっただけの金額は入ってますか。

市民生活部次長（笠行眞太郎君） そうでございます。

委員（森本典夫君） わかりました。実情大変だということはわかりますが、今努力をしているということありますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。終わります。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 認定〉

〈認定第6号 平成23年度井原市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について〉

委員（森本典夫君） まず、371、72についてですが、後期高齢者医療保険料の滞納繰越分の不納欠損額が23万3,600円ありますが、この内容をお知らせいただきたいと思います。

税務課長（小田義晴君） 108件の内容ですが、差し押さえ財産なしが18件、生活困窮が90件でございます。

委員（森本典夫君） それで、不納欠損で落としてしまうわけですが、そこらの状況をもう少し詳しくお聞かせいただきたいと思います。

委員長（川上 泉君） わかりにくかったら、反問でもしてください。

税務課長（小田義晴君） ちょっと質問の内容をもう一度済みません、ご説明。

委員（森本典夫君） 108人の不納欠損として落とした額がこれだけになってますが、中身が18人と90人ということありますけれども、今まで努力はされた結果、最終的にはこういうことで処理したということでありましょうが、そこらのあたりの経過を含めて内容をお聞かせいただきたいという意味です。

税務課長（小田義晴君） 後期高齢者につきましては、時効が2年となっておりまして、その間徴収専門員等を市税を合わせまして収納に回りましたけれども、結果的に不納欠損ということになっております。なお、そのうち死亡者が6名というような状況でございます。

委員（森本典夫君） 死亡者と言われたんですか。

税務課長（小田義晴君） 亡くなられている方です。亡くなられた方ということです。亡くなられて、時効になったと。

委員（森本典夫君） 18と90というのは、今理由は言われましたが、亡くなられたというのは言われなかったんで、そんなことは思いもしませんでしたが、どっちかへ入れてしもうとんですな。

税務課長（小田義晴君） 生活困窮の結果、その状態で亡くなられたというようなことです。

委員（森本典夫君） 中身はわかりました。それで、一番たくさん不納欠損額がある方は

どのぐらいでしょうか。

税務課長（小田義晴君） 4万7,500円です。

委員（森本典夫君） なかなか大変な中でこうなったんでしょうが、努力をしていただい
ておると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

引き続いてよろしいでしょうか。

収納率は99.5%と高い水準になりましたという表記がありますが、0.5%について
はどういう内容でしょうか。収納できていないのが、今の話でしょうか。

税務課長（小田義晴君） 生活困窮者が49名で、未納額の99.5%を占めておりま
す。それから、死亡者が2名で、5.8%という状況でございます。

委員（森本典夫君） この中で、先ほどありました不納欠損等々が出た人が、49名の
中、どういうふうな内訳になりますか。

税務課長（小田義晴君） 別々のものでございます。

委員（森本典夫君） 別々のものというのは、ちょっと僕が理解ができませんが。

税務課長（小田義晴君） 不納欠損と収入未済は別でございます。

委員（森本典夫君） ですから、不納欠損が、今数を示されましたけども、108件とい
うことありますが、そういう意味で、この49名で0.5%の中に生活困窮49、死亡が
2ということでありましたけれども、これとの関連性が全くありませんか。

税務課長（小田義晴君） 関連性はございません。

委員（森本典夫君） 不納欠損をした該当者が、この全部で51名か、その中には全くな
いということですか、関係ないということは。

税務課長（小田義晴君） そのとおりでございます。

委員（森本典夫君） 不納欠損で上げた方は、この0.5%の中には一人もおられない
ということは、23年度では、その不納欠損で上げた方も、23年度は皆さんがあなた払って
おられるということになるわけですね、今の関係ないということは。そういう関係はないの
ですかという尋ねをしたんですが、そこらはちょっと言ようことがわからんかな。

もう一回。23年度で不納欠損した人がこれだけおられると。せえで、23年度の徴収は
99.5%で、0.5%の方が、言ってみれば、保険料を納めてないと。その中に、23年
度で不納欠損で落とした人が何人おられるのか。今の話ですと、0.5%の人は、この23
年度で不納欠損で落とした中には全く入ってない、関係ないという話ですが、関係なくて、
23年度は全部納めたということになるんですか。そこをお尋ねしよう。関係ないことには
ないと思いますが。今まで困った人が、今度23年度はぽつと払うたということになるでし
ょう、今の関係ないということになれば。

税務課長（小田義晴君） 済いません。後ほどお答えさせてください。

委員（森本典夫君） 後ほど結構です。

委員（高田正弘君） 先ほどの372ページの収入未済額で310件分、51人というところでございますけども、この方々はいわゆる支払いができないということなんですが、その件があるために次に病院に行けない状態になるんじゃないかなと思うんですが、何かそういう救済措置というのはしておられるんですか。

市民課長（川田純士君） 税を滞納をするということになれば、国保税と同じように、資格証あるいは短期証というものの発行が法律では定められております。したがって、行けなくなるということはないわけでございまして、特に後期高齢者につきましては、資格証は発行しておりません。短期証だけを発行しておりますので、病院に行けなくなるということはございません。

委員（高田正弘君） 私も、最近母親が病気ということで病院へ行く機会が多いんですけど、高齢者の方がいろいろおっしゃるには、本当に年金ではやっていけない。まして、病院に入って医療費が払えないという切実なご意見をいただくんですが、本当にどうしてあげたらいいのかなというふうに戸惑うわけでありますけども、こういったことがあると、次に痛くても病院に行けないということになったときに、本当にお気の毒だなと思います。そういったことで、今おっしゃっていただいた救済措置はあるということですが、本人が大変敷居が高くなる可能性がありますので、できるだけ市としても救済していただきたいなと思います。その辺どうでしょうか。

市民課長（川田純士君） ちょっと今おっしゃってる意味が十分飲み込めないんですけども、病院へは行かれるということで、救済というような措置というのは、例えばどういうことを想定されておるわけでしょうか。

委員（高田正弘君） 先ほども申し上げましたように、私の母親と同じ部屋で、ベッドで入院する方々のお話を聞くと、やはり病院代を払うことが精いっぱいだと。まして、税などを払うのも大変だと。また、買い物も大変んですよというお話を聞く中で、その方々は、払えてるからそうおっしゃりよんですけど、ここへ載ってる51名については払えなかつたわけでありますから、この方々はどうされてるかなという、要らん心配かもわかりませんが、どうしておられるのかなという心配の中で、医療機関にかかっておられるのかなという心配をするわけです。こういったケースが出たときに、どのように担当のほうとは対応してるのであるのかなというふうに思うわけでありますが、そういうことで今お聞きしております。

副市長（三宅生一君） 後期高齢者の医療制度といえども保険でありますので、これはお互いということがありますんで、基本は医療サービスを受けていただくということでありまして、それをこの制度設計がどうかは別として、これを支えるのが財源として、保険料なわけですから、一方では納めていただくということを粘り強くいきたいということ。それから

市民課長が申し上げましたとおり、資格証という非常に法ではそういうふうなものを出すということに、一定の滞納になつたらそうなつておりますが、市としては、短期証でもつて、より医療機関に受けていただけやすいような、そういうことを心がけているということでありますので、基本としては、医療サービスを受けていただくということで、一方で権利に対して義務をお願いするという立場でやつていただきたいというふうに思っております。

委員（高田正弘君）　　ありがとうございました。

以上です。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決　認定〉

税務課長（小田義晴君）　　先ほどの後期高齢者の件ですが、371、372ページの不納欠損、収入未済額で、森本委員さんのお尋ねの件ですが、不納欠損者18名中、収入未済額が6人で、5万4,300円でございます。

〈認定第8号　平成23年度井原市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について〉

委員（森本典夫君）　　420、21で、総合相談事業費で、件数1,834件というふうに言わされました。要支援認定者への支援ということでございましょうが、この件数で、総合相談ですからいろいろ多岐にわたつたるでしょうが、どういう相談が主な相談だったんでしょうか。

それとあわせて、424ページ、25ページの任意事業費の中の委託料で、これも要支援認定者への支援という形で頑張られたんだろうと思いますが、高齢者生活管理指導員派遣事業委託料ということで300万円ほどありますが、この内容を詳しくお聞かせいただきたいと思います。

以上。

健康福祉部参与（三宅道雄君）　　まず、421ページの総合相談事業費に係るものでございます。こちらのほうは、総合相談でございまして、要支援とか要介護、その前の段階とし

まして一般的な高齢者の方も含めたご相談を受けるものでございますが、保健、医療、福祉サービス等の関連機関へのつなぎも含めた中で、延べ人数で1, 834人の方に対応したというものですございまして、細かい内訳につきましてはただいま手元に資料を持ち合わせておりませんので、後ほどご報告させていただきたいと思います。申しわけございません。

それから、424ページの任意事業の高齢者生活管理指導員派遣事業でございますが、こちらにつきましては、合計で22人の方に派遣しております。延べ時間にいたしまして、1, 411時間を派遣した形になってございます。こちらにつきましても、要介護認定を受ける、要介護認定の支援1、支援2まで行かない方でありながら何らかのお手伝いが必要な方につきまして、高齢者生活管理指導員、ホームヘルパーさんのような形でございますけども、そちらを派遣いたしまして、日常生活や家事の援助等の支援を行うものでございます。

以上でございます。

委員（森本典夫君） 前半については、最初の分についてはまた後ほどということではありますが、委託料の派遣事業委託料については22人ということが言われまして、1, 411時間ということではありますが、これこそいろいろの相談事でありまして、それを言ってみれば指導員がいろいろ示唆しながら進めていくということになると思いますが、どういうことがおもだった指導だったかというところまでは、こちらではつかまれておられませんか。

健康福祉部参与（三宅道雄君） これ事業名といたしましては指導員派遣事業という形になってございますが、先ほど申しましたように、日常生活の援助、家事援助等の買い物支援でございますとか、それから金融機関等のつなぎ、そういったところへの付き添い等の、ホームヘルプ事業に非常に近い内容でございまして、詳細な例えれば制度の説明、こういったことにつきましてはこの指導員につきましては対応いたしておりません。

以上でございます。

委員（森本典夫君） 22人ということであり、1, 411時間ということではありますが、大体平均的に言うたら、1, 411を22で割ったぐらいの時間帯をそれぞれの方が対応しとるというふうなことでよろしいでしょうか。山坂がありますか、山坂。

健康福祉部参与（三宅道雄君） 平均的な数字ではございません。やはり利用者によりまして、月当たりの時間数が多い方もいらっしゃいますし、少ない方もいらっしゃいます。

委員（森本典夫君） そうなりますと、利用者で多いのがどのくらいで、少ないのがどのくらいでというのをちょっと教えていただきたいと思います。

健康福祉部参与（三宅道雄君） この派遣につきましては、限度がございまして、週2時間までが限度となっておりますので、4週ありましたら8時間、月当たり8時間が限度となっております。それが限度でございます。少ない方は、その中で行くと、一番多い方は、これいっぱいぐらいまで行かれとります。

委員（森本典夫君） この323万1,190円の細かい成果というんですか、それはこちら側ではわからないんでしょうか。

健康福祉部参与（三宅道雄君） 323万1,190円の内訳といたしましては、1時間当たり2,290円を派遣元の事業所のほうにお支払いしております。その1,411時間分でございます。

訪問先の訪問内容につきましては、訪問記録のほうをそれぞれ事業所のほうから微しておりますので、そちらのほうで内容を確認いたしております。さまざまな内容がございます。相談を受けたとか、健康状態を管理したとか、そういういろいろな状態がございます。

以上でございます。

委員（森本典夫君） わかりました。

委員（高田正弘君） この認定8号の介護保険事業については、認定すべきものと考えております。その上で、一、二点お尋ねをしたいんですけども、今年度7段階から9段階になりました。私も、3月議会のほうで議案第30号について条例の一部改正をする条例について賛成の立場で討論もさせていただきました。その上で、7段階から9段階になって運用する中で、何か市民の方から苦情といいますか、ここはどうなつとんかなというようなお問い合わせがありましたでしょうか。

健康福祉部参与（三宅道雄君） 全般的に、保険料が高くなつたというふうなお話をいただくことはございましたけれども、それは当然高くなつたわけですから、こういった事情ということをご説明申し上げておりますけども、それ以外にこれといったご指摘というのはいただいておりません。

委員（高田正弘君） 実は、それ第5段階でありますけども、本人が市民税非課税の人のうち、課税年金収入額等所得金額の合計額が年間80万円以下で、世帯員の中に市民税課税者がいる人となると、本来なら2段階の人でも、世帯の中に市民税課税者がいれば5段階になります。私ごとで恐縮でございますけども、私の母親が本来なら2段階になるんですけども、5段階ということで、私がかわりに払ってるというのが現状でございます。こういったことの何か質問とか問い合わせはありましたか。

健康福祉部参与（三宅道雄君） 少なくとも、私は承知いたしておりません。このような質問がということは聞いておりません。

委員（高田正弘君） それから、7段階、8段階ですけども、190万円から400万円にいきなり幅が広くあります。これを少なくとも100万円刻みですべきでなかったかなと今思うわけであります。

それからもう一つは、9段階が400万円以上の方ということで、400万円で切ってしまってますので、少なくとも1,000万円、あるいは2,000万円の方もおられるかと

思うんですけども、ここらあたり将来的に段階を考えるべきじゃないかと思いますけれども、その辺の考え方を、将来のことになりますけど、考え方を教えていただきたい。今の段階でどう思われているか、考え方を教えていただきたいと思います。

健康福祉部参与（三宅道雄君） 今期の計画が動き出した24年度は初年度でございますので、軽々にちょっと申し上げるわけにはまいりませんけれども、他市の例を拝見いたしましたと、9段階以上の段階を設定しておるところもございます。それから、これから介護給付費、まだ伸びていくことと予想されますので、適正なところから適正な額をいただけるというふうな制度が適当であるならば、それも当然検討の範疇に入ってこようかというふうに考えております。

以上でございます。

委員（高田正弘君） ご案内のとおり、65歳の方が3,000万人に達したという報道がありました。そういったような状況の中で、今後、今課長がおっしゃったように、需要が見込まれるという中で、今の井原市の介護保険については基金も取り崩してというようなことでやっておられますけども、そういった意味で、先ほど申し上げましたように、9段階の400万円以上の方については、それなりの所得があればそれなりのを納めていただけるような今後検討をされたらよろしかろうと思います。

健康福祉部参与（三宅道雄君） 先ほどの森本委員さんのご質問にお答えいたします。

まず、相談件数の内訳でございますが、1,834件と申し上げました。介護の相談に関するものが844件、介護相談以外の福祉相談が256件、それから介護予防に関するご相談が271件、それから認知症以外の健康医療に関するご相談が232件、認知症に関するご相談が114件等でございます。

委員（森本典夫君） 今の数で全てでしょうか。

健康福祉部参与（三宅道雄君） 全て申し上げますと、ちょっと小さい数字になってまいりますけども。

委員（森本典夫君） ほんならよろしいです。ありがとうございました。

委員（大鳴二郎君） 405ページの成年後見制度申し立て手数料のことですけれども、これはだんだんふえる可能性があるんじゃないかと思いますけれども、何人ぐらいの方がこの制度を利用されておりますか。それと、後見人になっておる方は何人ぐらいおられます。

健康福祉部参与（三宅道雄君） まず、この405ページの雑入に関しましては、これは成年後見制度を利用なさいまして市長申し立てを行った22年度の案件でございます。22年度の案件につきまして、ご本人に負担能力があるということで、ご本人からの申し立て費用を市のほうが立てかえておりましたので、その立てかえ分につきまして23年度で返していただいた額が、この5万6,580円でございます。

23年度におきます後見人の制度のご利用の数でございますが、しばらくお待ちください。

3人が利用をされておるところでございます。

それから、市民後見人の養成のほうでございますけれども、平成23年度におきまして養成を行いまして、今現在で3人が市民後見人として登録なさっておられますし、平成24年度におきましても、同じく3名の方を現在養成講座へ通っていただいておるところでございます。

以上でございます。

委員（大鳴二郎君） 今、3人の方を養成しとると言われまして、3人のちょっと年齢をお聞きしたい、3人の年齢、養成されると方の。

健康福祉部参与（三宅道雄君） 3名とも60代の前半でございます。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 認定〉

〈認定第15号 平成23年度井原市病院事業会計決算について〉

委員（三輪順治君） ちょっと二、三点お願いいいたします。

まず、入院患者数でございますが、延べの数字はわかりましたが、実患者数ということで、延べは5万人程度とおっしゃっても、実患者数わかりますかね。ちょっと何も言ってないので、データありますか、実患者数、入院患者の。

病院庶務課長（猪原忠教君） 3, 537人でございます。

委員（三輪順治君） それから、委託業務の中の医事業務でございますが、別にいただいた資料によりますと、月額456万5, 400円で単価契約をなさっておりますが、医事業務の範囲ですね。本会議で地域医療連携室の話も出て、いわゆる相談の業務とかかわっとんですが、これは正規の方か委託の方かちょっとわからなかつたんですけども、そういうことを含めて、例えばカルテ管理士等を含めて、医事の委託の業務の範囲の大まかな分野、それをちょっと教えてください。

病院医事課長（藤井秀典君） 大まかな業務内容をお答えします。

まず、総合受付における受け付け業務です。それから、当然外来の請求業務及び病棟、入院患者の病棟の中の日々のどういうふうな治療を行ったかとかという、その整理も行っております。ですから、総合受付と各病棟に配置しております。また、外来の各受付へも配置しております。

お尋ねになっていた相談業務は、医事の委託には入っておりません。

委員（三輪順治君） わかりました。今直感的には、医事の範囲は非常に広くて、専門的な分野も委託されるとかと思ったんですが、今のお話ですと、受け付け業務を中心に請求事務の関係、レセプトを含めてですね、それから入院の病棟管理業務ということでございますね。わかりました。恐らく病院がこれから定数もかなりふやしていただいている議決もありますので、相当多面的に事務量がふえてくると思われますから、ひとつ専門分野の研修含めて、しっかりやっていただきたいと思うんですが、現在医事課ないしは庶務課、どっちかわかりませんが、窓口に当たってる課として、この委託業者との実務的ないわゆる総合連絡、患者さんとのトラブルを含めて、恐らく定期的な意見交換の場があると思うんですが、これらあたりちょっと教えていただけますか。

病院医事課長（藤井秀典君） 原則的に、月1回医事ミーティングというのを行っております。これは、医事課職員と委託先の職員、全職員で行っています。総勢が約三十五、六名になります。内容としましては、その1カ月の間にあった請求内容についての、これが正しいとかという疑問に思うことを発表したりして、研さんを重ねております。

以上です。

委員（三輪順治君） 請求内容のレセプトの点検作業は当然基本的義務ですけども、窓口の接客ですよ。病院へおいでになると、どうしても窓口から患者さんは見られまして、最終的には入院であれば、看護師さんのほうのホスピタリティーっていいですか、そういうのも必要になっておりますけども、月に1遍というのは、ちょっといささか少ないという気がします。患者さん毎日動いてますし、苦情もいろんな形であります。それから、医療ミスに近い形で、医療現場でなくてもそういう可能性もありますから、月1回というのは、これは契約で決められとんですか。

病院医事課長（藤井秀典君） いえ、契約では決められておりませんで、現在もう少し回数をふやすように検討を重ねています。

委員（三輪順治君） 病院の顔ともなる受付の方ですから、専門知識はもとより、患者さんの心に寄り添ったような形で、井原の市民病院に来たら安心できるような受付になりますように、回数もふやしていただいて、今おっしゃいましたので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問。

院内保育所の運営時間は何時から何時まででしょうか。

病院庶務課長（猪原忠教君） 朝7時半から午後7時までございます。

委員（三輪順治君） 主に看護師さんの対応のための院内保育所であると認識しております。看護師さんであれば、早朝とか夜勤とか、いろんな勤務機会があると思います。どういう交代をされるとかちょっとわかりませんけども、通常ならば、今おっしゃった時間であれば、それは託児機能が果たせると思いますが、夜例えばご夫婦で子供さん1人いらっしゃった場合、仮に極端なことを言いますと、旦那さんが出張をされて、看護師さんである奥さんが、子供さんがどうしても親御さんが見られないというときに預けるところがないというふうなことがすぐに想定されるんですけども、この時間の仕切りというのは、これは病院として経営面を含めて考慮された結果だと思うんですが、看護師さんのほうからそういうニーズはありませんか。これ以外にしてほしいとかというニーズ。

病院庶務課長（猪原忠教君） 原則、ただいま申し上げました時間なんですけれども、どうしてもやむを得ず時間延長してほしいという場合は、2時間までは認めております。

委員（三輪順治君） わかりました。これは、経営との関係がありますから余り多くは言えませんけども、できるだけ所期の目的に沿うような運営時間の確保を引き続きご努力をいただきたいと思います。

それからもう一点、昨日停電のときの関係で本庁の環境をお聞きしましたので、病院のこともお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

いただきました資料で、停電時の具体的な中身書いてありますが、非常に専門ですからわかりにくいで、私がわかりやすくちょっと質問しますので、よろしくお願ひします。

まず、系統ですね。受電系統は、市民病院は1系統だけでしょうか。それとも複数系統、つまり病院のキュービクル、要するに受電設備に何本か、例えば北方面から、南方面からということで、何本か複数本用意されてますでしょうか。ひとつその辺お願ひします。

病院庶務課長（猪原忠教君） 1系列でございます。

委員（三輪順治君） 次に、今の発電機能なんですけども、停電時に即発電可能ですか。

病院庶務課長（猪原忠教君） 停電すると瞬時にということですが、保安管理点検の結果報告の内容を見ますと、2. 6秒で自動起動となっております。

委員（三輪順治君） 次に、発電が2. 6秒後に起動をして、どれぐらいの時間数もちますか。

病院庶務課長（猪原忠教君） 燃料タンクいっぱい、満タンで考えますと、約30時間は発電できると考えます。

委員（三輪順治君） 燃料の種類は何でしょうか。

病院庶務課長（猪原忠教君） 灯油でございます。

委員（三輪順治君） 灯油。きょうは、これにとどめておきます。ありがとうございました。

委員（森本典夫君） 何点かお尋ねしますが、入院、外来の患者数の推移をちょっと見ますと、外来は、5年間見てもまあまあ上がってきてるんですけども、入院については、21年度をピークに下がりつつあります。その原因をどういうふうに分析されておられるのかお尋ねしたいのと、それから収入や費用の推移で見ますと、大体右上がりグラフになっておりますんで、これはいいかなというふうに思いますが、そこらと兼ねてですね、先ほど言いましたようなことはどういうふうに分析されておられるのか、まずお尋ねいたします。

病院医事課長（藤井秀典君） 入院の実人数が年々減っているというふうなお尋ねと思うんですが。

委員（森本典夫君） 延べ。

病院医事課長（藤井秀典君） 失礼しました。延べ人数が減っているというふうなことです、実人数のほうは実はふえておりまして。ということは、平均在院日数としては短くなっているというのが原因ではないかと思います。1人の人がいる期間が実際短くなっているということだと思います。

以上です。

病院事務部長（北村宗則君） 少し補足させていただきます。21年度をピークに入院患者数の減少というご指摘だと思います。今、医事課長が申し上げましたように、在院日数ですね、1人の患者さんが入院される期間、これを短縮化といいますか、短期間で改善していただいて帰っていただくようにということで、在院日数として短くなっている傾向にございます。そういう中にあって、延べ患者数が21年度をピークに減少傾向というふうに数値的になりますが、実態の実患者数で言うと伸びているという現象が起きております。そういう中で、1人当たりの入院単価、これも上がってまいりますので、収益としては上がっているという状況が出ているというふうに分析しております。

委員（森本典夫君） 了解しました。経営上、そういうふうに回転を速めれば収入の増につながるということは理解しておりますが。そういう中で、先般の一般質問の中で、余り説明もせずに、ここへかわったらどうですかというような話があったとかということを言われておりますけれども、そういう意味で、患者さんに、考え方として、できるだけ早く帰っていただきたいというのは、言葉には出さんとしても、経営上そういうふうにすることによって、入院期間が短ければ入院点数も高く、ずんずんそれが伸びれば、入院点数が、実際に入院していても点数が下がってしまうということで、経営上もそういうことになってるんだろ

うと思いますが、そういう意味で、入院患者さんに、そんなことはないとは思いますが、帰ることをかなり強行に勧めるとかというようなことはあるのかないのか。そういうことについての不満等々があるのかないのか。それと、ほかの施設へかわっていただくときに余り説明もせずにという話が一般質問の中で同僚議員がされましたけれども、私もたまたまそのテレビを見てきた人で、ああいうことは実際にあるんじゃと、うちもそういうふうに言われたと、余り説明も受けずにというような話があったんですが、そこらあたりは、よく担当の看護師さんあたりに徹底してないんじゃないかなというふうに思うんですが、23年度では、そんなことを言われても困るんじゃがというような話等々も含めて、早う帰れやというようなことは言わんとしても、どうにかもうちょっとというような意見も出るんではないかと思いますが、そこらあたりの兼ね合いが大変難しいことだと思いますけれども、23年度ではそんな話があったかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

病院事務部長（北村宗則君） まず、このたびの一般質問にもありました、説明不足で満足をいただけない対応になってしまったというご指摘をいただいたところであります。これについては反省しておりますし、そこの対応についてしっかりと指導も教育もしていくかなきやいけない、そのように思っております。

先ほど、在院日数の短縮という話をしましたけれども、実質結果として短縮化によって単価が上がるという、これは制度上はなっておりますが、あくまで市民病院は市民のための医療機関でありますから、経営を思っての、経営も大切ではありますけれども、当然退院というのは医師の判断をもって、病院での治療といいますか、入院治療は終了して構わないという判断のもとの退院指導をしていくわけであります。ということで、無理やり短期間でお帰りいただくというスタンスとは思ってはおらないんですが、一方で、今申し上げました市民病院、公立の病院ではありますが、医療機関でございます。そういう中で、医師が入院治療としては完了したと判断した方につきましては、いつまでもずっと入っていただくというのは、病院の性格には合わないものと理解しております。そういう中で、退院指導との絡みになるんですが、ここが非常にほんと難しいところでございまして、先ほども言いましたように、当然入院治療の必要な方については入院していただきます。期間短縮だから出てくださいというようなことはございませんが、入院治療としては了した方と医師、病院が判断している方についての退院支援、これについては個々のご家庭のご事情等もあります。その中でご相談しながら進めてるんですが、一番当該者の方、ご家族とすれば、できるだけ長く病院へ置いてほしいという思いを強く持たれてる方もおられますので、その辺でご理解をいただけるのに苦労をするということは、常にこれからもあり得ることだろうなと思います。

この前の対応の不備につきましては、今申し上げた内容とはちょっと違いまして、退院支援として社会福祉士等がご相談に乗るので、十分な説明、いわゆる相手の方にご理解をいた

だいたり納得いただけるというような努力が足りなかつた結果、満足をいただけない状態になってしまったということでありまして、ちょっとそこは分けて考えておりますが、退院支援については、今申し上げますように、患者様及びご家族のご意向と病院側の説明と調整の中でいかに理解をいただくかという非常に難しい問題を秘めておりますが、そういう中で病院としてできるだけ適切に十分ご説明をし、ご理解をいただける努力を続けたいというふうに思っております。

以上です。

委員（森本典夫君） よく考え方はわかりましたが、実際に数字としては、延べ患者数では21年度と23年度では6,500人ほど減っているわけです。それで、実人員はふえているということありますので、21年度の実人員をお知らせいただきたいのと、それからなぜこういうふうな右下がりの数字になったのか。それは、何かの努力によってそういう形になったのか。今いろいろ配慮しながら、患者さんと話をされるとということでしょうが、実際には数字的には延べ人員では下がつて、実人員では上がつるというようなことで、そこらあたりの病院側の患者さんに対する対応について何か変わったことがあったからこういう形になったのか、そこらあたりはどういうふうに分析されておられますか。

病院事務部長（北村宗則君） 変わったことがあったのかというご質問のほうでござります。

治療によって大体標準的な治療期間というのがあると認識しておりますが、そういう中で、個々の事案は医師の判断でありますけれども、いわゆる言葉が適切かどうかわかりませんが、必要以上に入院を長引かせるようなことのないように、在院日数についての管理の意識といいますか、認識を各先生方が持たれてこられた結果ではないかと思っております。

委員（森本典夫君） なるほど。経営意識が高まったということですね。わかりました。

病院医事課長（藤井秀典君） 実人員のお尋ねだったと思うんですが、ちょっと今手元にありますのが、平成22年度の実入院患者数が3,464人です。

委員（森本典夫君） 5年間で一番高かつた延べ人員の21年度は、今資料としてはお持ちでないんでしょうか。

病院医事課長（藤井秀典君） 申しわけありません。

委員（森本典夫君） それは、ほんなら結構です。ありがとうございました。

病院庶務課長（猪原忠教君） 先ほど、院内保育の延長時間でございますが、1時間まで延長を認めております。訂正いたします。

委員（森本典夫君） あと2件お尋ねしますが、まず1件、病院事業管理実践者1名を配置したことありますが、成果のほどは。

病院事務部長（北村宗則君） ご承知のとおり、4月から事業管理実践者に入っていただ

いております。主にこの1年間、昨年度で申し上げますと、病院の契約関係、それから医事のレセプト処理関係、このあたりにメスを入れるといいますか、チェックをいただきまして、それぞれご意見をいただき、契約関係などの見直しのいわゆる経費の節減関係、これについてのご指導、ご助言もいただきました。それから、今まだ途中でございますけれども、各セクションにおいても業務の処理等についてヒアリング等もいただきながら、改善点等の提言、指導をいただいておりまして、今市民病院が改革に当たっておりますけれども、そういう中で経営改善に向けて力を発揮していただいているというふうに認識しております。

委員（森本典夫君）　　ありがとうございました。期待しておきたいと思います。

あとは、レセプトのことでお尋ねします。

病院が送るレセプトで、100%はいよろしいですよということにならないというふうになると思いますが、政府管掌の保険とか国保とか組合健保とかいろいろありますが、そういう中で、送ったレセプトの中で、例えばこれは過剰診療ですよとか、こういうのはちょっとおかしいんではないかとかというので返ってきた件数がどのくらいありますか。そういう聞き方でなしに、月平均で何件あるかとかというようなことで、大体平均で、あるかなしかも含めてですが、あればどのくらいありますか。

病院医事課長（藤井秀典君）　　手元にありますデータから言わせていただきます。

保険者によって違うんですが、大体月に、返戻が入院と外来合わせて約15件から20件ほどあります。これは、病院のほうから取り下げとかということです。

病院のほうから取り下げて、返戻したというのが主です。保険資格関係の誤りとかで、返戻をさせてもらっています。

それと、次にお尋ねの審査で返ってくるようなのが、またこれが入院と外来合わせても大体約50件程度あります。

ただいま言ったのは、返戻と一時審査を言ったんですが、実はまだ1次審査を受けて返ってきたものに対して再審査請求をするんです。その件数も、ちょっとこれは月によってかなり違うんですけども、入院、外来合わせて20件程度は再審査請求をしております。

委員（森本典夫君）　　月平均。

病院医事課長（藤井秀典君）　　はい。

委員（森本典夫君）　　病院の関係で、先ほど言われましたように、返戻が入院、外来含めて15から20件ですから、これは保険が切れとったとか、保険が変わったとかというような形で、そういうことで出てくるんだろうと思うのですが、これはどうしようもないということでありまして、特にいろいろ聞きたいと思うのは、先ほどされましたように、1次審査が入院、外来で50件くらいということで、この50件くらいが大まかに言ってどういうことで審査にひつかかって返ってきたのか、そのあたりお聞かせいただきたいと思います

と、それから再審査請求をするのが大体入院、外来で20件ぐらいということで、平均的な話でしょうが、その残りの30件は、それぞれの保険者から返ってきて、こういう理由でだめですよと、とりあえず返しますよということで返ってきた場合に、あの今の話では、30件は再審査請求してないわけですから、そこらあたりはどういうふうな扱いになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

病院医事課長（藤井秀典君） まず、1次審査でどういうような査定が多いのかと言うと、検査の過剰とか、あと不適用です。経口で飲める薬を飲める方なのに注射を行ってしまったとかというふうな不適用とかというのも、審査の理由には上がっておりまます。

それから、次の再審査請求は、全件行うのが原則だと思うんですが、50件中20件ぐらいしかできないというのは、まだちょっと今後の課題ではあるんですけど、従来ここは再審査してもというようなところも幾らかあります。再審査請求しても、またはねられるなどかというのも実際のところはあります。

以上です。

委員（森本典夫君） 平均的に20件、再審査請求した場合は大体認められておりますか、経過として。それから、30件については、こういうことで、このレセプトについては問題ですよということで返ってくるわけで、先ほど具体的には過剰診療とか不適用とかというのがありましたけれども、ちょっと僕は今までそういうのにかかわってきたんですけども、そういう再審査請求とかというのをしたことないんでわかりませんが、1次審査で返ってきた分については、例えばレセプトが3万円の請求になつてると、その中この部分は過剰診療ですよと、この部分は不適用ですよということになって、2万5,000円しか渡しませんよということになって、それで仕方がないなというふうなことになつたのが、具体的に数字出して、それが適当かどうかわかりませんが、あの30件がそういう形で減されても仕方がなくて、30件は減されたままで済ませるとというふうに理解していいのでしょうか。それから、20件はそういう過剰診療とか不適用じゃと言うてきたけども、それはこうこういう理由でそれだけのことはせざるを得なんだからしたんですというようなことで再審査請求するんでしょうが、そのあの30件についてどういうふうな対応をしておられるのかお尋ねしたいと思います。

病院医事課長（藤井秀典君） まず、再審査請求して、実際復活するのは約半分です。再審査請求しても、半分ははねられるという状況です。先ほどから言われてる30件、50件返ってきて、20件は再審査請求して、その30件はどうすんだという話ですが、実は返ってくるのがすぐ直前の、今でしたら例えば8月分が返ってくるとかというんじゃなくって、結構さかのぼって去年の11月、12月分とかが返ってきたりするので、ちょっと時期がずれて、また再審査請求はかけているんですけども、その辺が単純に50件返ってきました、

20件しか再審査請求してませんというんではないんですけど、その辺の時間的ずれがちょっとあるんですが、よろしいでしょうか。

委員（森本典夫君） それはまあそうでしょうけど、先ほど言いました30件については、先ほど言われましたように、薬で済むものを注射にしたからそれは認めませんよという形で不適用とか過剰診療とかという、同じ薬が出て同じ系統の注射を打つたら過剰診療とかというようなことになるわけじゃけども、そういうことで返ってきた分については、具体的にはどういう扱いにしているんですか。先ほど言いましたように、3万円の中、これだけはダメですよということで、あとそれをダメですというのを引いたのが、あとが最終的には何も言わなんだら減るのか、3万円のレセプトが返ってきて、何も言わなんだら3万円削られてしまうのか、そこらのシステム。僕は、実際にやりよった時分には1次審査で返ってきたことがないんで、よくわからないんです。そこらあたりをちょっと教えていただきたいと思います。

病院医事課長（藤井秀典君） まず、1次審査で返ってきたものに対しては、先ほど申し上げました不適用とかについては、医師のコメントを入れまして、こういう理由でどうしてもこういう薬を使わなきゃいけなかつたんだとかというようなコメントをつけまして再審査するのが原則なんですけども。再審査しても、結局ダメだよって言われたときは、そのレセは全額というか、その部分に対しては保険からは給付されなくなつて、結局その分が病院のほうの持ち出しになるということです。過剰な部分だけです。

委員（森本典夫君） 僕の質問とちょっとかみ合つてねえんですけど、当然2次審査は、今言われましたように、ドクターやナースの方とよく相談して、これは仕方がない、当然の診療だということになれば2次審査に出すわけですが、あと30件については、今の話では、そのまま返つたのを認めれば、例えばもうちょっと金額を上げるとして、5万円のレセプトだったと、内容が、それでもこの点はダメですよということで返つてきたと、それを再審査請求しなかつたら、5万円はダメになるというふうな、確認ですが、ということでしょうか。

病院医事課長（藤井秀典君） 過剰相当とされた部分だけでございます。

委員（森本典夫君） 5万円の中、5,000円は過剰診療ですよ、不適用ですと言われたら、それが引かれて、あとは何も言わなんだら、こっちのほうへ入つてくるという理解でよろしいか。

病院医事課長（藤井秀典君） 何も言わなかつたらダメなんんですけど、時期が多少ずれますが、再審査請求はかけます。

委員（森本典夫君） ちょっともう一回。再審査請求すれば、また再審査請求して、それであと半分ぐれえ返つてくるということですが、それを認められないんが、50件の中20

件は再審査請求して、せえでその中のまた半分が認められて半分は返ってくるということになりますが、再審査請求して返ってきた半分についてと、最初から出さなかった30件については扱いが同じようになると思うんですけども、100%レセプトに書いている金額は入らないのか、あるいはここはだめですよというとこだけカットして入らないのか、そのことをお尋ねしておりますので、それに対するお答えを下さい。

病院医事課長（藤井秀典君） その部分はだめですよというふうなカットをされます。あと残りのほうは、入ってきます。

委員（森本典夫君） だから、だめですよと言うてこられたんで、だめですよという部分だけ削られて、あとは診療費として入るということでしょうか。もう一回、ちょっとはっきり言うてください。

病院医事課長（藤井秀典君） そのとおりです。

委員（森本典夫君） わかりました。それで、1次審査で返ってきて、2次審査を出そうということでするわけですが、今先ほどちよろっと言われましたように、ドクターがこれはこの診療についてやあこうせにやあいけなんだということで、再考してくださいということで保険者に再審査をするわけでしょうが、それは担当診療科のドクターや、ナースは余り関係ないかもわかりませんが、ドクター、医事係がかわって再審者請求をする相談事をするのか、診療科の部長というんか、科長というんか、そこらあたりだけで、これは再審査すべきだというふうに最終判断するのか、そのあたりのシステム上のことをお知らせください。

病院医事課長（藤井秀典君） 医事課が主導で、先生にこういうふうな再審査請求をしたいと思いますというふうな承諾をもらって、再審査をかけております。

委員（森本典夫君） 今の話では、医事課が、こういう内容で再審査するというふうなことを担当のドクターに言うて、せえでオーケーが出たら2次審査ということになるという話です、今の話は。そのことについては、まずレセプトに書かれている診療については、診療したドクターが、言ってみれば100%わかってる。交代することもあるかもわかりませんが、カルテによってこれだけのことは診療しとるということになって、ドクターが判断するのならわかるんですが、医事係が、このことは2次審査にかけるべきだということで、医事係がそういうことを判断を今の話ではしてることになりますが、それはちょっとおかしいんじゃないかと思うんですが、ずっとそういうシステムでやってるんですか。ドクターに、こういうことで、ここを言うてきたけれども、ドクターとしてはどういう判断ですかということを仰いで、それはそうじやということになりやあ、初めてそこで医事係がかわって2次審査請求するということになるのが筋だと思いますが、今の話では、医事係が、こうこうこういうことなんで2次審査をしますがよろしいですかというて、ドクターに、言ってみれば反対に、上下関係ねえんかもわかりませんが、医事係がドクターに言うというような

ことはちょっとおかしいんではないかと思いますが、こういうシステムはずっと以前からそういうシステムなんですか。

病院医事課長（藤井秀典君） システムとしてはおっしゃるとおりで、前から変わってないと思います。という人が、やっぱり医師の負担軽減という意味で、医事課の職員はレセプトにやっぱり詳しいわけで、請求に対してこういうふうに査定されましたよって言ったら、やっぱりそこは、じゃあこういうふうなコメントをつけてというか、先生がやられたことはこうですかねっていうお尋ねで先生と話をして再審査してるということです。

委員（森本典夫君） ドクターの負担をというのは、確かにわかります、忙しいから。じやけえども、その中身についてはドクターが一番ようわかって、医事係は、出てきてる薬とか、手術の内容とか、薬とかというので点数的なことでレセプトつくって送るわけですから、そういう意味では、診療内容がああだったこうだったというのはドクターやナースしかわからんわけで、それを医事係の方で判断して、レセプトだけで判断するわけですから、それはおかしいんではないかなというふうに言ってるんで、そこらあたり部長どうですか、おかしいんじゃないですか。

病院事務部長（北村宗則君） 申しわけありませんが、ちょっと説明不足だと思うんですが、委員さんおっしゃるとおり、レセプトの請求内容の判断はあくまで医師が行うものでありまして、その再審査の案について医師に相談をかけて決定すると、その中で、今課長が言いましたのが、ただほんとこう返ってきてるので、これはどうしますかと言うんじやなくて、医事課としてのそこの分析といいますか、判断を加えて、医師に相談をかけて医師の判断を仰ぐという意味で申し上げました。

委員（森本典夫君） ほんなら、とりあえず事務方が言うてこられた内容で、ここはこうなんだというのを判断して、せえでドクターに、こうこうこういうことで返ってきましたけども、実際はこうではないんですか、先生どうですかというのを先生の判断を逆に仰ぐというようなことで、ちょっと逆さまじやないかと思いますが、そういうことでいきよんなら仕方がないというふうに思います。再審査請求をしっかりしていただいて、収入が少しでもふえるように頑張っていただきたいということを言いまして、質問を終わります。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 認定〉

美星支所長（小出堅治君） 午前中に財産区のことで電柱敷地料につきましての説明がまだできておりませんので、報告をさせていただきます。

ページは472ページになります。決算書の472ページでございます。

東水砂財産区の雑入のうち、電柱敷地料6万7,017円の内訳でございます。

午前中、私が説明したところに1カ所思い違いで誤りがございました。訂正をさせていただきます。この中には、NTTの基地局の金額が入ると申し上げましたが、これはその上の財産貸付収入のほうへ入っておりました。勘違いでございました。訂正をさせていただきます。

この6万7,017円につきましては、電柱及び支柱69カ所の歳入でございます。

それから、次の宇戸財産区、484ページでございます。

ここの電柱敷地料6万2,630円入っておりますが、これにつきましては、105カ所の電柱と引き込み線ということの収入でございます。

以上です。

委員（森本典夫君） ということは、説明では電柱だけじゃったということになるわけですね。ということになると、例えば、この前の財産区のときには気がつきませんで質問しませんでしたが、東水砂と2番目に言われた宇戸か、それからもう一つどつかあったけど、そのときには言わなんだけど、そこもわかつたら教えていただきたいんですが、去年のが、22年度は東水砂でいきますと6万1,550円、せえで今回が6万7,017円、それから宇戸で言いますと、去年が5万9,670円、23年度が6万2,630円ということでありますので、電柱をふやしたという判断でよろしいか。そうなりますと、何本ふやされたんでしょうか。

美星支所長（小出堅治君） 23年度決算の462ページ、大倉財産区の電柱についての本数を報告をさせていただきます。115本でございます。

委員（森本典夫君） 大倉財産区で、今115本と言われましたが、22年度が9万円ちょっとですね。今度は8,000円ふえとるわけですが、そのふえた原因、3財産区、言うてください、原因。

美星支所長（小出堅治君） ちょっと前年の資料はそろえておりません。失礼いたします。

委員（森本典夫君） 資料は要らんのん。金額がせえだけふえとんじやから、23年度でふえた原因を聞きよる、それぞれの財産区で。

美星支所長（小出堅治君） 後ほど確認いたしまして回答をさせていただきます。済いま

せん。

委員（森本典夫君） 支所長として、これだけの金額がふえとるわけで、これは電柱だけに限ってということになりましたので、電柱を立てていただいたというようなことで記憶にありますか。

美星支所長（小出堅治君） 新規に何十本も立てたとは記憶しておりません。

委員（森本典夫君） いや、何十本とはよろしいが、3つの財産区で、それぞれ皆全部ふえとるわけですから、それぞれのところでそれぞれかなりの本数を立てたという記憶がありますかと言よう。

美星支所長（小出堅治君） その記憶はございません。

委員（森本典夫君） そがんこと言うたらいけまあ、困るじゃねえか。

美星支所長（小出堅治君） 若干の使用料の変更があったものだと思っておりますので、ちょっと22年……。

委員（森本典夫君） 記憶にございませんと言わされたら困るで、この数字が変わったんじやから。せえじやから、後ほどということですんで、後ほどなるほどというご答弁をよろしくお願いします。

以上です。

〈認定第3号 平成23年度井原市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について〉

委員（森本典夫君） 341ページの水道使用料ですが、不納欠損額が2簡水にあります。それから、収入未済額が4簡水にあります。それぞれ詳細をお聞かせください。

水道部次長（安部弘和君） まず不納欠損額ですが、中央につきましてが3件で、居所不明が2件、倒産が1件、合計3件です。あと、美星簡易水道につきましては、居所不明が2件で、生活困窮1件となっております。

あと、未納につきましては、中央簡水が、生活困窮が1件です。種花滝につきましても、生活困窮が1件。川町水道につきましても、生活困窮が1件。美星簡水が、これ生活困窮が16件です。

以上です。

委員（森本典夫君） 件数についてはわかりましたが、特に美星については7万6,335円ということで、件数は言われましたけれども、多い方はどのぐらいなのでしょうか。

それから、収入未済額で、それぞれ困窮が1件、1件、1件で、美星が16件ということではありますが、820円というお金が生活困窮の方で、これは川町というのがありますが、今年度になって入ったとかというようなことはあるのかないのか。それから、ほかの3簡水

については万単位の未済額になってますが、今年度で幾らか入っているのかどうなのか、それだけをお聞かせください。

水道部次長（安部弘和君） まず、美星簡水の不納欠損ですが、多い方が3万4, 125円です。

それと、先ほど言われました820円につきましては、今年度既に入っております。8月31日現在で、中央簡水につきましては、今未収金が4万2, 720円となっております。種花滝で3万4, 200円、美星簡易水道で48万1, 850円となっております。あとは、8月31日までに収納していただいております。

委員（森本典夫君） 中央、種花滝は、どうにかちいとずつ進みよるということでありましたが、美星については58万円が48万円ということで10万円ほど減ってるんですが、16件で一番多いのがどのぐらいでしょうか。

水道部次長（安部弘和君） 一番多い方が、39万350円です。

委員（森本典夫君） 不納欠損で落とす前の収入未済なんで、この39万円というのは、年度別に言えばどうなってますか。

水道部次長（安部弘和君） 21年度が6万3, 380円、22年度が14万9, 940円、23年度が17万7, 030円となっております。

委員（森本典夫君） かなりの額、39という額ですから、3年間でそういうことで。この方については、どういう指導をされておられますか。

水道部次長（安部弘和君） 今現在は、分納していただいております。

委員（森本典夫君） わかりました。なかなか生活困窮ですので大変だろうと思いますが、よろしくお願ひをしたいと思います。ありがとうございました。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 認定〉

〈認定第7号 平成23年度井原市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について〉

委員（森本典夫君） 381ページの公共下水道使用料の中の収入未済額で493万9,

915円、その中139万円ほど24年度で入っておるということで、残が360ほどになりますが、見通しはどうですか。

下水道課長（森本謙一君） 使用料の見通しでございますが、こちらにつきましては、個別に徴収等を行っておりますが、下水道課、それから上水道課を上げて、この5月ですか、徴収チームをつくりまして徴収に伺っておるところでございます。そういった中で、日ごろの滞納者に対する徴収等も、以前と同じように戸別訪問、それから電話催促等について収納を促していく努力をしたいと思っております。

委員（森本典夫君） 当然ながら、上水のほうもこういう形で収入未済になっとると思うんで、努力しっかりしていただきたいと思います。

以上。

委員（森下金三君） 公共下水、21年7月から供用開始した、この芳井処理区ではということが書いてあって、平成23年度末現在の整備面積は35.6ヘクタールとなりましたということで、供用開始した地域、その中において公共下水を接続しないという方も何軒かあるんじゃないかなと思うんですけど、それは世帯に対して何%ぐらい接続しないというような数字がわかれば教えてください。その方たちは、どういう理由で接続しないと言うかということ。

下水道課長（森本謙一君） 現在のところ、ちょっとその数字はつかんでおりません。

接続をしないと言われる方の理由といたしましては、やっぱり土地の面積に係る負担金が大きいとか、それから合併浄化槽でしたほうが安いとか、そういうことを言われる方がおられます。

委員（森下金三君） 100平米当たり500円で、ひとり暮らしで大きい面積じゃったら、負担金が払うよりくみ取りしたほうが安いというような、そういう金銭的な関係で接続しないという理由が大きいというふうに理解すればいいですか。

下水道課長（森本謙一君） そうでございます。

委員（森下金三君） そうですか。今後また工事も進んでいくと思いますが、いろいろな面でそういう接続をしないという人も出てくるかと思いますけど、せっかく大きなお金をかけてやっておるわけですから、説明不足があると言うてなかなか文句を言われる人も多いわけですけれど、それをしっかりと説明をしていただいて、接続していただくように努力していただることをお願いをいたしまして、終わります。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 認定〉

〈認定第10号 平成23年度井原市美星地区畠地かんがい給水事業特別会計歳入歳出決算について〉

委員（森本典夫君） 電柱にかかわることをちょっとまた言います。

雑入で、備考欄に行政財産使用料というのがあります。それから、先ほどの3つの財産区のほうでは、同じ雑入ですが、電柱敷地料ということになってますが、表現は違っても中身は一緒だろうと思うんですが、なぜ表現が違うのか。統一できるもんなら統一したほうがええんと思うんですが、お尋ねします。

以上。

特別会計と財産区会計では表現が違うて当たり前なんでしょうか。それもあわせてお答えください。

副市長（三宅生一君） 今後、統一していきたいと思います。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 認定〉

〈認定第14号 平成23年度井原市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について〉

委員（森本典夫君） この場でわかるんかどうかわかりませんが、平成27年度からコンビニで料金を徴収する収納事務を委託することになってやってますが、何かこの意見書では、収納率がそういうことをやったけれども下がったということを書かれておりますが、実際問題コンビニで納められた件数がわかれば教えていただきたいということと、これはこの中出てこんの、ほかのところで出てくるんか、コンビニに払った手数料というんか、委託料というんですか、それは何ぼ払っているのか、そのことをお聞かせいただきたいと思いま

す。

それから、いろいろ結びの中では老朽施設をどうにかせにやいけんということが2カ所に出てきますが、老朽施設と目される施設が何カ所ぐらいあるというふうな見込みをされておられますか。何カ所ということが特定されれば、それが大体延長どのくらいになりますか。

2点。

27年と言うた。ほな、23年。

水道部次長（安部弘和君） コンビニの23年度6期分で言いますと、上水が1万1,984件の使用に対して、コンビニで納めた方が813件です。それと、コンビニの手数料につきましては、1件が63円です。

それと、老朽化施設というのが、いわゆる老朽管というイメージでいいんでしょうか。

委員（森本典夫君） 私の見解は言えませんが、監査委員さんが老朽施設ということを言ってますんで、担当課の方がそのことがわからんのなら、監査委員さんに聞いていただかにやいけんと思うんですが、どうでしょうか、その点。例えば、老朽施設の再構築が必要というのを結びに書かれておられますし、それから最後のところには、経営面では老朽施設等の計画的な更新が必要じゃというふうに書かれてますが、その老朽施設がどういうことなんですかと言われたんじゃ困るですが。

水道部次長（安部弘和君） 老朽化施設ということで、管路につきましては、現在法定耐用年数が過ぎた管路が約40キロ程度あります。そのうち61年から更新工事ということで26キロが更新済みです。残りの約14キロが耐用年数を過ぎた未更新の管路であります。毎年2キロ程度ずつこれは更新をやっていっておりますが、今後耐用年数を過ぎる管路はふえていく状況ですが、耐用年数が過ぎたからすぐだめになるというのではなくに、その状況を見ながら改修工事を行ってまいっておる現状でございます。

委員（森本典夫君） ようわかりましたが、これは毎年2キロぐらいずつしか更新しようらんということは、そういう施設が済んだなと思うたら、早次のが来るとということで、なかなかイタチごっこですな、ということがわかつただけでよろしいです。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決及び認定〉

〈認定第16号 平成23年度井原市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決及び認定〉

美星支所長（小出堅治君） 電柱の件でございます。

ちょっとただいままだ全て集計ができておりませんが、途中の状況を報告をさせていただきます。

大倉財産区につきましては、平成22年と23年の差額が7,569円となっておりますが、それはNTTの電柱の敷地料見直しによりまして、平成20年から平成23年度分、4カ年分の追加を追納していただいた金額が7,569円となっております。

これと同じように、東水砂については差額が5,467円、宇戸財産区については差額が2,960円となっておりますが、これは追納分の収入がふえておるものだと思っております。

ちょっと全ての資料がただいまそろっておりませんので。

委員（森本典夫君） 僕の想像でも、ひょっとその金額が変わったんじゃないかなと思つたんですが、今説明でNTTの関係でということありますので、了解しましたので、ほかの資料等についてはもうよろしいから。

美星支所長（小出堅治君） ありがとうございます。

委員長（川上 泉君） 以上で付託案件の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〈異議なし〉

委員長（川上 泉君） ご異議なしと認め、そのように了承を得ておきます。

閉会に当たり、執行部で何かございましたらお願ひします。

副市長（三宅生一君） 終わりに当たりまして、一言お札を申し上げたいというふうに思います。

委員の皆様方には、きのう、きょうと終始ご熱心にご議論、ご審議をいただきました。なおかつ、認定第1号から16号、それぞれの23年度の会計について認定をいただきましたことをまことに厚くお札を申し上げたいというふうに思います。この中で、いろいろなご意見、ご提言をいただいておりますので、私ども持ち帰って、これを市政の運営に努めていきたいというふうにも思っております。決算を認定していただいて、今後はまた新たなこれをベースに予算を立てていくという作業になります。冒頭で挨拶をさせてもらったわけですが、非常に井原市としてはこれから財政は冬に時期を迎えるというふうに思っております。しかしながら、これは何も悲観することではなくて、やがて春を迎えるというふうにも思っておりますので、皆様方には引き続きいろいろなご議論を通して市政の運営にまたいろいろ力をかしていただけたらありがたいというふうに思っています。

昼に田中美術館の前を見ましたが、実にあでやかな五浦釣人があります。田中先生がこよなく師と仰いだ岡倉天心の、茨城県ですか北茨木市になると思いますが、五浦海岸の五浦釣人を皆様方も見ていただいて、あるいは皆様方にとってそれぞれの秋を満喫していただけたらというふうにも思っております。

いろいろ2日間にわたりありがとうございました。

〈議長あいさつ〉

委員長（川上 泉君） 以上で予算決算委員会を閉会いたします。皆さんご苦労さまでした。